

令和2年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和2年3月3日（火）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和2年 3月 3日

至 令和2年 3月19日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 1号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
専決処分報告について

日程第 6 議案第 1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 7 議案第 2号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 3号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定
管理者の指定について

日程第 9 議案第 4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減
少及び規約の変更について

日程第10 議案第 5号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る
連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

日程第11 議案第 6号 村道路線の認定について

日程第12 議案第 7号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第 8号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第 9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第15 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について

日程第16 議案第11号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第18 議案第13号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第14号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第19号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第20号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第21号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第22号 令和2年度白馬村一般会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和2年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和2年度白馬村下水道事業会計予算
- 日程第33 予算特別委員会の設置について

令和2年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和2年3月3日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中 哲
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税務課長	横川辰彦	住民課長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

報告第1号（村長提出議案）説明、質疑

議案第1号から議案第21号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第22号から議案第27号まで（村長提出議案）説明、質疑

予算特別委員会の設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
2. 議案第 1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について
3. 議案第 2号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について
4. 議案第 3号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について
5. 議案第 4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
6. 議案第 5号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について
7. 議案第 6号 村道路線の認定について
8. 議案第 7号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 8号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第11号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第13号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
15. 議案第14号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第15号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について
17. 議案第16号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
18. 議案第17号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
19. 議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
20. 議案第19号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
21. 議案第20号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
22. 議案第21号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）
23. 議案第22号 令和2年度白馬村一般会計予算
24. 議案第23号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
25. 議案第24号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
26. 議案第25号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

- 27. 議案第26号 令和2年度白馬村水道事業会計予算
- 28. 議案第27号 令和2年度白馬村下水道事業会計予算

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

初めに申し上げます。昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、予防対策の一環として、また体調管理の面から、本定例会期間中に限り、水分補給のための水分の持ち込みを許可いたします。適切に水分を補ってください。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、令和元年11月分、12月分、令和2年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月出納検査報告書と令和元年度財政援助団体等監査の結果報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和2年2月定例会が2月13日と14日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓事務組合議会令和2年第1回定例会が2月25日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第11番 太田伸子議員、第1番 太谷修助議員、第2番 丸山勇太郎議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり所管の

常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和2年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり本日から3月19日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。令和2年第1回白馬村議会定例議会を招集をいたしましたところ、議会の議員の皆さんには大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

最初に、観光産業についてでありますけれども、これまで経験したことのない暖冬と雪不足の影響を受けたこの冬のシーズンの状況についてであります。途中経過でありますけれども、報告をさせていただきます。

1月末の村内5スキー場の利用者数は43万人余りで、前年比で見れば102.7%となっております。スキー場ごとに見ると40%に満たない箇所もあれば120%を超える箇所もあり、状況は大きく異なっております。

雪不足に悩むスキー場では、下部のゲレンデがオープンできていないため、半日券の購入が多く、これに伴って飲食部門の利用が落ち込み、消費単価が低下をしているということをお聞きをいたします。一方、全コースをオープンできているスキー場では、利用者数が集中することによって、安全性や満足度を危惧する声もありました。

暖冬と雪不足による影響は、宿泊施設でも発生をしております。村では1月下旬に、各観光協会等の協力を得て、宿泊施設のキャンセル状況を調査をいたしました。回答のあったものを集計いたしますと、主に暖冬と雪不足に起因するキャンセルとして約7,000泊、金額にして9,200万円余りという結果でありました。

また、このような状況に追い打ちをかけるように新型コロナウイルスという新たなリスクも発生しており、残るシーズンを考えると、そして今後の旅行マインドの冷え込みも想定すると観光産業の受けるダメージは大きく、関連事業者の経営環境はますます厳しさを増すであろうと予想しているところです。

このような状況を受けて、村では、暖冬と雪不足により落ち込んだ村内観光需要を喚起するため、あわせて関連事業者の負担を軽減をするため、これらを両輪とする緊急経済対策を実施することといたしました。

前者は白馬村観光局との共同事業であり、観光需要の喚起や今後の誘客につながる観光振興事業に対して、その実施に必要な費用の一部を観光需要の喚起に向けた共同事業支援金として交付するものであります。

後者は運転資金の借り入れに係る利子を補給するもので、対象資金の融資を受けた場合、約定利息に相当する額を2年間利子補給補助金として交付をし、事業者の負担を軽減するものです。

なお、観光需要の喚起に向けた共同事業支援金に要する費用は、今定例会に補正予算として提出をさせていただいております。

次に、昨年12月に中国武漢市で発生し世界的に感染の拡大が続く新型コロナウイルス感染症ですが、この感染症をめぐっては、連日テレビ、新聞等でニュース報道されているとおり、その状況は日々刻々と変化をしています。

村では、これまでに新型コロナウイルス感染症に係る庁内連絡会議を開いて状況の確認や情報共有、今後の対応について確認をしまいましたが、このたびの県内での初感染者の公表を受け、さらに庁内の連携体制を強化し対策に当たるため、2月26日付で新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

そして、2月27日に開催をされました国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息をさせるためにきわめて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康、安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることの感染リスクにあらかじめ備えるといった観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。

これを受け、翌28日に開催した村対策本部において、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行なうことを村内小中学校の設置者であります白馬村としての決定をしたものであります。この決定後、直ちに白馬村長と教育委員会の連名で臨時休業の決定を保護者に向けたメッセージを含めてきずなメールで配信をし、これを受けて、白馬中学校は3月の2日から、両小学校は3月の3日から臨時休業とする旨を各学校から保護者の皆様にお伝えをしたものであります。

なお、臨時休業に伴い、ご家庭の事情により日中保護者が不在となり、1人で留守番ができない児童につきましては、放課後児童クラブを利用できますことをあわせてご案内をさせていただいたところであります。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症に対してワクチンなど有効な治療方法が確立をされていませんので、風邪や季節性のインフルエンザ対策と同様に、予防対策として、十分な睡眠、適度な運動や栄養バランスのとれた食事、規則正しい生活リズムを心がけ自己免疫力を高めること、一人一人が咳エチケットや手洗いなどの感染症予防対策を行なっていただくことが重要です。

村では、引き続き、国や県の動向に注視をしながら、広報、ホームページ等を通じて正確な情報提供に努めるとともに、政府が決定をした新型コロナウイルス対策基本方針に沿った適切な感染症

予防対策を講じていく考えでありますので、村民の皆様にはインターネット上等における真意の不確かな情報に惑わされることなく、どうか国、県、村からの正しい情報に基づいた冷静な判断、行動をお願いを申し上げます。

それでは、各課における事業実施状況についてご報告をさせていただきます。

総務課関係では、図書館等複合施設基本計画策定業務につきましては、今年度、基本構想をもとに基本計画策定業務に取り組んでまいりました。この基本計画については、図書館関係者や子育て支援関係者、子育て世代の母親、有識者などからヒアリング調査を実施をし、現場の声を中心に拾い上げることによる作業を進め、建設候補地選定につきましては、立地と利便性、面積と形状、周辺環境、住民目線や観光目線、官民連携などさまざまな視点から調査研究を行ない、候補地の絞り込みを行ないました。

現在、基本計画策定作業の最終段階に入っていますが、来年度以降もさらに深掘りをした調査研究や調査事項が必要になる見込みです。本年度策定の基本計画に沿って丁寧に調査研究及び調整作業を進めるとともに、本村にとって魅力ある図書館等複合施設にしてまいりたいと考えています。

地域公共交通網形成計画につきましては、計画で定められた具体的な施策に沿って事業の検討を進めてまいりました。この具体的な施策については13の施策がありますが、本年度はこのうち5つの施策について検討をし、具体的施策に向けた取り組みの一つとして、来年度において、スクールバスの試験運行について実施をする予定です。これにつきましては、新年度の当初予算に予算計上しておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

次に、この地域公共交通網形成計画については、来年度以降も引き続き、具体的な施策に対して、スケジュール感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

景観行政団体への移行に関しては、広報はくばでもお知らせをしておりますが、立地適正化計画、都市計画法の建蔽率・容積率、白馬駅前無電柱化などの各種事業との整合が来年度の課題となります。前段の景観計画については2年間の取りまとめを行っており、間もなく計画書としての成果物となる段階であります。

集落支援関係ですが、地区役員懇談会や個別相談のありました行政区が所有する共有地等の財産の保全について、弁護士相談を行ないました。結果といたしましては、認可地縁団体になることが大前提とのアドバイスを受け、詳細は広報はくば2月号に記載をしておりますので、ごらんをいただければと思います。

自然エネルギー関係では、藤本前副村長の発案により、有志職員で発足をした庁内の小水力発電研究会より報告がありました。小水力発電の大きな課題としては、初期導入費用が高過ぎること、導入まで3年から4年の期間を要すること、補助事業が先細りであることが挙げられました。また、行政の役割としては、県内先進地の例にあるように、環境意識が高く河川能力を生かせる県内外企業と村内企業がコンソーシアムを組めるような調整も必要ではとの報告もあり、今後、CO₂削減

のために官民で取り組めることを考えたいと思っております。

観光課関係では、1月に開催をいたしましたFreeride World Tour白馬大会について報告をさせていただきますが、19日の大会は八方尾根崩沢の東斜面をスタート地点とし、自然地形の斜面を使って実施をされました。この斜面はスキー場から一般観戦が可能であったため、グレートウッドリフトの線下に観戦エリアを設置をし、そこでは延べ2,000人以上が世界のトップ選手のすばらしい滑りを観戦をいたしました。大会の様子はインターネット上で34万回以上視聴されたほか、世界各国のニュースや新聞でも取り上げられ、高い広告効果を得たとの報告を受けております。全国的に少雪であったシーズンであるからこそ、この大会を通じてジャパンパウダー、ジャパウを世界へ発信できたことは大きな意味で価値があったと認識をしております。

続いて、地方創生推進交付金事業として整備が進む体験型の複合施設「スノーピーク・ランドステーション白馬」の進捗状況についてであります。施設整備の面では3月19日が対象事業の完了予定日と定め、これに向けて内装工事が大詰めに入っております。施設のグランドオープンは4月18日とのことで、各テナントではそこを目標に各種調整や準備が進められているとの認識をしておりますし、特に白馬マルシェの開催に向けては、生産者と観光事業者、流通事業者によるネットワークを形成し、食の魅力向上に向けた準備が進められているとの報告を受けています。話題性が高く、多くの集客を期待できる施設であり、村としても通年型マウンテンリゾートの中核拠点として大きく期待をしているところですので、関係事業者とともに、この施設がオープンすることによって地域にもたらされるさまざまな効果が広く波及されることを期待をしております。

住民課関係では、リサイクルセンター等の整備用地に関する登記名義人整理の登記であります。1月9日に登記が完了したとの連絡がありました。広域連合の2月議会においてリサイクルセンターの建設予定も可決をされておりますので、事業の推進に支障がないよう、協力して進めてまいります。

また、広域連合から、北アルプスエコパークで処理をした焼却ごみに関する平成31年1月から令和元年12月までの歴年統計の速報値が公表され、速報値によりますと、3市村ともに排出量が増加をし、焼却ごみの総排出量は1万1,305トンで、前年比260トン増加し、うち白馬村から排出をされた量は2,931トン、前年比75トン増加となりました。改めて焼却ごみの減量とリサイクルの推進について周知してまいりたいと考えております。

健康福祉課関係では、冒頭でも触れましたが、新型コロナウイルス感染症に対しての日々刻々と変化する情報収集に努めるとともに、医療機関と連携をしたマスク等を含めた各種備蓄品の確保や調達の対応に追われている状況です。特に、特定健診や重症化のリスクが高い高齢者等の集う集会等は中止や延期など、積極的に呼びかけております。また、インフルエンザが流行する時期であることも踏まえて、予防対策を励行いただくよう啓発に努めてまいります。

農政課関係では、令和2年の主食用米の生産数量につきましては、昨年度に引き続き、国の方針

を踏まえ、県及び地域の農業再生協議会体制による生産数量目安値に沿った生産を推進をすることとしています。令和2年度の実産数量の目安値は、長野県農業再生協議会から地方部単位に配分をされ、地方ごとに生産数量目標値を設定し各地域協議会に配分をされることとなり、圏域の実産数量目安値は19万1,335トン、北アルプス管内では1万9,656トンで、白馬村の実産数量目安値は2,256トン、面積換算で417ヘクタール、前年対比92.49%の配分となりました。

北城南部地区の県営ほ場整備事業につきましては、県及び実行委員会の努力と地権者のご理解により、昨年12月に換地の割り込み作業が完了いたしました。また、面整備につきましては、ほ場整備エリア南側第1工区が工事発注をされ、現在、水路工事や表土はぎ工事を展開しております。全体で40.8ヘクタールの工事を4工区に分けておりますが、今後も引き続き県、実行委員会と連携をし、令和5年の完成を目指して取り組んでまいります。

森林管理法に基づく新たな森林管理システム事業では、令和2年度より、森林環境譲与税が今年度の災害の激甚化・多発化を踏まえ、国会において、当初予定により前倒し増額をされることが閣議決定をされました。今後、広域での連携も図りながら、森林に係るさまざまな情報をシステムに取り入れ、森林整備に向けた準備にスピード感を持って取り組んでまいります。

建設課関係では、この冬の除雪の状況ではありますが、1月末の数値では、時間ベースで前年比20%という稼働実績であります。今後、村内の除雪業者においては、オペレーターの確保や重機の更新等に支障が生ずる可能性もあることから、来年度の除雪業務発注に向けて一定の対応策を検討していかなければならないと感じております。また、今回の補正予算において、除雪費の減額を見込み、新たに維持工事に係る経費を追加計上させていただきました。小規模修繕工事を中心に、早期発注に向けて準備を進めてまいりたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

上下水道課関係では、長野県大町建設事務所による道路改良工事が白馬美麻線の反田橋や国道148号の通地区で始まることから、工事の支障物件となる既設上下水道管の仮設計画や補償工事に関する計画の協議を進めております。この道路改良工事全体に対する順調な進捗に向けて、引き続き協力してまいります。

教育委員会関係の教育課では、国は昨年12月にGIGAスクール構想を打ち出しました。GIGAスクール構想とは、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、特に義務教育段階において、全学年の児童生徒がそれぞれに端末を持ち十分に活用できる環境の実現を目指すもので、今通常国会で成立をいたしました補正予算において、2,318億円が計上されております。有利な地方財政措置が講じられていることもあるため、村では、まずは既にICT教育が定着をしている白馬中学校において既存の情報通信ネットワークの高速大容量化を図る事業を今議会の補正予算案に計上しておりますので、ご審議をお願いいたします。

子育て支援課関係ですが、国では平成29年度より、家庭と教育と福祉の連携、トライアングル

プロジェクトを立ち上げ、それぞれの連携強化を推進をしてきたところではありますが、本村ではそれをさらに一步踏み込んで、母子保健の分野までも教育委員会に移管をし、家庭と教育と福祉と保健のより一層の連携を図っているところでもあります。これにより子育てに関する窓口が一元化され、利用者の利便性が向上したものと考えておりますが、今後は支援の必要な子供やその保護者が妊娠期から乳幼児期、学齢期、社会参加に至るまで切れ目のない支援を提供できる支援体制の整備をさらに進めてまいり所存であります。

次に、来年度のしろま保育園の入所状況であります。3歳未満児62名、3歳児以上児35名、合計97名の入所申し込みがあり、審査の結果、入所辞退者を除く91名全員の入所決定をさせていただきました。既に入所している在園児65名を加えますと、来年度は156名のお子様をお預かりすることとなります。近年、未満児保育を必要とされるご家庭が増加傾向にあり、今後、この傾向は続くものと考えられます。一方、依然として保育士不足の状況は変わっておりませんが、何とか待機児童ゼロの状況を維持をしている状況であります。

生涯学習スポーツ課では、雪不足の影響で、県内中高生が全国大会に出場を決める長野県スキー大会週間の一部が中止、長年続けておりました第56回白馬少年スキー大会が全種目中止となるなど大きく影響を受けました。白馬ジャンプ競技場で撮影をされました映画「ヒノマルソウル」であります。雪不足の中、撮影は大変であったようでありますが、白馬村での撮影は終了し、6月の19日に公開されると伺っております。4月の2日の東京2020オリンピック聖火リレーとこの映画によってオリンピックムーブメントの推進に寄与され、長野冬季オリンピックの感動をもう一度思い出す、または知っていただけることを望んでおります。

ちなみに、本日で2020年オリンピック聖火リレーが白馬に到着する30日前となりました。告知ができておりましたが、庁舎入り口や多くの方が見てもらえる場所に懸垂幕、聖火リレーのコース上には横断幕等を設置をいたしました。多くの方に見て応援をいただけるよう、シャトルバスの運行など、官民挙げて進めてまいります。

次に、令和2年度白馬村予算であります。一般会計の予算編成方針を第5次総合計画の基本理念を実現をさせるためとし、そのためには長期的に健全財政を堅持しなければならず、具体的な手法といたしまして、一般財源の枠配分方式を用いました。その結果、課ごとに主体性と自立性を発揮をして、事業の取捨選択、創意工夫をこらした予算編成となっております。

予算規模は60億5,000万円で、前年度当初予算63億1,700万円に比較すると、2億6,700万円、4.2%の減となります。令和2年度における大型事業は、地域からの要望に応えるべく身近な道路の整備など、事業を推進するために策定をした長寿命化計画に基づく橋梁の修繕や村道の改良などに2億8,700万円余り、地域の中核となる企業の取り組みを支援するためなどとして、昨年度に引き続き地方創生推進交付金事業に2億8,300万円余り、全国に多発をしている自然災害発生時や緊急時の情報発信を迅速かつ確実に伝達するためとして、昨年度に引き続き、

新防災情報通信システム構築のための工事費として1億7,100万円余り、白馬高校支援事業につきましては、寮並びに公営塾の運営、整備等に対する支援を引き続き実施するため、地域おこし協力隊人件費及び白馬山麓事務組合への負担金等で1億2,500万円余りを計上しております。

続いて、特別会計等の予算規模であります。国民健康保険事業勘定特別会計の予算規模は11億110万7,000円で、前年比429万3,000円の減額であります。後期高齢者医療特別会計の予算規模は1億238万7,000円で、前年度比1,141万2,000円の減額です。

農業集落排水事業会計の予算規模は403万2,000円で、ほぼ前年と同額となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億2,600万円余り、収益的支出が2億7,300万円余りで、資本的収入は6,800万円、資本的支出は1億6,000万円で、不足する額は損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填をすることとしております。

主な事業といたしましては、長野県の大町建設事務所による国、県道の改良工事に伴う配水管の移設補償工事費として9,570万円余りを計上しております。

下水道事業会計予算は、収益的収支、収益的支出とも5億235万円余りで、資本的収入は6,850万円余り、資本的支出が1億650万円余りで、不足する額は引継金及び損益勘定留保資金で補填をすることとしております。

また、水道事業会計と同様に、長野県大町建設事務所による国、県道の改良工事に伴う下水道の移転補償工事費として3,980万円余りを計上をしております。

本定例会に提出をします案件は、報告1件、議案27件であります。議案等につきましては担当課長に提案理由の説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） これより、報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定のより、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることはできないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第1号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 報告第1号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） それでは、報告第1号についてご説明をいたします。

白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

条例改正の経過ですが、令和元年5月31日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係

者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が公布され、その中で、従前からあった行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正が令和元年12月16日から施行されました。

白馬村固定資産評価審査委員会条例では同法を参照している条があるため、一部改正が必要となったものであります。

改正内容は、参照する法の法律名の改正と条ずれの改正であったため、村長の専決事項の指定のうち、第2項既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正することに該当するものと判断し、専決処分したものでございます。

最終ページ、新旧対照表をごらんください。

法律名が変わりましたので、第6条第2項を修正いたしました。

また、条ずれにより同項内の参照する条を改正、第10条第2号の参照する条を修正いたしました。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5は終了いたします。

これより、議案の審議に入ります。

△日程第6 議案第1号 白馬村辺地対策総合計画の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更につきましてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

次のページをごらんください。

落倉辺地計画につきまして、公共施設の整備を必要とする事情に落倉自然園の湿地帯への木道の更新整備を追加することにより、利用者の利便性を向上させ、安全性の確保や利用者の増加を図る整備計画に変更するものです。

施設の追加に伴い、事業費につきましては3,000万円増額となり、9,180万円と変更するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第2号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第2号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第2号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

次のとおり、ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1、公の施設の名称、ケーブルテレビ白馬。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、長野県北安曇郡白馬村大字北城5940番地、株式会社エーアイシーコミュニケーションズ。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。この施設の指定管理者の候補者であります株式会社エーアイシーコミュニケーションズは、平成22年7月に会社を設立し、同年10月からケーブルテレビ白馬の指定管理者として、この3月31日まで2期10年間にわたり指定管理者の指定を受けております。

今回の指定管理者の公募につきましては2月4日から2月18日まで行ないましたが、1者のみの応募でございました。

白馬村公の施設に係る指定管理者審査委員会では、提出された指定申請書に基づき審査を実施し、審査委員会が定めた選定基準の平均審査点数が基準数値を超えたことから、指定管理者の候補者として選定をいたしました。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第3号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第3号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、議案第3号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について、説明いたします。

白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

対象となる公の施設は、白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋施設、白馬村野外緑地広場の4施設です。

指定管理者となる団体は、白馬村大字神城21474番地1に所在する、一般財団法人白馬村振興公社です。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

指定管理者の候補者の選定に当たっては、まず、本年2月4日から18日まで公募を行ないました。これに対して、一般財団法人白馬村振興公社1社から応募がありました。同月21日には公の施設に係る指定管理者審査委員会を開催しました。審査委員会では、提出された指定申請書及び応募者によるプレゼンテーションに基づき審査を行い、その結果、同団体が指定管理者の候補者に選定されました。

本議案は、審査委員会の審査結果を受けて上程するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。議案第3号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について、質疑をいたします。

公の施設のグリーンスポーツの森、道の駅夢白馬、それから白馬岳頂上宿舎を含む村営の山小屋がセットになって、今回募集されたということでもあります。まずその理由です。

それから、指定の管理者の応募が何件かということですが、今、説明で1社のみということでありましたので、それは了解しました。

さらに、指定期間が前回より5年から3年になりました。その3年になった理由についてお伺いします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今、ご質問のありました指定管理対象施設について、それから指定管理期間について、2件でございました。それぞれ答弁してまいります。

まず、指定管理対象施設の取り扱いにつきましては、1月の課長会議において協議した結果、4施設を一まとめで対象にすることといたしました。協議の中では、対象施設を分割するというような案もありましたが、これによって、指定管理料の負担が発生するのではないかとか、赤字施設の廃

止につながるのではないかと言った意見もありました。

他の市町村のエリアを見てみますと、施設の利用料金や自主事業収入だけでは管理運営経費を賄うことができない場合、こういった場合は、施設の維持管理委託料として、村が指定管理料として指定管理者に支払っているケースも多くあります。そうしなければ、サービスの低下、ひいては施設の廃止という事態を招いてしまうからであります。

では、これまで4施設を一まとめで対象としていた白馬村の場合はどうかという点なんですけれども、施設の管理運営に要する経費については、利用料金、それから自主事業収入をもって賄うことにしております。ですので、これまで指定管理料は支払っておりません。4施設を一まとめで管理運営することで、指定管理料、つまりは村の負担が発生していないということになろうかと思えます。

課長会議では、この4施設を一まとめで対象にしている現行の方法を、今申し上げました指定管理料という費用の負担の面、それからサービス、施設の維持の面から評価できるということとして、今回も現行の方向ですることいたしました。

次に、指定管理期間なんですけれども、これまで3年、3年、5年、で、今回の3年というような経過をたどっております。

平成27年からは指定管理期間を3年から5年間にしたんですけれども、その理由は、指定管理者が異種事業を実施しやすい環境として、例えば施設を改修するとか、そんな場合の投資があります。投資してそれを回収するその期間として、3年ではちょっと短いんじゃないかなというような見方もあって、平成27年には3年から5年に変更したという経過があります。

一方で、今回の指定管理期間を3年間にした理由なんですけれども、令和2年から3年間かけて、村としては、山小屋のあり方を検討することにしております。9月定例会においてもお伝えさせていただきましたけれども、令和2年度から、施設の状況、経営規模、形態、機能等の現状、その上で今後の見通しについて、まずは関係者との協議を進めて方向性を出していきたいというふうに考えております。それには、3年間に要するであろうということを見込んで、今回は指定管理期間を3年間に設定いたしました。

答弁は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質疑はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それでは、今回、管理者になる予定の白馬村振興公社であります。道の駅などで、村民のほうから対応の悪さを聞いております。行政のほうにもそういった話は聞こえてきていると思うんですが、なぜ、業選で1社しか応募がなかったということでもありますけれども、振興公社に決めたのかというところの理由をお伺いしたいです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まず、指定管理者の候補者を決定するには、審査委員会というのを設けて

おります。その中で、今回1社でしたので、何点以上というようなくくりはしなかったんですけども、結果として、満点のうちの得点率70%でありました。それをういて今回候補者にしたんですけども、今、津滝議員がおっしゃっていたとおり、サービスが悪いというようなこともお聞きしているんですけども。そのあたり令和2年度以降は、一部、施設の貸付料というものも見直しております。その部分で、指定管理者としてしっかりとその部分をサービスの向上、人を確保してサービスを向上していただきたいというものに結びつけていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質疑はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それで、今回、3年ということで作るんですが、この3年後には、課長会議でも分割でもいいんじゃないかというような話があったというふうに聞きました。3年後に、各施設を分けて指定管理をしていく考えはあるかどうかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今回、先ほど申し上げたように、この3年間、山小屋のあり方を検討してまいります。その検討状況にもよるんですけども、基本的に指定管理者制度というのは、民間の力を使って、施設のサービスを向上して、経費を削減していきましようというような目的ですので、それに沿った形で、次回の選定指定に当たっては、分割ということも、ひとつしっかりと方法として議論をしていくべきかなと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして、ご説明いたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日をもって麻績村筑北村学校組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりをいただき、改め文をごらんください。

別表中「麻績村筑北村学校組合」を削るものです。これにより、加入団体数は56団体から55団

体となります。附則として、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第5号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第5号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第5号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について、ご説明いたします。

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき締結する、大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結に関する協議について、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の連携協約の変更につきましては、平成28年3月に大北5市町村が連携協約を締結して北アルプス連携自立圏を形成し、本年度は、若者交流、結婚支援、移住交流、福祉など9つの分野で21の広域連携事業に取り組んでおります。

連携事業の具体的な取り組みを定める現行の北アルプス連携自立圏連携ビジョンは、本年度で終了いたしますが、スケールメリットによる事業の実現や事業の効果の拡大、職員連携の円滑化等、さまざまな効果があらわれていることから、令和2年度以降も取り組みを継続する方向で、第2期ビジョンの策定作業を進めてまいりました。

議案書4ページをごらんください。

現行事業の見直し、新たな事業の検討を行なう中で、令和2年度には（3）安心して確かな暮らしを守るための取り組みの医療、福祉分野では、自殺対策にもつながる総合的な住民相談会の実施。圏域マネジメント能力の強化では、RPA等の活用も視野に入れた行政事務の効率化の推進。地域を支える人材の育成確保及び自然と暮らしの調和といった事業を追加をし、11分野25事業に大北5市町村が連携して取り組むこととして、連携協約の一部を変更するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第6号 村道路線の認定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議案第6号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第6号 村道路線の認定について、ご説明をいたします。

本件は、道路法第8条第2項の規定により、村道路線を認定することについて、議会の議決を求めるところでございます。

路線名、村道1126号線、起点は白馬村大字神城12388番1地先で、終点は同じく白馬村大字神城12385番1地先です。幅員は7メートルから13メートル、延長は92.6メートルです。

本路線は、三日市場地区、旧レストランきこり前の県道33号線改良に伴い、一部県から移管を受ける箇所について、村道認定をするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間の休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最初に、村長挨拶の中で、修正の申し出がありましたので、村長からの発言を許可します。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど下水道事業会計の予算の中で、資本的支出が1億650万というふうに、私のほうで発言いたしましたけども、正式な数字が1億6,050万円の誤りでありますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

△日程第12 議案第7号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第7号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第7号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

課の分掌事務において、これまで総務課の分掌事務であった「コ 景観形成及び屋外広告物に関すること」については、都市計画法や、現在策定をしております「景観計画」「立地適正計画」において、建築基準法の建築規制等と景観形成とは、全て密接に関係することが見受けられることから、両課にまたがる事務を一課にまとめるとともに、指導等整合性を図るため建設課の分掌事務に所管替えをするものでございます。

改め文にお戻りをいただき、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第8号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第8号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第8号 白馬村印鑑条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

今回の条例改正は、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、国が定める印鑑登録証明事務処理要領も改正されたことから、事務処理要領の記載との整合を図るため改正をするものであります。

条例の改正内容を説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をごらんください。

第2条は、事務処理要領の表記に改めるほか、第2項は印鑑登録ができない者を規定しており、第2号の成年被後見人であっても印鑑登録ができる場合があることから表記を改めるものです。

第5条第2項第1号は、住民基本台帳法施行令の改正により、旧字を住民票に記載できるようになったことによる文言の改正と通称に関する住民基本台帳法施行令の省略記載と引用条文を改めるものです。

2ページをごらんください。

第3項は、記録媒体に関する規定を追加し、文言を改めるものです。

第6条第1項第3号は、旧字に関する事項の追加と文言を改め、第7号につきましても、文言を改めるもので、第3項の改正は、3ページになりますが、記録媒体の表記を改めるものでございます。

第10条は、記録媒体の表記及び文言を改めるほか、旧字に関する事項を追加するものです。

13条の改正は、旧字に関する事項を追加するほか、4ページにまたがりませんが、条見出しを初め、条文中の「まっ消」の表記を漢字に改めるものであります。

2枚目の裏面の改め文にお戻りください。附則としまして、改正条例の施行日を公布の日とするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第9号 職員のサービスに関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

第3条、サービスの宣誓に第2項を加えるものです。

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員が制度化されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について規定をするものであります。

改め文にお戻りいただき、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

第5条正規の勤務時間外の勤務に第3項の1項を加えるものです。

これは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院勧告に伴い、超過勤務命令を行なうことができる上限を定めており、この上限の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとしております。

これに必要な事項については、規則で定める規定として加えるものであります。

改め文にお戻りいただき、この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第11号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第11号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第11号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

別表第2の第12条関係に看護師、介護員、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、学校給食パン運送運転員の職種と、これに伴う報酬の上限額を別表に加えるものでございます。

改め文にお戻りいただき、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、令和元年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、所要の改定を行なうものであります。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、4分の3ページをごらんください。

第16条の2は、住居手当の支給となる月額家賃について、第16条の3は、住居手当の額の区分について金額を改正するものです。

第30条は、勤勉手当の額についてであります。勤勉手当の支給割合について、12月議会定例会でお認めいただきました期末手当0.05月分引き上げについて、今回の改正で、6月支給分と12月支給分の支給率を同じくするための改正となります。

改め文にお戻りをいただき、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

附則第2項では、住居手当の経過措置について、第3項は、規則への委任について規定をするものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第13号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 議案第13号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第13号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、職員の旅費、特別職の職員の旅費等及び白馬村議会議員の費用弁償等について、国家公務員等の旅費に関する法律及び近隣市町村との均衡を図るために改正を行なうものであります。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、4ページをごらんください。

改め文第1条では、職員の旅費に関する条例の一部改正になります。

まず第1条の目的は、引用している地方公務員法の条項の改正となります。

第12条から第17条までの規定については、別表第1にまとめております。

今回の改正では、県外日帰り以外については金額を下げっており、国基準に準じた改正としております。

別表第2については、国の標準マニュアルに準じて、甲地方の算定となる都道府県及び都市名を掲げております。

7ページ、改め文第2条は、白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正になります。

別表第2、第5条関係の改正となり、改正の金額につきましては、改め文第1条と同様で、甲地方の都道府県及び都市名については、職員の旅費に関する条例に準じるものとしてございます。

8ページ、改め文第3条は、特別職の旅費または費用弁償に係る条例の一部改正になります。

別表第5条関係の改正となり、改正の金額については、改め文第1条、第2条と同様で、甲地方の都道府県及び都市名については、改め文第2条と同様職員の旅費に関する条例に準じるものとしております。

3ページの改め文にお戻りをいただきまして、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第14号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第19 議案第14号 ふるさと白馬を応援する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第14号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

最終ページ、新旧対照表をごらんください。

第5条の積立てですが、これまで各種の事業の財源に充てる基金への積立額は、寄附額の全額としておりましたが、積立てについては、寄附額から寄附者への返礼品の贈呈に要する経費を控除した額を、基金への積立額と改正するものでございます。

改め文にお戻りをいただき、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの日程第19 議案第14号ですが、先ほど「ふるさと白馬を」と申し上げましたが、「ふるさと白馬村を応援する」ですので、訂正いたしますので、よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第15号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第15号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 議案第15号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、長野県において、長野県白馬ジャンプ競技場条例及び長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の改正に伴い、料金関係の改定と還付に係る規定を追加したものでございます。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

第5条の使用料の額については、長野県条例で運用していた料金及び規則で定めていたものを本条例の別表に加えました。

第7条には、使用料の還付についての規定を追加しております。

次ページの別表でございますが、長野県で定められているリフト料金及びリフトを除く施設として専用する場合の料金を本条例に規定をさせていただいております。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は、令和2年4月1日としたいものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第16号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第21 議案第16号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第16号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、民法改正に合わせて必要箇所を改正するとともに付随して、字句等の訂正を行なうものであります。

新旧対照表の1ページからごらんください。

第1条及び第2条の改正は、改正前の条例で定義づけられていた法の適用を受けない住宅、村単住宅について、これを削除するものです。

第3条は、公募の方法をユーテレ白馬から行政ホームページとするものです。

2ページに入りまして、第5条入居の資格については、従来規定されていた住所要件、税の滞納条件を削除するものであります。

3ページ、第6条第2項は、入居者資格の特例について、改正前の第5条の内容を移記するものです。

第8条第1項の改正は、入居申し込み者数が募集戸数を超えた場合の選考につき、改正前の震災被災者の項目を削除するもの。

4ページ、第10条は、入居手続において改正前の条文では、保証人の連署する請書の提出を求めていたところ、改正後の条文では、この要件を削除することとしています。この部分が民法改正に伴う主な改正箇所であります。

第11条から次のページ、第13条第1項までは引用法令の条項の改正、第13条第4項の改正

は、第2条の改正に合わせ村単住宅の規定を削除するとともに、認知症など判断能力の見込まれない入居者に係る収入申告義務の緩和規定が追記をされました。

第14条第3項も村単住宅の規定を削除するものであります。

6ページの第15条から、少し飛びまして10ページ、第57条までの改正につきましては、字句や送り仮名の修正、引用法令やその条項の食い違いが生じた箇所を改めるものであります。

改正後の第65条の規定は、管理の特例として、他の地方公共団体が村にかわって村営住宅の管理等ができる旨の規定が追加されたものであります。

改め文6ページお戻りください。

附則において、この条例の施行日を、令和2年4月1日としております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第17号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第22 議案第17号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第17号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、先ほどご説明をいたしました白馬村営住宅管理条例の一部改正に合わせまして、白馬村使用料条例の別表第2に明記をされております村営住宅の項目を削除するものであります。

この条例改正の施行日は、令和2年4月1日としております。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第23 議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,923万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億4,863万1,000円とするものであります。

7ページの歳入明細をごらんください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

13款1項1目民生費国庫負担金は、事業の確定により児童手当負担金を504万1,000円減額するものです。

8ページをごらんください。

13款2項5目教育費国庫補助金548万2,000円の増額は、主に中学校の情報通信ネットワーク環境整備費補助金548万8,000円によるものです。

6目観光商工費国庫補助金683万円の減額は、地方創生推進交付金がグランピング事業とドローン事業の一部未実施による減額です。

7目総務費国庫補助金205万3,000円の増額は、社会保障税番号制度システム整備費補助金の追加交付によるものです。

14款1項1目民生費県負担金221万7,000円の減額は、主に障害者自立支援給付費の減額に伴う負担金125万円の減額によるものです。

9ページをごらんください。

14款2項4目農林水産業費県補助金410万1,000円の増額は、主に経営体育成支援事業費補助金377万7,000円の交付決定によるものです。

3項1目総務費県委託金419万5,000円の減額は、主に事業終了による長野県議会議員選挙事務委託金337万1,000円の減額によるものです。

10ページをごらんください。

16款1項1目一般寄附金4,934万8,000円の増額は、主に実際の寄附金額の増加に合わせふるさと白馬村を応援する寄附金を5,090万円増額したことによるものです。

17款1項1目財政調整基金繰入金5,015万円の減額は、事業完了による歳出の清算等に伴うもので、今年度の財政調整基金繰入金は、今のところ1億円を切って9,985万円となる見込みです。

19款4項1目雑入695万9,000円の減額は、主に白馬高校支援事業の清算見込み額から白馬高校支援事業負担金173万3,000円の減額と、白馬山麓事務組合負担金536万5,000円の減額によるものです。

11ページをごらんください。

20款1項村債では、4目観光債70万円の減額は、スノーハープ木橋改修工事等に関する辺地対策事業費の確定による減額、5目土木債1,590万円の減額も、事業費清算による減額、7目教育債540万円の増額は、中学校の情報通信ネットワーク環境整備によるもの、10目災害復旧債

190万円の増額は、工事費の増額に伴い起債額も増額するものです。

12ページ、歳出明細をごらんください。

全般的に事業が完了した予算の清算によるものが主なものであります。

2款1項6目ふるさと納税事業999万4,000円の増額は、寄附金額の増額に伴うクレジット決済手数料等99万4,000円の増額と業務委託料900万円の増額です。

同じく白馬高校支援事業1,359万9,000円の減額は、事業費確定見込みによる減額です。

8目電算事業154万8,000円の減額は、北アルプス広域連合2月補正に伴う市町村負担金の減額によるものです。

13ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳事業157万8,000円の増額は、主に地方公共団体情報システム機構への通知カード、個人番号カード関連事務委任に係る交付金205万3,000円の増額によるものです。

4項3目長野県議会議員選挙事業337万1,000円の減額は、事業完了による清算です。

少し飛びまして、15ページをごらんください。

2款7項4目ナショナルトレーニングセンター事業388万円の増額は、ナショナルトレーニングセンター委託事業の平成29年度と平成30年度の清算返還金によるものです。

16ページ、3款1項3目心身障害者福祉事業500万円の減額は、見込みより利用者が減少したことにより、自立支援給付費を減額するものです。

4目社会福祉施設事業172万9,000円の減額、5目介護保険事業215万9,000円の減額は、それぞれ北アルプス広域連合2月補正に伴う市町村負担金の減額が主なものです。

17ページ、3款2項1目児童手当等給付事業626万1,000円の減額は、事業確定による清算です。

少し飛びまして、19ページをごらんください。

4款2項1目塵芥処理事業1,546万3,000円の減額は、主に北アルプス広域連合2月補正に伴う市町村負担金1,146万7,000円の減額と、事業費確定見込みによる白馬山麓事務組合の清掃センター分の負担金358万5,000円の減額によるものです。

2目し尿処理事業537万円の減額も事業費確定見込みによる白馬山麓事務組合のクリーンコスモ分の負担金537万円の減額です。

20ページ、5款1項3目農業振興事業377万7,000円の増額は、担い手確保経営強化事業として、経営体育成支援事業費補助金を377万7,000円増額することによるものです。

21ページ、6款1項3目21観光戦略事業1,000万円の増額は、この冬の暖冬、雪不足を受けて落ち込んだ村内観光事業を喚起するための支援として、緊急経済対策負担金1,000万円を計上するものです。

同じく地方創生推進交付金事業1,366万円の減額は、先ほどの歳入でも説明いたしましたが、

グランピング事業とドローン事業の一部未実施による減額です。

22ページ、6款2項1目商工振興事業110万円の増額は、令和元年度は創業者が多かったことによる創業支援事業補助金の増額です。

7款1項1目土木総務事業240万円の減額は、主に無電柱化事業に対する県単事業負担金210万円の減額によるものです。

2項2目道路維持補修事業2,000万円の増額は、本来、厳冬期の積雪等により工事の実施が困難と判断をしておりました道路・水路のうち、令和2年度予算対応箇所の前倒しや、地区要望が高い箇所を比較的小規模な工事の早期発注により、除排雪業務を担う建設業者への受注機会をふやし、経済対策の一つとするとともに、村民生活の安全の確保に努めるため維持工事費2,000万円を計上するものです。

同じく除雪事業3,000万円の減額は、観光課による経済対策負担金と建設課による経済対策維持工事費に伴って、除雪委託料を同額の3,000万円減額するものです。

23ページ、3目道路改良起債事業1,689万7,000円の減額は、事業費の清算によるものです。

3項1目河川総務事業500万円の減額は、河畔林整備事業未採択による工事請負費500万円の減額です。

24ページ、8款1項2目常備消防事業118万3,000円の減額は、北アルプス広域連合2月補正に伴う市町村負担金の減額です。

9款1項2目学校環境整備事業1,092万3,000円の増額は、中学校の情報通信ネットワーク環境整備費として、新たに予算計上したものです。

25ページ、9款5項3目学校給食センター事業336万8,000円の減額は、事業費確定見込み額による減額です。

26ページ、10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧事業補助415万円の増額は、主にケーブルクレーン架設費用の増嵩による工事費390万円の増額が主なものです。

26ページから27ページにかけて、12款1項3目ふるさと納税基金事業3,834万8,000円の増額は、寄附金の増額等により積立金を増額をしたものです。

お戻りをいただき、4ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、中学校の情報通信ネットワーク環境整備に関する学校教育施設等整備事業を新たに追加し、スノーハープ木橋改修工事等の観光レクリエーション施設改修事業、道路新設改良事業及び公共土木施設災害復旧事業の補正に伴い、限度額を変更しております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第19号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)

議長（北澤禎二郎君） 日程第24 議案第19号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第19号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ588万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億1,626万1,000円とするものです。

5ページの歳入明細をごらんください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金3万6,000円の減額は、総務費に計上しておりました備品購入費の減額などにより、5節事務費繰入金を減額するものです。

6款繰越金592万3,000円の増額は、留保資金としておりました前年度繰越金を補正財源とするため増額するものであります。

裏面の歳出明細をごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費、説明欄一般管理経費の13節電算化共同処理事業等委託料9万9,000円の増額は、個人番号関連整備に係る電算システムの改修について、国費が交付されることになり、急遽県下一斉に改正することから、その費用を増額するものです。

18節備品購入費13万5,000円の減額は、プリンター1台の購入費用を計上しておりましたが、長野県国民健康保険団体連合会から無償貸与されたため減額するもので、以上によりまして、一般管理経費を3万6,000円減額するものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費400万円及び2項高額療養費166万5,000円の増額は、社会保険から国民健康保険へ重症者の移動があったことから、保険者負担の増加が想定されるため、予算執行に支障が生じないよう増額するものであります。

7ページの6款諸支出金1項3目保険給付費負担金等償還金は、9月議会におきまして、長野県国民健康保険団体連合会からの還付金を県に返還するための費用を補正いたしましたが、それ以外に、8月に提出しました平成30年度分の実績報告について、長野県において精査した結果、過大交付と認められた普通交付金があったことから、県へ返還するための費用として25万8,000円を増額するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第20号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第25 議案第20号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第20号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

第2条におきまして、収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、水道事業費用、営業費用でございますけれども280万円減額いたしまして、予定額2億7,161万6,000円といたします。

内訳としては、1枚おめくりください。

各種事業の精算、また設計委託費の精算等によるもの、材料費の減額によるものでございます。

戻りまして、第3条です。

資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入を105万8,000円減額いたしまして、1,293万9,000円といたします。

資本的支出は200万円減額し、9,421万1,000円といたします。

内訳でございますが、最終ページですが、資本的収入の関係につきましては、大町建設事務所発注の県道改良工事等に合わせた設計委託の精算に伴い、県の保証負担金が減額となっております。また、予定しておりました建設改良工事の材料費等を減額しているものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第21号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第26 議案第21号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第21号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）について、説明申し上げます。

第2条収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収益的支出の予定額のうち、営業費用及び特別損失にかかわるものあわせまして、250万7,000円減額いたします。250万7,000円減額いたしまして、5億6,746万円といたします。

内訳でございますが、1ページおめくりいただきまして、営業費用のところでございますが、排水施設等の設置補助金、それから委託料等の精算によるもので、減額でございます。

戻りまして、第3条でございますが、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入を253万9,000円増額いたしまして、資本的収入総額2億4,612万6,000円といたします。

資本的支出は47万5,000円減額いたしまして、5億7,114万1,000円とするものでございます。

最終ページでございますが、収入のうちの第3項の負担金でございますが、開発等により区域外流入の分担金が増額になったものが主なものでございます。

支出につきましては、それぞれ、柵の設置工事、下水道施設の設置補助金等の精算等によるものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第21号までにつきましては、お手元に配付してあります令和2年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第21号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第27 議案第22号 白馬村一般会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第27 議案第22号 令和2年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第22号 令和2年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。私からは、歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、

その他の歳出につきましては担当課長等が順次説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

一般会計予算書2ページをごらんください。

第1条、白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億5,000万円と定めるものであります。第2条、地方債の目的等につきましては、9ページをお開きください。

第2表になりますが、交付税の不足を補うための臨時財政対策債を1億5,000万円、以下、各種の事業になりますが、庁舎等改修事業として多目的研修集会施設及び村民ホール屋根改修に1,530万円、農業基盤整備事業として圃場整備事業負担金に1,350万円、一般廃棄物処理事業として白馬リサイクルセンター整備に伴う北アルプス広域連合負担金に4,050万円、体育施設改修事業としてB&G体育館大規模改修に3,370万円、観光施設改修事業として辺地対策事業債を活用した落倉自然園木道改修に1,500万円と姫川サイクリングロード改修に170万円、道路新設改良事業に1億6,830万円、防災対策事業として新防災情報配信システムの整備に1億3,630万円、合計5億7,430万円の借り入れを予定しています。起債の方法につきましては、証書借り入れまたは証券発行で利率3.5%以内でございます。

続いて12ページからの歳入明細をごらんください。

歳入の24.1%を占める1款村税は、14億5,673万8,000円で、内訳は村民税が4億923万8,000円、固定資産税が9億118万円、軽自動車税が3,483万4,000円、村たばこ税が7,000万円、入湯税が4,148万6,000円を見込んでおります。

14ページ、2款地方譲与税は、3項森林環境譲与税567万円を、県の推計乗率を踏まえ、前年度当初予算と比較して新たに予算計上しております。

15ページ、6款法人事業税交付金491万3,000円も、県の推計乗率を踏まえ新たに予算計上しております。

7款地方消費税交付金は、1億9,500万円で消費税率の増加から、幼児教育・保育無償化制度を見込み、450万円の増額を見込んでおります。

16ページ、8款環境性能割等交付金678万2,000円も県の推計乗率を踏まえ、新たに予算計上しておりますが、自動車取得税交付金が改元になったことにより、721万8,000円の減額となっております。

歳入の31.7%を占める10款地方交付税も、県の推計乗率や過去の実績、地方創生推進交付金事業や特殊事情などを踏まえ、19億1,702万1,000円で79万2,000円の増額を見込んでおります。

17ページ、12款分担金及び負担金は、1目民生費負担金の保育所保育料負担金が幼児教育・保育無償化制度により1,448万円減額しているものの、3目農林業費負担金の白馬村土地改良区負担金が3,125万円増額になったことにより、18ページの計1億351万7,000円で2,143万円の増額です。

18ページから19ページ、13款使用料手数料では、1項1目総務使用料のケーブルテレビ施設利用料及びIRU契約利用料の増額と、5目観光使用料のシャトルバス利用の増額により、全体7,048万5,000円で52万5,000円の増額です。

19ページから20ページにかけまして、14款国庫支出金1項国庫負担金1億6,223万5,000円は、1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付負担金が592万4,000円の減額となったことにより466万6,000円の減額です。

20ページから21ページにかけまして、2項国庫補助金3億1,850万1,000円は、1目民生費国庫補助金が子育てのための施設等の利用給付交付金の改造などにより増額になったものの、6目観光商工費国庫補助金の地方創生推進交付金が4,055万円減額となったことなどにより1,440万円の減額です。

22ページ、3項国庫委託金2,762万3,000円は、1目総務費国庫委託金のナショナルトレーニングセンター委託金1,110万4,000円の増額により1,110万6,000円の増額です。

15款県支出金1項県負担金は、1億995万1,000円で1目民生費県負担金の増などにより61万6,000円の増額です。

23ページから25ページ、2項県補助金は、1億1,998万5,000円で、当初予算において地域発元気づくり支援事業補助金1,103万円を計上したことなどにより、1,483万8,000円の増額です。

25ページ、3項県委託金は、6,899万5,000円で、前年度において1目総務費県委託金に参議院議員、長野県議会議員選挙事務委託金があったため、847万7,000円の減額です。

26ページ、16款財産収入の1項財産運用収入は、1,633万5,000円で、1目財産貸付収入の山小屋貸付収入から、名称を変えました指定管理対象施設貸付収入380万円の減額により、354万8,000円の減額です。

26ページから27ページ、17款寄附金は1億7,355万3,000円で、主なものはふるさと白馬村を応援する寄附金1億5,000万円です。

27ページ、18款繰入金は、4億6,620万1,000円で、財政調整基金からは前年度より1億2,800万円と46%減額して1億5,000万円、白馬村を応援していただいた皆様の期待に添えるよう有効に活用させていただくため、ふるさと白馬村を応援する基金からは3億1,278万2,000円。

29ページに移りまして、ふれあいセンター空調設備設置に福祉基金から260万円、ふるさと人材奨学金返還補助金に、ふるさと白馬人づくり基金から81万9,000円の繰り入れを予定しています。

19款繰越金は3,000万円です。

30ページ、20款諸収入全体では1億4,494万5,000円で、主なものは1項村税延滞金284万8,000円、3項白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、4項雑入では、31ページに移りまして介護保険地域支援事業受託金3,652万円、32ページに移りまして、B&G体育館大規模改修に伴うB&G財団助成金30万円です。

村債の内容につきましては、さきほど地方債で説明したとおりでございます。

続いて、34ページからの歳出明細をごらんください。

1款議会費7,579万5,000円は、議員12名の報酬、手当、職員2名の人件費などです。

35ページ、2款1項1目一般管理事業2億8,672万円は、特別職2名、総務課及び会計室職員15名、障がい者枠も含めて嘱託職員6名分の人件費などを計上しております。

飛びまして38ページ、2目財産管理事業6,450万7,000円は、庁舎等の維持管理費が主なものであります。今年度は、庁舎等の屋根改修工事費として2,044万9,000円を計上しています。

39ページ、3目交通安全対策事業48万円は、白馬村交通安全協会への補助金、4目防犯対策事業40万円は、白馬村防犯協会への補助金であります。

39ページから40ページ、5目姉妹都市提携事業359万2,000円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との姉妹提携交流経費であります。

40ページ、6目企画費2億9,303万円の主なものは、企画一般事業の憩いの森借上料690万円、北アルプス広域経常費負担金1,590万3,000円。41ページ、コミュニティ推進事業の各地区に対する地域づくり事業等補助金590万円。

42ページ、ふるさと納税事業8,324万1,000円の主なものは、返礼品業務委託料7,350万4,000円です。

42ページから43ページ、白馬高校支援事業は、白馬高校の運営に参加する地域ケアに基づいた事業といたしまして、1億2,554万7,000円。43ページ、移住交流集落支援事業は地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬やふるさと人材奨学金返還補助金など1,842万2,000円を計上しております。

44ページから45ページ、8目電算事業3,402万8,000円の主なものは、電算総合行政システム業務委託料1,512万9,000円、北アルプス広域連合への共同化システム負担金1,050万6,000円です。

45ページ、9目景観形成事業309万9,000円は、景観白馬駅前整備検討業務委託料などです。

45ページから46ページ、10目地球温暖化対策事業688万1,000円は、村内に2台設置しておりますEV充電器の維持管理費やCO₂排出抑制対策事業委託料などです。

少し飛びまして、49ページ4項選挙費であります。1目選挙管理委員会事業は、選挙管理委

委員会の委員報酬、研修旅費及び郡選挙管理委員会連合会への負担金などで31万8,000円。
50ページ、2目明正選挙推進事業10万5,000円は、明正選挙推進委員の報償です。

50ページから51ページにかけて、5項1目統計調査総務費440万円は、統計調査総務事業、統計調査事業、経済センサス事業、農林業センサス事業などありますが、主な事業は、国勢調査事業418万5,000円であります。

52ページ、6項1目監査事業67万8,000円は、監査員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などであります。

飛びまして、100ページから101ページにかけて、8款1項1目非常備消防事業2,765万5,000円は、消防団員の報酬、公務災害補償の掛金、退職報奨金などあります。

101ページ、2目常備消防事業は、北アルプス広域連合への負担金などで、1億5,390万円。
102ページ、3目消防施設管理事業は、消火栓設置工事費などで、677万円。4目防災事業は、新防災情報配信システム工事請負費などで、1億7,563万1,000円を計上しております。

少し飛びまして121ページ、11款公債費6億4,085万8,000円は、長期債返還の元金及び利子、一時借入金の利子であります。

121ページから123ページにかけ、12款1項基金費1億1,262万3,000円は、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金、ふるさと白馬人づくり基金に基づく積立金であります。

124ページ、13款予備費といたしまして200万円を計上しております。

125ページから133ページにつきましては、給与費明細書になります。続く134ページにつきましては、債務負担行為に関する調書であり、ごらんいただくことで説明は省略させていただきます。

135ページは地方債に関する調書で、令和2年度末現在高は71億6,292万円となり、平成26年度以降、初めて現在高が減少する見込みであります。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第3条一時借入金の最高額は、15億円としてございます。

私の説明は、以上とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、田中会計室長。

会計管理者会計室長（田中哲君） それでは、会計室関係についてご説明いたしますので、予算書の44ページをごらんください。

2款1項7目会計管理費につきましては、310万1,000円でございます。主な支出内容ですが、口座振替手数料が108万3,000円、それから収納業務、源泉徴収業務電算委託料が63万4,000円、大北農協役場出張所の負担金が80万円となっております。

会計室関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） それでは税務課関係の予算の概要説明をいたしますので、46ページを
らんください。

2項町税費1目税務総務費、税務総務事業5,836万5,000円ですが、一般職員9名及び会計年度任用職員2名の人件費が主なものでございます。

47ページ、2目賦課徴収事業、そのうちの賦課徴収事業4,171万円ですが、会計年度任用職員269万3,000円は、課税準備確定申告及び外国人対応事務臨時職員の賃金でございます。

賦課収納業務電算委託料1,832万1,000円、各税目の賦課徴収の電算処理をするための委託料であります。

令和3年度からコンビニエンス収納を行うための準備経費として726万円を計上しました。

地番図等作成委託料485万1,000円、地番図をデータ化するための委託料で地番図データ範囲の拡張作業が終了しておりますので、前年度に比較して374万円の減額となりました。

土地評価替え業務委託料313万5,000円、債務負担行為を設定しております土地評価替え業務の最終年度の経費であります。

外国人データベースシステム委託料300万円、多文化共生社会実現のために村内に不動産を所有する外国人のデータベースを構築するもので、財源には地域発元気づくり支援金を充てる計画です。

ハードソフトウェアリース料と132万9,000円は、地番図システム利用料84万円が主なものでございます。

48ページをごらんください。

村税還付金及び還付加算金500万円、法人村民税、個人村民税、固定資産税などの還付金を実績から計上いたしました。債権回収事業449万3,000円ですけれども、捜査公売関係委託料82万5,000円、不動産関係5件分を計上いたしました。

長野県地方税滞納整理機構負担金226万1,000円、滞納案件を滞納整理機構に移管するための負担金で、移管件数20件分と徴収実績割等による負担金を計上いたしました。

裁判所予納金100万4,000円、相続人不存在土地等の処分に関して、相続財産管理人選任の申し立てにかかる費用となります。1件分を計上いたしました。

税務課に関する説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 続きまして、住民課関係についてご説明いたしますので、予算書48ページをごらんください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費2,531万5,000円は、職員2名分の人件費のほか49ページになりますが、説明欄12節住基電算委託料735万9,000円のうち642万

4,000円は、戸籍法改正及びデジタル手続法対応のための電算システム改修費用で、18節北アルプス広域連合負担金389万4,000円は、住基ネット戸籍システムの共同サーバー運用経費であります。

続いて63ページごらんをいただきたいと思います。

3款1項6目住民総務費、説明欄住民総務事業1,135万2,000円は、職員1名及び会計年度任用職員1名分の人件費。

64ページに移ります。

18節保護司会補助金等21万3,000円は、保護司会人権擁護委員協議会への補助金このほかに白馬村、小谷村で交互に開催をしております社会を明るくする運動白馬・小谷地区推進大会を令和2年度は、白馬村で開催するため、そのための講師費用等を計上しております。

住民国保事業1億1,025万3,000円は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金で、個人番号関連の電算システム改修費140万8,000円などにより、前年比274万6,000円の増額となっております。

後期高齢者医療事業1億1,352万円は、長野県後期高齢者医療広域連合に令和2年度まで派遣となる職員1名分の人件費及び旅費、18節療養給付費負担金7,820万4,000円は、後期高齢者広域連合の試算によるもので、このほかに後期高齢者医療特別会計への繰出金として、2,426万1,000円を計上しております。

7目福祉医療費、説明欄、福祉医療費給付事業4,284万6,000円は、18歳までの子ども重度心身障がい者等への医療給付費が主なものであります。

続きまして、72ページごらんをいただきたいと思います。

3款3項1目年金総務費402万円は、職員1名分の人件費が主なものであります。

73ページに移ります。

4款1項1目環境衛生費、説明欄、環境衛生事業2,452万6,000円の主なものは、12節雑排水収集処理委託料346万5,000円。18節北アルプス広域連合負担金400万9,000円は、広域葬祭場の運営負担金。23節水道事業会計出資金324万8,000円は、簡易水道事業償還元金の2分の1を計上しております。

狂犬病予防対策事業17万7,000円は、狂犬病予防注射委託料が主なものでございます。

公衆トイレ管理事業につきましては、74ページをごらんいただきたいと思います。公衆トイレ管理事業817万5,000円は、村内公衆トイレの16施設の維持管理に要する費用で主なものとしましては、10節光熱水費377万8,000円、12節トイレ管理委託料230万8,000円は、トイレの清掃をシルバー人材センターなどへ委託するための費用であります。

続きまして、77ページごらんをいただきたいと思います。

4款2項1目塵芥処理費2億2,412万5,000円は、前年比7,444万7,000円の増額

となっております。

これは延期されておりましたリサイクルセンターの整備費用、北アルプス・エコパークの維持費用の増加による北アルプス広域連合負担金の増加が主なものであります。

塵芥処理費の広域連合負担金以外の主なものは78ページになりますが、11節一般廃棄物処理手数料960万円は、大町市が所有する最終処分場へのガラス、陶磁器くず等の埋め立て費用。12節塵芥処理委託料4,420万4,000円は、地区集積場粗大ごみ集積場からのごみの収集運搬処分などに要する費用。18節白馬山麓事務組合負担金、清掃センター分ではありますが907万円、ごみ集積場設置補助金500万円が主なものであります。

2目し尿処理費7,993万9,000円は、クリーンコスモ姫川の維持管理に要する費用であります。

住民課関係は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 白馬村一般会計予算のうち、上下水道課関係について説明いたします。予算書74ページをお開きください。

1目保健衛生費の説明欄、中ほどでございますが合併処理浄化槽整備事業です。下水道配置区域外で設置される合併浄化槽に対する補助金1,532万円でございます。補助件数は今年度より2割増しの36件を見込んでおります。

上下水道関係は、この事業のみでございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） それでは、健康福祉課関係についてご説明を申し上げます。予算書56ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は、5,897万5,000円で職員人件費のほか、白馬村社会福祉協議会への補助金2,131万2,000円が主なものでございます。2目老人福祉費は、5,216万4,000円です。

説明欄をごらんください。

老人福祉事業は2,606万3,000円で、57ページ、老人福祉施設措置費の2,352万4,000円が主なものでございます。

続きまして、介護予防地域支え合い事業は1,145万5,000円で、高齢者の生活支援に関する費用で、配食サービス事業委託料315万1,000円、ディサービスセンター岳の湯の運営に関する指定管理料189万8,000円、温泉施設利用高齢者等助成金240万円が主な内容でございます。

58ページをごらんください。

乗合タクシー運行事業は、1,361万4,000円で運行委託料997万3,000円が主な内容

になります。

次ページ、3目障害者福祉費は、1億3,597万3,000円で障がい者の自立した生活を支える各種給付と、地域生活を支えるサービス等の費用でございます。

説明欄をごらんください。

心身障害者福祉事業は、1億2,779万円で自立支援給付費9,827万6,000円を初め、60ページ、児童福祉給付費2,116万8,000円等、生活介護や施設入所支援等に係る給付費が主な内容でございます。

続きまして、地域生活支援事業は、818万3,000円で障害者自立支援センター運営負担金198万7,000円、日常生活用具給付費180万円。

61ページに移りまして、日中一時支援事業給付費136万5,000円が主なものでございます。

続きまして、4目社会福祉施設費は、1,581万2,000円で保健福祉ふれあいセンター維持管理事業で913万8,000円、社会福祉施設事業の667万4,000円は、北アルプス広域連合への負担金です。

次に、5目介護保険費は1億9,897万2,000円で、説明欄にございます介護保険事業1億5,768万円は、主に北アルプス広域連合への負担金で、介護保険の給付に充てる費用でございます。

62ページをお願いします。

地域包括支援センター地域支援事業は、4,129万2,000円で介護予防日常生活支援総合事業等委託料としまして769万2,000円を計上してございます。これは通所型サービス、訪問型サービス、一般介護予防等の事業を実施するための委託料でございます。そのほか社会福祉協議会負担金1,505万1,000円が地域包括支援センターへの社会福祉協議会職員2名分の人件費です。

認知症初期集中支援チーム運営事業負担金157万円は、北アルプス連携自立圏事業の負担金でございます。

少し飛びまして、74ページをお願いします。

4款1項2目保健予防費は4,177万7,000円でございます。前年度と比較しまして2,820万円の減となっておりますが、これは母子保健の関係が子育て支援課のほうの移行した影響でございます。

説明欄をごらんください。保健予防事業4,104万2,000円は、職員給与と次ページの研修等委託料の2,331万円が主なものです。ガン検診推進事業が33万5,000円で、次の骨髄バンクドナー助成事業40万円は、骨髄提供に係るドナーの負担を軽減することで、必要な方が移植を受けられるよう補助するもので新規事業でございます。

3目医療対策費は、957万1,000円で説明欄、医療対策事業は757万1,000円、こち

らは病医院輪番制や平日夜間救急医療等に係る北アルプス広域連合への負担金でございます。

スキー場内診療事業は、白馬村索道事業者協議会と協力して行っている事業で、索道事業者協議会への負担金として200万円を計上してございます。

健康福祉課については、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） それでは、農政課関係についてご説明いたします。79ページをお開きください。

5款1項1目農業委員会費1,175万2,000円は、農業委員会関連の予算で職員及び会計年度任用職員各1名分の人件費、農業委員報酬、農業委員会協議会等の負担金、農業者年金の業務受託事業が主な支出でございます。

2目農業総務費3,965万円は、6人分の職員人件費と農協から派遣いただく職員の人件費ほか団体負担金が主な支出でございます。

80ページ、中段をごらん願います。

3目農業振興費は、3,505万6,000円です。農業振興事業は1,632万1,000円で会計年度任用職員2名分の人件費、農林業施設に係る光熱水費。

81ページをごらん願います。

融資を活用して農業機械施設導入を支援する形態育成支援事業補助金300万円、白馬村農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業補助金264万2,000円、村単事業として認定農業者に対する農業機械等導入支援補助金250万円が主な支出であります。

産地づくり対策事業173万2,000円は、水稻病虫害防除への補助金及び村の重点作物の産地化を推進する事業として、産地づくり対策負担金が主な支出でございます。

82ページをお開きください。

中山間地域直接支払事業676万7,000円は、農業生産条件が不利な6団体へ交付するものです。特産品事業143万6,000円は、特産品開発に取り組む団体支援や販売促進を図るものです。

農地集積協力金交付事業につきましては、農地中間管理機構を活用し、農地を貸し付けた方に交付をする制度です。

青年就農給付金交付事業750万円は、新規就農者への就農初期段階での支援事業ということで、対象者5名を見込んでおります。

次に、4目農地費は、1億1,109万7,000円です。多面的機能支払交付金事業の交付金3,543万1,000円は、農業の多面的機能維持の地域活動や営農活動を支援するため、活動組織に交付をするものです。

83ページをごらんください。

村単土地改良事業1,986万8,000円は、会計年度任用職員2名、フルタイム、パートタイ

ム各1名ずつの人件費、水路や橋梁施設の長寿命化基本計画に基づく支川水利調査業務委託や村単工事設計委託181万5,000円、また、中部電力二股発電所の老朽化による改修工事に伴いまして、木流用水は松川の子備水工からの取水となることから、その維持管理業務の委託396万円、村単土地改良事業工事費として、地区要望で上げられた農業用施設の改良工事231万円余り、農業集落排水事業への操出金355万円余りが主なものでございます。

84ページをお開きください。

農業基盤促進事業101万円は、地域中間管理機構による担い手の農地集積を図る事業として、田の畦畔を取り除き区画の拡大を図るための補助金です。

奈良井湿原保全事業120万8,000円は、奈良井エリアの環境保全のための草刈委託が主なものです。

圃場整備事業5,287万2,000円は、県営で行う経営体育成基盤整備事業として、北城南部地区圃場整備に係る負担金であり、令和2年度は圃場整備エリア南側第1工区約8ヘクタールの面工事をを行います。

地域揚水機能増進事業70万8,000円は、木流川施設の維持管理が主な内容です。

2項1目林業振興費は、1,430万7,000円です。林業振興林道維持補修事業173万円は、林道の維持管理に係る経費が主なものです。消耗品のうち59万4,000円は、ペレットの購入費になります。

85ページをごらんください。

森林整備事業157万4,000円は、森林づくり推進支援事業委託料及び間伐に係るかさ上げ補助金が主なものです。森のエネルギー推進事業ペレットストーブ購入補助金は、3台分を予定しております。有害鳥獣被害対策事業503万3,000円は、鳥獣被害対策実施隊の報酬210万円、実施隊のわなの見回りに有効なトレイルカメラの導入、電気柵やわなの購入として備品購入費83万円余り。

86ページをごらんください。

個人向けの電気柵補助として、有害鳥獣被害防止事業補助金50万円が主なものでございます。新たな森林管理システム事業567万円は、新しい制度のもと、森林整備に取り組んでいくための基礎となるデータ、それから図面の整備を行うため、林地台帳改修システム委託料として238万7,000円、広域連携による森林基本情報整備に係る負担金45万7,000円が主なものであり、残りは森林整備基金への積立金として計上しております。

続いて、3項1目地籍調査事業費は1,997万6,000円です。令和2年度は、北城21区、22区の整理、閲覧、登記手続きを行います。また、北城23区は調査、整理、閲覧を予定しております。いずれも八方地区であり、職員2名及び会計年度任用職員1名の人件費と、地籍調査業務委託料330万円が主なものであります。

農政関係は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光課関係について説明してまいります。

参照は、87ページ下段からになります。

6款観光商工費1項観光費1目観光総務費は5,636万3,000円です。

説明欄をごらんください。

観光総務事業4,871万7,000円は、一般職員と会計年度任用職員の人件費のほか、白馬の夏祭り協賛金や八方駐車場管理組合負担金等の観光総務関係負担金が主なものです。

88ページに移りまして、長野県観光協会事業764万6,000円は、観光施設整備事業費の償還金で、山小屋の改修や白馬尻荘の基礎撤去、親海湿原の遊歩道改修に係る事業費の償還金です。

次に、2目観光施設整備費は3,345万7,000円です。平地観光施設管理事業2,441万円では、白馬駅前観光案内業務や駅前休憩所の運營業務の委託料、観光施設の修繕費等のほか、新規事業として落倉自然園の木道を改修するための工事請負費1,500万円を計上しています。

89ページに移りまして、山岳観光施設維持補修事業は904万7,000円です。山小屋等施設の修繕費154万2,000円、登山道の維持管理業務や山岳情報提供業務等の委託料458万6,000円、国有地借り上げ料83万9,000円が主なものです。

次に、3目観光宣伝振興費は3億9,389万1,000円です。21観光戦略事業7,691万円では、来訪者調査分析等委託料320万4,000円、白馬村観光客負担金5,173万6,000円、アルペンライナーや北陸新幹線シャトル、白馬バレーシャトルバスの運行負担金や、広域型DMOであるHAKUBA VALLEY TOURISMの運営負担金を含む観光振興負担金等1,709万1,000円が主なものです。

また、この事業では、新規事業として宿泊産業イノベーション実践事業に要する費用350万9,000円も計上しています。海外観光客受け皿整備事業1,647万1,000円は、ナイトシャトルバスの運行に関係する費用が主なものですが、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備による面的なインバウンド対応を支援する費用として、町歩き満足度向上整備支援事業補助金100万円を新たに計上しています。ゆるキャラ活用事業は241万8,000円です。

91ページに移りまして、サイクルツーリズム事業は1,419万2,000円です。地域おこし協力隊員の人件費のほか、サイクリングマップの修正や多言語化、ウェブサイトの制作によって情報発信を強化するほか、姫川サイクリングロードの改修を実施します。

92ページに移りまして、地方創生推進交付金事業は2億8,390万円です。令和2年度は2つの交付金事業を実施します。1つ目の事業は、3年目となるグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業で、予算額は2億4,500万円です。グランピング施設の拡張工事に対する補助金が1億500万円、白馬マルシェの運営やアクティビティのプロモーションに対する負担金が

1億4,000万円です。2つ目の事業は、2年目となるドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業で、予算額は3,890万円です。山小屋への物資輸送を初めとするドローンを活用した事業に2,090万円、滞在環境を向上させるためのトイレの改修事業に300万円、情報発信事業に1,500万円を計上しています。

次に、4目観光安全浄化対策費は634万4,000円です。高山植物やライチョウ保護活動、八方尾根自然研究路植生回復活動に対する負担金が主なものです。

次に、5目観光特産費は242万1,000円です。道の駅白馬の敷地の借り上げ料のほか、売店の壁紙を修繕する費用として工事請負費105万1,000円を計上しています。

93ページに移りまして、6目遭難対策費は297万6,000円で、遭難防止対策に係る登山相談所の設置に要する費用のほか、山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものです。

続きまして、93ページ下段から94ページにかけて、2項商工費1目商工振興費です。商工振興事業は4,405万6,000円で、白馬商工会に対する負担金や補助金として、融資制度事務経費負担金30万円や経営改善普及事業補助金654万円、地域総合振興事業補助金等を計上しているほか、マル経資金の利子に対する補助金として、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金150万円や、創業支援事業補助金700万円も計上しています。

観光課関係の説明は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 続きまして、建設課関係、予算書94ページからの続きになります。

7款1項土木管理費、土木総務事業は3,584万1,000円で、職員4名の人件費や各種団体への負担金など、経常的な経費が主な内容であります。

95ページ、7款2項1目の道路橋梁総務事業は352万4,000円で、道路台帳の補正委託料290万1,000円などが主なものでございます。

その下、2目道路維持費のうち、説明欄の道路維持補修事業3,636万8,000円は、道路の維持管理に要する費用でございまして、次の96ページにかけて道路照明の電気料等光熱費として230万円、舗装修繕などの工事費に1,900万円、各地区への資材支給等の原材料費として750万円を計上しております。

その下、除雪事業につきましては、2億2,996万7,000円で、前年度に比べ290万円ほどの減であります。主なものは、光熱水費で700万円、これはロードヒーティングや無散水消雪施設の電気料であります。除雪委託料は2億円です。本年度は、雪不足の年ではありましたが、当初予算においては例年どおりの降雪を見込み、前年と同額で計上させていただきました。機材借り上げ料328万7,000円は、定置式の凍結防止剤散布機のリース料、原材料費の800万円は凍結防止剤の購入費であります。

97ページ、7款2項3目の道路新設改良費です。説明欄、道路新設改良事業776万1,000円

は、職員及び会計年度任用職員各1名分の人件費が主なものです。

その下、村道改良国庫補助事業の関係であります。実施設計等委託料3,403万円は、工事発注に伴う設計管理委託料のほか、継続して行っております橋梁点検の委託料も含まれております。工事請負費1億2,110万円は、橋梁修繕や舗装修繕に要する工事費で、国の交付金対象となる事業を計上いたしました。

その下、村道改良起債事業は、測量設計委託料で340万円、工事請負費1億1,500万円などを計上しております。継続中のどんぐり地区落石雪崩対策工事や舗装修繕、打ちかえ工事等を見込んでおります。村道改良単独事業は845万1,000円で、次のページにかけまして、深空飯森間の姫川右岸管理用道路の安全対策工事などが主なものであります。

7款2項4目の交通安全施設整備費250万円は、前年と同額の計上であります。

7款3項1目河川総務事業は744万4,000円で、村が管理する普通河川の支障木伐採等の工事を見込んでおります。

99ページ、7款4項1目都市計画総務費の関係になります。この中では、前年に引き続き立地適正化計画策定のための経費として848万円を計上させていただきました。

その下、2目の都市公園維持管理事業では、主は大出公園及び周辺施設の維持管理経費として251万2,000円を計上しました。

7款5項1目の住宅管理費です。村営住宅管理事業で142万4,000円、これは村営住宅に係る修繕費など経常的な費用を見込んだものであります。

100ページの2目住宅費は、克雪住宅普及促進事業補助金で、前年の実績を勘案し150万円を計上させていただきました。

建設課関係の説明は、以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、田中教育課長兼子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） それでは最初に、教育課所管事項につきましてご説明いたします。

予算書42、43ページをお願いします。

2款1項6目企画費のうち、白馬高校支援事業1億2,554万7,000円は、地域おこし協力隊6名の人件費1,490万円余りと白馬山麓事務組合負担金1億926万円余りが主な内容でございます。白馬高校支援事業は、白馬山麓事務組合で事務を執行しており、小谷村と案分する経費と、地域おこし協力隊の活動経費として白馬村に特別交付税措置される金額を合わせて負担金に計上しております。

なお、白馬山麓事務組合で行なう事業費総額は1億8,147万円余りで、学生寮、公営塾の運営に係る経費を計上しており、寮費などの特定財源3,650万円余りを控除した残額を白馬村と小谷村で案分するものでございます。

続きまして、103ページをお願いします。

9款1項1目教育委員会費、教育委員会総務事業192万4,000円は、教育委員4名の報酬83万円余りと大北市町村教委連絡協議会負担金91万円余りが主な内容でございます。

2目事務局費7,556万6,000円のうち、教育委員会事務局一般事業5,805万2,000円は、教育長と教育課職員4名、会計年度任用職員2名の人件費が主な内容であります。

また、104ページ一番下でございます校務システムの使用料143万円は、小中学校に新たに導入をいたします統合型校務支援システムの使用料でございます。

105ページ上段、中ほどの学校環境整備事業1,679万2,000円は、学校施設の修繕や設備投資等を計画的に実施しているもので、両小学校の情報機器等リース料645万円余り、工事請負費644万円余りは両小学校の電話設備の更新、北小学校の児童用トイレと教室床の改修を予定しているものです。

続きまして、下段でございます。2項1目学校管理費2,319万9,000円は、南小学校管理事業1,041万9,000円、106ページ、北小学校管理事業1,278万円で、ともに学校用務員各1名の人件費と学校施設管理に係る経常的な経費でございます。

同じ、106ページの下段、2目教育振興費7,427万3,000円のうち、南小学校教育振興事業2,104万7,000円は、白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師3名の人件費と、学習指導要領改訂に伴う指導書購入費用が昨年より増額となっております。

続きまして、108ページ中ほどの、北小学校教育振興事業3,792万6,000円は、白馬北小学校の教育振興に係る費用でございます。学習支援講師を1名増員して5名とし、また、学習指導要領改訂に伴う指導書購入費用が昨年より増額となっております。

続きまして、110ページ上段の説明欄下のほうでございますスクールバス運行事業1,530万円は、来年度試験的に運行スタートいたしますスクールバス運行に係る運送事業者への委託料でございます。

同じ110ページの下段、3項1目中学校管理事業897万6,000円は、白馬中学校用務員1名の人件費と、施設管理に伴う経常的な経費でございます。

111ページ下段、2目中学校教育振興事業5,172万8,000円は、部活動指導員3名と学習支援員講師4名、図書室司書1名、ICT支援員と英語指導助手各1名の人件費、112ページ情報教育環境整備事業リース料1,534万円余りは、全校生徒1人1台に配備されたタブレット型コンピューターと学習支援ソフトのリース料が主な内容でございます。

続きまして、119ページをお願いします。

下段の5項3目学校給食費1億26万8,000円は給食センターの運営に係る費用で、栄養職員と常勤調理員11名の人件費、120ページ、光熱水費906万円余り、給食食材を購入するための賄い材料費には4,305万円余りを計上しております。この賄い材料費に対する財源といたしま

して、学校給食費負担金を3,774万円余り計上しておりますが、この差額につきましては、今年度から開始しました第3子以降の給食費の無償化に加え、食材の値上がりや地産地消推進を目的に1食当たりの給食単価を小学校で10円、中学校で20円引き上げることとしていますが、その負担を保護者に求めずに学校給食費負担金は据え置くこととし、第3子以降の給食費無償化とともに子育て支援施策として子育て世帯の負担軽減を図るものでございます。そのほか、施設等保守管理委託料496万円余り、準要保護児童生徒援助費454万円余りが主な内容でございます。

教育課の関係は、以上でございます。

続きまして、子育て支援課所管事項につきましてご説明を続けさせていただきます。

65ページにお戻り下さい。

下段でございます3款2項1目児童福祉総務費1億8,131万8,000円のうち、児童福祉総務事業1,310万3,000円は一般職2名の人件費、66ページ、放課後子供プラン事業1,004万4,000円は、放課後児童クラブ指導員4名と、放課後子供教室のコーディネーター1名、指導員2名の人件費が主な内容でございます。児童手当等給付事業1億5,817万1,000円の主な内容は、67ページ、施設型給付費委託料101万円余りは本村以外の認定こども園等に通う児童の保育委託料、副食費補助金129万円余りは、白馬幼稚園園児に対する副食費補助金、施設等利用給付費2,848万円余りは、白馬幼稚園の事業料や、白馬幼稚園や子育て支援ルームで実施をいたしております一時預かり事業の無償化に伴う給付費、そのほか児童手当につきましては1億2,700万円を計上しております。

68ページ、2目子育て支援費2,233万4,000円は、相談員2名と一般職の保育士2名の人件費が主な内容でございます。

また、子育て支援業務委託料7万5,000円は、新たに始める子育てショートステイ事業の委託料、北アルプス広域経常費負担金219万円余りは、来年度から北アルプス連携自立圏事業としてスタートをいたします病児・病後児保育事業の負担金でございます。

同じく68ページ下段、3目保育所費1億7,075万9,000円のうち、しろうま保育園運営事業は1億4,684万8,000円で、一般職及び臨時的任用職員、会計年度任用職員の各保育士の人件費と、給食等賄い材料費1,080万円余りを含む需用費が主な内容でございます。

また、70ページ、土地購入費600万円は、しろうま保育園に隣接する土地を先行取得し、将来的に有効活用を図っていくものでございます。

71ページ、子育て支援ルーム運営事業2,391万1,000円は、なかよし広場など地域子育て支援拠点事業と休日保育や一時預かりなどの保育サービスに係る費用で、一般職3名と会計年度任用職員1名の常勤保育士の人件費が主な内容でございます。

また、72ページ、工事請負費66万円余りは、保育室1部屋にエアコンを新たに整備をするものでございます。

続いて、76ページをお願いします。

2段目にございます4款1項4目母子健康費4,408万5,000円は、今年度まで2目の保健予防費に計上しておりました事業のうち、子育て支援課で執行する事業を新たに4目として設けたもので、母子健康事業4,290万2,000円は、一般職保健師2名と事務及び専門職の会計年度任用職員の人件費、医薬材料費856万円は、予防接種のワクチンの購入費、検診等委託料1,436万円余りは、予防接種や妊婦一般健康診査等の委託料、また、遠隔医療相談サービスの委託料が主な内容でございます。

77ページ、母子保健衛生事業118万3,000円は、産後ケア事業等31万円、産婦健診事業44万円、未熟児養育医療費給付金25万円が主な内容でございます。

以上で、教育委員会教育課と子育て支援課関係の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） それでは、生涯学習スポーツ課関係についてご説明させていただきます。

52ページをお開きください。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は、職員3名分と会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

続いて、2目施設管理費1億1,292万4,000円は、スノーハープとジャンプ競技場の維持管理費で、スノーハープ維持管理事業は1,922万円で、前年比543万円の減です。減額の理由は、スノーハープの丸太橋の改修工事でございます。ジャンプ競技場維持管理費は、9,370万4,000円で、昨年比435万6,000円の減額で、主な理由は、ジャンプ競技場リフト関係修繕工事費の減となっております。この事業については、県の委託金4,577万8,000円とジャンプ競技場リフト利用料2,500万円を充て、施設の維持管理を進めてまいります。

54ページをごらんください。

3目スポーツ事業振興費は2,877万5,000円で、昨年比471万4,000円の減で、FISサマーグランプリジャンプがオリンピックの期間中であるため実施しないための減と、東京2020オリンピック聖火リレー運営委託が増額となっております。

続いて、4目ナショナルトレーニングセンター費1,806万6,000円で、前年比520万9,000円の増額ですが、国の委託を受け、北京オリンピックに向けて選手強化と地域振興につながるコンテンツ化を図ります。本年度は、ラージヒルにホースプレートの設置工事を計画しております。

少し飛んで、113ページをお開きください。

9款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費は1,124万5,000円で、職員1名分の人件費と社会教育委員報酬、ウイング21文化実行委員会への負担金が主なものでございます。

次に、114ページをごらんください。

2目公民館費は599万1,000円で、各地区分館長の報酬や会計年度任用職員として公民館長の人件費、各種講座講師の謝礼が主なものでございます。

3目図書館費は1,174万9,000円で、OA機器の借り上げ料等の減により、前年比142万8,000円の減となっております。主な内容は、図書館の運営に係る経費で、図書館司書の人件費やシステムに係る経費でございます。

4目文化財保護費は1,365万1,000円で、前年比214万5,000円の増額で、氷河調査に565万円、神城断層地震アーカイブに110万円、震災に伴う撓曲の土地調査に100万円を計上しております。

116ページをごらんください。

伝統的建造物群保存事業に545万3,000円で、村が保有している土蔵の修繕費393万8,000円を計上し、伝建補助金は皆減であります。

5項保健体育費1目保健体育総務費は1,556万8,000円で、スポーツ推進委員9名の報酬と職員2名の人件費、スポーツ祭、スポーツ教室の補助並びにスポーツ少年団と体協の補助が主なものでございます。

2目体育施設費は1億1,411万3,000円で、4,077万4,000円の減額でございます。ウイング21の工事の関係の減がありますが、118ページをごらんください。

本年度は、B&G体育館の改修工事を計画しております。主な内容は、施設の維持に関する光熱水費や各種専門の委託料、施設の受付維持に関する人件費となっております。ウイング21は、役場やふれあいセンターで導入しました方式で、一部LED化を行います。

以上で、生涯学習スポーツ課の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も課ごとに行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、会計室関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、住民課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、上下水道課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、健康福祉課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、農政課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、観光課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、建設課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、教育課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、子育て支援課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、生涯学習スポーツ課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第23号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長(北澤禎二郎君) 日程第28 議案第23号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第23号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算につきましてご説明をいたします。

特別会計予算書の4ページをお開きください。

第1条として、国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億110万7,000円と定め、前年当初予算と比べ429万3,000円の減となっております。

第2条として、一時借入金の限度額を5,000万円と決めました。

歳入歳出明細により、予算の概要を説明いたします。

歳入から説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款国民健康保険税は被保険者の所得の伸びを想定し、前年比543万7,000円増額の2億3,000万円を見込んでおります。なお、2目退職被保険者国民健康保険税の現年課税分ですが、廃止された退職者医療制度の経過措置として、平成26年度末で同制度の有資格者については65歳到達時まで退職被保険者として付加してきましたが、令和元年度をもって対象者がいなくなったことから、現年課税分の予算計上はございません。

11ページをごらんください。

3款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、7億2,590万8,000円を見込み、1節普通交付金7億1,098万円は保険給付費へ充当する財源となり、2節特別交付金1,492万8,000円の主なものは、保険者努力支援制度交付金590万円、県繰入金530万6,000円、特定健康診査等事業費の財源となります特定健康診査等負担342万2,000円が主なものであります。

12ページをごらんください。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金1億1,025万3,000円の主なものは、保険基盤安定繰入金7,325万8,000円、人件費繰入金1,771万8,000円を計上しております。

13ページをごらんください。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、前年比700万円減の300万円を、6款繰越金は、前年比400万円減の3,000万円をそれぞれ計上しております。

13ページ下段から14ページにかけての7款諸収入は、国民健康保険税の連帯金などとして181万5,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出につきまして説明いたしますので、15ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費2,331万円は、職員2名分の人件費、電算化共同処理事業等委託料など経常的な経費が主なものでございます。

16ページをごらんください。

1款2項1目賦課徴税费152万6,000円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用を計上しております。

17ページから18ページ上段にまたがりませんが、2款保険給付費1項療養諸費6億3,101万円は、被保険者への給付費用が主なもので、前年比114万円の減となっております。

18ページに移ります。

2款2項高額療養費は、前年比440万円減の8,010万円を計上いたしました。ただいまご説明しました療養諸費、高額療養費の特定財源として、長野県から交付される普通交付金を充当しております。

19ページに移ります。

2款4項1目出産育児一時金756万4,000円、5項1目葬祭費45万円は、いずれも実績を勘案しての計上であります。

21ページをごらんいただきたいと思います。

21ページから23ページ上段までになりますが、3款国民健康保険事業納付金3億2,820万円は、県へ支払う医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分の納付金を県の試算に基づき、予算計上したものでございます。

23ページの下段をごらんください。

4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業1,630万9,000円の主なものは検査実施機関への委託料で、令和2年度では循環器病の早期発見と重症化予防を目的として、受診者全員の心電図検査の無料実施に要する費用を含んでおります。

24ページをごらんください。

4款2項1目疾病予防費650万円は、人間ドック補助金が主なものです。

2目医療費適正化事業156万2,000円は、会計年度任用職員1名分の人件費のほか、医療費の削減に向け被保険者への医療費通知、ジェネリック医薬品利用差額通知に要する費用を計上しております。

27ページから31ページまでは給与費明細書ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第24号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第29 議案第24号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第24号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算につきまし

てご説明いたします。

予算書は、34ページをお開きください。

第1条として、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億238万7,000円と定め、前年度当初予算と比べ1,141万2,000円の増額となっております。

第2条として、一時借入金の限度額を1,000万円と決めました。

それでは、歳入歳出明細により予算概要を説明いたしますので、39ページの歳入予算につきましてごらんをいただきたいと思っております。

1款後期高齢者保険料は7,784万5,000円で、前年比1,062万4,000円の増額であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は315万6,000円で、前年比95万4,000円の増額となっております。これは、歳出の総務費に計上しました電算委託料のうち、税制改正に伴う電算システム改修の費用の増が主なものであります。

2目保険基盤安定繰入金は2,110万3,000円を計上しております。

40ページをお開きください。

4款繰越金は10万円、5款諸収入16万円は、いずれも前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳出を説明いたしますので41ページをごらんください。

1款総務費1項1目徴収費246万3,000円は、保険料徴収に要する費用で、前年比110万9,000円の増額となっております。これは、説明欄12節電算委託料155万5,000円のうち、平成30年度税制改正に伴う電算システム改修費用として107万2,000円を計上したことが主なものであります。

2目保健事業費72万円は、後期高齢者の人間ドックの補助金であります。

2款分担金及び負担金1項1目広域連合負担金9,896万1,000円は、当村に納付された保険料及び保険基盤安定繰入金を広域連合に支払うための費用でございます。

説明は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第30 議案第25号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第30 議案第25号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第25号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算につき

まして説明をいたします。

予算書、44ページをお開きください。

令和2年度の予算は、第1条にありますとおり、予算総額歳入歳出それぞれ448万5,000円といたします。元年度に比しまして6万4,000円の増額となります。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたしますので、49ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

1款使用料87万円、2款一般会計からの繰入金335万3,000円を見込みました。

3款諸収入の雑入の関係ですが、地元負担金で5万2,000円でございます。

50ページ、お開きください。

歳出を説明いたします。

2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼働に関する支出で261万4,000円ございまして、処理場運転管理委託料171万4,000円が主な支出でございます。

51ページ、公債費1目元金は149万8,000円、利子30万2,000円を見込みました。

52ページをお開きください。

2年度末の地方債残高見込み額は、右の欄にありますとおり1,750万2,000円となります。

以上で、説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第31 議案第26号 令和2年度白馬村水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第31 議案第26号 令和2年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第26号 令和2年度白馬村水道事業会計予算について説明いたします。

予算書54ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額です。収入では3億2,607万円、支出では2億7,318万7,000円を見込んでございます。

55ページです。

第4条、資本的収入及び支出でございます。収入6,859万円、支出1億6,052万9,000円です。不足する9,193万9,000円は、地方公営企業法の定めにより原価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填することとしております。

56ページをお開きください。

第6条の一時借入金の限度額は1億円と定め、また、9条棚卸資産の購入額はそれぞれ3,000万円と、それぞれを限度として定めてございます。

予算の実施計画を説明いたします。

73ページのほうへお進みください。

収益的収入では、水道使用量2億8,000万円を見込んでございます。

74ページをごらんください。

収益的支出の明細でございしますが、水道事業費用のうち、1目浄水費の主なものは18節の委託料、二股浄水場の維持管理に係る委託料を初めとする委託料といたしまして2,413万7,000円、また、22節修繕費としまして226万8,000円、25節動力費は、電気料等で441万8,000円でございます。

75ページに進みます。

2目配水及び給水費は、配水管及び配水池の維持管理にかかわる経費でございます。

18節の委託料、水質検査、水道台帳補正等の委託料を合わせまして558万2,000円、21節工事請負費、水道メーターの交換等の工事請負費として751万9,000円です。

76ページに進みまして、25節動力費は、配水池等の電気料で1,760万8,000円をそれぞれ予定してございます。

4目総係費は、水道料金の賦課徴収に係る経費であります。

18節委託料の1,501万7,000円の中には、メーター検針委託料のほか、今後の水道施設の更新計画を策定すべく委託料として330万円ほど計上しております。

77ページです。

6目減価償却費の関係でございしますが、1億460万円ほど、また、営業外費用では起債償還利子等の支払利息等消費税で2,541万4,000円をそれぞれ見込んでございます。

78ページに進みます。

資本的収入の主なものは工事負担金で、長野県大町建設事務所が施行する道路改良事業に伴う物件移転補償費といたしまして4,564万3,000円、企業債としまして1,970万円、出資金の関係は、統合前の簡易水道事業で借りました起債の元金償還に関する一般会計の出資金324万7,000円を見込んでございます。

79ページのほうに進みます。

資本的支出の関係になりますけれども、1目配水設備工事費21節の工事請負費は、先ほど言いました長野県大町建設事務所が施行する道路改良事業に伴う県道白馬美麻線、国道148号通地区、白馬駅前無電柱化事業等に係る配水管布設替えと、二股浄水場のポンプの取りかえ等で8,262万8,000円といたしました。

2目営業設備費681万5,000円は、計量法の規定により8年ごとに行う水道メーターの交換に伴うメーター購入費用でございます。

2項の企業債償還金5,798万4,000円は、元金の償還でございます。

以上で、説明は終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第32 議案第27号 令和2年度白馬村下水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第32 議案第27号 令和2年度白馬村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第27号 令和2年度白馬村下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書82ページからになります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額です。収入支出ともに5億2,355万6,000円といたしました。元年度当初予算額に比ばまして4,578万7,000円の減額でございます。

83ページです。

4条、資本的収入及び支出でございますが、収入3億9,299万2,000円、支出5億1,448万2,000円で、不足する1億2,149万円は、地方公営企業法の定めにより損益勘定留保資金等で補填することとしております。

5条の企業債の関係でございますが、1億3,910万円を限度額としております。

84ページをお開きください。

第6条の一時借入金の限度額は3億円といたしました。

また、第9条の他会計からの補助金といたしまして、一般会計から3億5,000万円の補助を受けてございます。

実施計画明細により予算の概要を説明いたしますので、100ページにお進みください。

収益的収入では、営業収益といたしまして、下水道使用料1億9,254万2,000円が主なものでございます。営業外の収益といたしましては、補助金といたしまして1億2,180万円余り、長期前受金の戻し入れといたしまして2億673万円余りを見込んでございます。

また、雑収益は東部地区の負担金といたしまして237万7,000円でございます。

101ページのほうに進みます。

収益的支出の明細でございますが、下水道事業費用のうち、1目の管渠費の主なものといたしま

しては、18節委託料のマンホールポンプの保守管理委託料234万5,000円、22節修繕費といたしまして176万円、25節はポンプ等の電気料で405万1,000円でございます。

2目の処理場費は、浄化センターの維持管理に係る経費でございます。

18節の委託料は、浄化センターの運転管理委託料、脱水汚泥の処理委託料が主なものでございまして5,533万6,000円、25節の動力費は浄化センター等の電気料で809万1,000円を予定してございます。

102ページです。

3目総係費は、下水道料金の賦課徴収に係る経費であります。

18節委託料は、料金システムの保守管理委託料や下水道台帳の補正業務の委託料といたしまして520万2,000円を計上してございます。

次のページです。

4目減価償却費といたしまして、3億3,460万2,000円を予定しております。

また、営業外費用では、起債償還の利子等の利息6,240万4,000円と消費税1,683万円を見込んでございます。

104ページをごらんください。

資本的収入の主なものでございますが、企業債1億3,910万円、一般会計からの補助2億2,819万1,000円、区域外流入分担金といたしまして500万円を計上してございます。

また、長野県大町建設事務所が施行する道路改良事業に伴う物件移転補償費といたしまして2,070万1,000円をそれぞれ見込んでございます。

105ページのほうに進みます。

資本的支出です。

1項1目管路建設改良費の21節工事請負費4,312万5,000円でございますが、大町建設事務所が施工する道路改良事業に伴う県道白馬美麻線、国道148号通地区、白馬駅前無電柱化事業等による下水道の排水管の布設替えと公共ますの設置費用でございます。

2目処理場建設改良費の423万5,000円は、各種ポンプ類の更新の費用でございます。

また、2項企業債償還金4億5,577万3,000円を計上してございます。

説明は、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第33 予算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君） 日程第33 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号から議案第27号までは、いずれも令和2年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第27号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで本定例会の第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月11日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり予算特別委員会、常任委員会等を行い、3月12日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日から3月11日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり予算特別委員会、常任委員会等を行い、3月12日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時24分

令和2年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和2年3月12日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和2年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和2年3月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中 哲
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員、1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。この冬のシーズンの暖冬による雪不足と、コロナウイルスによる大会、イベントの相次ぐ自粛、キャンセルで、我が村の大きな収入期である冬季シーズンは、大きな打撃を受けました。本来なら、一般質問のトップバッターでありますので、前説等述べるところでありますけれども、2つ目の質問のところでは用意してありますので、早速1つ目の質問に入りたいと思います。

1番、観光事業と観光データについてであります。

昨年11月に統計調査に秀でている箱根町を視察し、これから観光課が中心となりローラー作戦で観光統計をとり、観光局がそのデータをもとに事業を展開するとの説明を受けました。そこで下記について伺います。

1、宿泊施設の実数把握以外に調査する項目は。

2、得たデータをどのように活用予定か。また、早急に必要で事業に生かしたいと考えているデータは。

3、観光地経営会議に提出された「白馬村観光地経営指標整備等業務報告書」（平成29年3月付）をもとに展開された観光事業は。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員の通告による質問の要旨では、私どもの説明がしっかり理解をされていないようでありますので、ここで整理をさせていただきます。

伊藤議員がおっしゃっているローラー作戦で実施をする調査ですが、宿泊施設の全数調査と説明をさせていただいており、事業の展開に生かすデータは、観光地利用者統計と説明をさせていただいておりますので、その認識にたった答弁とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1点目の宿泊施設の実数把握以外に調査をする項目についてをお答えをいたします。

昨年9月定例会において、加藤議員から、箱根町観光客実態調査報告の紹介があり、11月に担当者が現地で行き組み状況をヒアリングをしてまいりました。箱根町では、年2回、観光客実態調査報告書を公表しており、その基礎数値となる利用者数を各施設から報告を受ける。これにあわせて、宿泊施設からは、収容能力、料金、各種サービスや温泉の有無、泉質等、多岐にわたる情報について報告を受けているところであります。

調査では、町から施設に対して、個別に調査票を発送をし、提出を依頼をしているそうでありませぬ。

白馬村では、取り組むこととしている宿泊施設の全数調査では、今回が初めての調査でありますので、宿泊施設の負担軽減と回収率の向上を図るため、まずは名称、所在地、代表者、連絡先、旅館業の種別、料金帯、収容能力、実営業期間といった基本的な情報に絞ったものにする予定であります。

また、調査に当たっては、郵送やウェブページ、電話といった方法のほか、戸別訪問による聞き取りも想定をしているところであります。

2点目のデータの活用や事業に生かしたいデータについてでありますけれども、宿泊施設の全数調査により把握する情報は基礎的な情報にもなりますので、これをもって何か事業を展開するというものではありません。何らかの施策や事業を計画する上で、その効果を含む規模感を導き出すために用いることになるかと考えます。

また、この冬のような緊急時に、どの程度の影響があるのかを把握するために、さらには災害発生時にも必要な情報にもなるものと考えているところであります。

事業に生かすデータという点では、精度の高い観光地利用者統計が必要であります。そのため、村では携帯電話網のビッグデータを用いて、旅行客数や宿泊客数、滞在日数といった定量データ、訪問直前と直後の訪問先といった移動データ、エリア以外の滞在先といった分布データを収集をし、観光客の動向をより詳細に把握することを検討しております。

宿泊施設の全数調査、モバイル空間統計については、いずれも令和2年度から取り組むこととしております。

村は、こうした情報を収集をし、白馬村観光客や白馬バレーツーリズムがデータを用いて、効率的で効果的な誘客施策を企画をし、実行することを想定しているところであります。

最後に、白馬村観光地経営指標整備等業務報告書で示された調査目標は、白馬村観光地経営計画に掲げる観光資源価値の最大化や、白馬村を訪れ滞在をする価値の多様化などといった10の戦略事業推進のための基礎的な参考資料であると捉えており、この指標を踏まえながら戦略を具体化する55の事業において、行政、観光・商工団体、観光関連事業者及び住民団体などが、それぞれの担うべき分野で取り組みを進めていると認識をしているところであります。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

以上です。

(発言する声あり)

村長(下川正剛君) すみません、失礼、ちょっと落としましたので、答弁させていただきますが、例えば、行政におきましては、指標をもとに滞在者の2次交通、環境の整備、そしてまた改善や誰にでもわかりやすい統一案内デザイン、標識の構築に関する取り組みを推進をしているところでありますし、一方、観光団体である白馬村観光局においては、通年型のマウンテンリゾートの構築に向けたグリーンシーズンのツールの魅力向上を図るため、サイクルツーリズムの推進やラフティングなど、アウトドアアクティビティの発信による滞在空間の魅力を進めています。

さらに、観光関連の事業者の取り組みとしては、岩岳マウンテンハーバーや北尾根高原のグランピングフィールドに代表をされるように、白馬村の山岳自然環境の魅力を最大限に生かした事業投資がなされているところであります。

ほかにも、白馬駅前が無電柱化に関する地域住民グループの取り組みや、各地域行事で展開をされているさまざまな伝統行事、おもてなしイベントについても、観光地経営に位置づけている戦略事業として展開をされている取り組みの一つとして認識をしているところであり、行政としては、その地域のそれぞれの取り組みに対して耳を傾け、支援をしているところであります。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 答弁ありがとうございました。今の村長の答弁を聞いておきますと、これからは、今までも得たデータを使ったことは、事業に生かしたことはないし、今後も、今回観光課がするのは実態調査であって基礎的なものということであったと思うんですが、それでよろしかったですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) これまでの調査でいえば、観光地利用者統計では、数を統計、調査するような統計では、その動向、お客さんの動向というのを調査しております。

また、夏季、冬季の来訪者調査については、村内での満足度とか消費額というものを調査してお

ります。来訪者調査の結果によりまして、例えば夏季であれば、村内の2次交通がちょっと満足度が低いであったりとか、あとは飲食店に対する満足度が低いというような状況が見えておりますので、交通であればグリーンシーズンのシャトルバスを走らせたり、飲食店であれば、創業塾で飲食店の起業を促進したりというような事業をやってみたいところでもあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私が、今回から本腰を入れて観光課がデータを集めて、それで局にそのデータを渡して事業を展開してもらおうというような内容だったかと思ったので、ちょっと私の想像しているのとは違ったかなと思います。

それで、箱根町なんですけど、今年の11月に行ってこられたということで、箱根町で、「統計はこね」ということで、こういった大きなものが出ております。1冊1,000円で売っているそうでもありますけれども、売れ行きはそんなに良くないけれども、ホームページで出しているの、それを見ていらっしゃるんじゃないかということです。

箱根町のことについて、ちょっと聞き取りしましたので、私のほうで、課長も行かれていますということで、ちょっとお聞きしたいかと思えます。

箱根町の宿泊数とか見られたかと思うんですが、回収率が80%以上、この回収率のよさをどのように見ていらっしゃいますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） とてつもなく高いというふうに認識をしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 確かにすごい高いですよ。これ、私、質問したときに、どんな経緯でこの調査をするようになったのかって言ったら、昭和43年からとっているって言っていました。ですので、もうかれこれ50年くらいたつんですかね。ですので、その担当の方は知らない、もともととるに至った経緯はわからないとおっしゃっていました。

それで、返信がない場合は、声かけを二、三度やるということです。それで、あと、データを集めてくるのは、全部、各課から集めてきて、いろんなこういう形にしているって言っていました。

観光課に、このデータにかかる費用を聞いてみました。課長のほうは、そのデータにかかる費用をお聞きになりましたでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 箱根町で、観光地利用者統計に関して、特筆してそれだけに充てている費用はないというふうに、委託料等はないというふうにお聞きしております。それは、専属の職員が当たっているというようなこともお聞きしておるところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 先ほどの質問にちょっと戻してしまうんですが、やはりこの高い回収率、根底にはどのようなことがあると思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 箱根町でヒアリングした中で、私が感じたところは、昭和43年から始めているという歴史もありますし、もう一つは、各施設が役場に施設情報、それから観光地利用者統計を提出することによって、そのデータを各町内の観光施設の案内に使ったり、または首都圏であったり大都市圏での案内所で活用していただくような、箱根町の手引きというようなもので各施設の情報、案内しているというようなことを聞きました。

そういう宿泊施設にとって誘客に結びつくメリットっていうんでしょうか、利点があるというのも一つ回収率の高い、それから利用者統計に対する意識の高さというのに結びついているのかなというふうに感じています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私が聞いた担当の方、どうしてですかって聞きましたら、長年事務をやる中でやりとりし合っていると、役場と密に連絡を取り合っている、信頼関係があるんじゃないかと思うんです。やはり地道な活動をしている、地道な活動だとおっしゃっていました。

だから、その中で信頼関係、出す出さない、宿泊業者が出すんだとかじゃなくて、こちら、役場サイドの私は意識の問題じゃないか、そのように感じました。そのような感じは受けませんでしたか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） そうですね、私も感じたことは、しっかりと担当職員、担当課が足を使って集めているなということは感じました。それを受けて、白馬村でも、先ほど伊藤議員がおっしゃっているローラー作戦が当たるんですけども、まずは全ての施設の状況を把握するということから、足を使う調査を始めたいというふうに考えたところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 恐らく観光に関するデータを見られたかと思うんですけども、その中で一番印象に残った、役場が得たデータで一番印象に残ったデータの項目は、どういったものでしたか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 一番私が強く印象に残っているのは、先ほど言った回収率が8割であったということと、とにかく宿泊者数というのが積み上げであったことです。それをしっかりと積み上げることができるのは、先ほど来申し上げている、足を使ったというか、信頼関係なのかなという

ふうに感じました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私がすごく驚いたのは、観光客の総数もさることながら、2,152万人いるんですね。あと、日帰り客延べ人員というのも出ていまして、宿泊延べ人員というのも出ています。その宿泊の内訳、一般外国人、修学旅行生、それでなおかつ観光客消費額というのも出ています。それがしかも、宿泊費と飲食費、その他というふうに3つに分かれて全部出ているんです。

私、こういうことまで役場ができるんだと思ってびっくりしたんですけど、白馬村はできますよね。やろうと思えばできると思うんですが、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 私も同じく、とても強く印象に残っています。私どもも、そういうことをやりたいというふうを考えていて、その第一歩として、しっかりと持っていない宿泊施設の全てのデータを整えるというところから取り組んでいって、それ以降に、今、箱根町が取り組んでいる宿泊者の数、それから外国人の比率、観光消費額みたいなものを戸別に提出いただくような仕組みをつくっていききたいなというふうを考えています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 箱根町は、結構、白馬村と同じように観光がメインの町だというふうにおっしゃっていました。結構、予算規模が大きくて、100億円くらいあるんですね。それで、やっぱり白馬村と同じように、観光局のような観光協会というところがあって、そこに1億2,000万くらい出していると言っていました。

それで私、ちょっと感じたのは、どのくらいお金使っているのかなって思ったんですが、箱根町の商工費は、課長、ご存じでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） そこまで把握しておりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 箱根町の場合は、大体歳出合計が104億くらいなんですけど、そのうちの5億2,697万9,000円なんです。白馬村の場合、これ、平成31年度の予算なんですけども、合計が63億1,700万円で、そのうち観光商工費が6億2,531万7,000円、率にすると箱根町5%、白馬村は9.8%なんですよ。これを見て、たくさんお金使わないと、商工費にたくさんお金使わないとお客は来ないっていう認識でいらっしゃるんですか。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 31年度予算の比較ということなので、私のほうから答弁させていただきませんが、今おっしゃった6億何がしのうち2億6,000万は地方創生交付金事業ということで、突出した年度ということでありますので、一概にそれを比較して、白馬村が高いような印象を与えるようなことはいかがなものかと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうですね、すみません、平成29年度の決算カードから申しますと、ちょっと率は出していませんけれども、白馬村の場合は歳出合計が62億1,500万のところで、商工費が4億800万ですね。箱根町のほうは、およそ歳出合計100億ですね、99億です。商工費が4億4,200万、やっぱり比率に対して白馬村は多いと思うんですが、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 何をもって比率が高いというのは、ある1つの町と比較して白馬村が高い低いというのは、ちょっと私は理解できません。じゃあ、観光に予算を傾けなくていいのかという論議にもなりますので、必要に応じて予算化して事業執行しているという認識に立っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私が申しているのは、先ほど課長にお聞きしましたように、課として箱根町の場合、こういった統計にお金を使っているかというところをお聞きしたと思います。お金使っていましたか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） さっきもお答えしましたが、委託料とかそんな形で、統計に特化して支出していることはありませんでした。人件費はもちろんかけています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） それに対して白馬村の場合は、令和2年度の予算でいいますと、来訪者調査分析等委託料、これ毎年これぐらいの金額出しているんですが、JTBFのアンケート調査ですよ、これに320万4,000円。また、令和2年度の新規事業ですか、推進交付金委託料として715万円ということで、去年は、これドコモモバイル空間統計ですよ、そこで去年は250万出していて、宿泊日帰り客員数を調べ、ことしは移動分布調査をするということなんですよ。これをしなければいけないと思った、どんなデータが欲しくて、どういう事業につなげるためにこの調査をやられるんでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） そうですね、箱根町を例にとつていえば、あそこはしっかり積み上げのデータで、実態に近い数字を把握しております。白馬村でもそういうような数字が欲しいんですけども、すぐに積み上げ、実態に近いというのは取得できないのかなというような判断のもとモバイル空間統計、昨年実施してみたところ、非常に精度の高いというんでしょうか、実態に近いものであると

いうふうに認識がしましたので、令和2年度はそれを少し拡張してやりたいというふうに考えました。

その中で、移動のデータ、それから分布のデータというものもとっていきますので、お客様の白馬村に来る前、来た後の行動はしっかりととれるようになりますし、白馬村、村内での分布、移動のデータというものもとることができるようになります。

それによって、今現在、いろんなアクティビティとか地方創生交付金事業を使って、新たな拠点もできます。そういった事業の評価もしたいと考えておりますし、分布、移動に、データであぶり出してきて、今足りない部分みたいなものもあぶり出てくるのかなと思っております。

そういったものを、プロモーションであるとか、村内のお客様を受け入れる環境づくりに役立てていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 今の答弁ですと、積み上がっていないから、これから積み上げていくんで、そのベースにするんだというようなニュアンスだったかと思えますけれども、このJTBFのアンケート調査はもう大分前からやっていますよね。何も積み上がっていないんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。

観光課長（太田雄介君） 今ちょっと最後のほう聞き取れなかったので、もう一度お願いできますか。

議長（北澤禎二郎君） はい。

第5番（伊藤まゆみ君） すみません、何も積み上がっていないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） これまでやっていた夏季・冬季の来訪者調査というのは、しっかりと、積み上がりというのかな、見えてきた部分があります。それは、先ほど申し上げたとおり、お客様がこの地域で滞在するに当たって、満足度が低い項目が浮かび上がってきております。それをしっかりと施策に結びつけているところで、活用しているのかなというふうに捉えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 3つ目の平成29年3月付の調査結果なんですが、ちょっと皆さんのお手元には行っていないかと思えますけれども、その30ページに「情報源について」という白馬旅行の情報源ということでデータが出ています。これは大分前の、もう何年も前のものですが、29年ですので、3年、2年くらい前になりますか。ですが、ここで一番多いのが、前もあれしたかと思うんですが、家族、友人からの口コミというのが一番多いんです。その次がウェブサイトで、今回の白馬旅行の情報源を見ると、ここにJTBFさんのコメントだと思うんですが、分析が書いてありまして、「情報源を見ると、家族、友人が最も多く60%、次いでウェブサイトとなっ

ており、旅行者自身で情報収集、旅行手配をしていることがうかがえる。いかに来訪者の満足度を高め、よい口コミを広げてもらえるかが肝心である」。ここで、満足度を高め、よい口コミを広げるのは、どこが一番やるべき箇所といたしますか、業種といたしますか、だと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 来訪者の満足度を高めるという点では、お客様と接する、受け入れる全ての施設、事業者になろうかと思えます。それを口コミの、広げるというのはお客様同士なんですけれども、そのきっかけをつくってあげるとすれば、フェイスブックとかインスタグラム、そういったものによる情報発信をやるのは白馬村観光局の大きな仕事だろうと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私、情報は、人間の体でいうと血管かなと思っているんです。ある器官に血液を運ぶ、それでようやく体が機能する。情報が回らないと、各事業所さんとかうまく回っていかないんじゃないか、うまい循環ができていかないような気がするんです。例えば、来訪者の満足度を、家族、友人の口コミが一番多いんだよというようなことを、例えば宿泊業者の方たち、観光局を通してそのようなことを伝えていただけているようでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 全ての事業者についていうところまでは、ちょっと疑問符が残るんですけれども、大きなスキー場であるとか、大きな宿泊施設なんかは、口コミの影響度というのが高いというのはしっかりと認識して、同じように情報発信には力を入れていただいております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 大きなところに情報を流せばいいってもんじゃないと思うんです。白馬村は、こういうふうにご自営の方が多くいらして、それでそういう人たちはかなり苦戦していらっしゃる。こういったことをこういうふうにご、こういうデータがあるよというのをちゃんと教えてあげる、そのことだけで皆さん、かなり考えが変わると思うんです。だから、施設が古いとか、この形態ではお客様が呼べないとかじゃなくて、もっとお客様にいわゆるおもてなしをすれば、お客様は来るんだよといったようなことをすれば、私は白馬の、もっと評判はよくなるんじゃないかなと思うんですが、それを観光局に指導するのは観光課だと思うんですが、そういったことはされていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） ちょっと観光データというところとかけ離れてきちゃって、ちょっとお答えできないのかなと思うんですけど、私の考え方だけちょっと申し上げさせていただきますと、そもそも観光局って、官民連携で、事業者のサポートっていうんでしょうか、事業者に情報を渡して

それを生かす、そのサポートを、生かし方を一緒に伴走していくようなこともイメージしております。

それを観光課が主導しているのかというふうなご質問なんですけど、指導する側、される側というような位置関係ではなくて、ともに取り組んでいかなきゃならないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 観光局のほうにデータを送るために私は集めるというふうに思っていたものですから、これがあるんだ、一緒に分析するっていうこと、すごく大切だと思うんです。

それと同時に、今回のドコモモバイル空間統計ですか、こちらをどういうふうに扱う、利用するのかわからないんですが、これ、本当に生きて、どのように生かしていくかという、やっぱりこういう事業をやる上では、どういうふうに生かす、何が欲しい、どういったデータが欲しいというのがないと生かせないと思うんです。これ、もう一度お聞きしますけども、どういう経緯でこれやるに至ったんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） きっかけは、日本版DMOに登録する、観光局が登録する一つの要件として、観光地延べ宿泊者数か、ですかね、が一つの火つけピアになりました。それを取得しようというところから取り組みました。

ただ、それ以降、いろんな情報技術が進展していった、数だけではなくて、外国人も含めて出入りの行動、移動、それから村中の分布というようなものを取得できるようになりましたので、それを村としてしっかりとろうということで、村の事業として実施することにいたしました。

ですので、観光客の移動と分布、これを分析した上で、どんな部分が足りていないのかというものを観光局中心に、観光課も一緒に考えながら事業を進めていく、そんなことを考えています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうすると、DMOを申請するに当たって、そのデータがなかったということで、こういう言い方したら申しわけありませんけども、そのレベルに達していなかったということだと思うんです。なので、やはりそういった基礎的なことを積み上げて、やっぱりその場、そのタイミングが来たらやるというのがよかったんじゃないかと思います。

私の知るところによりますと、このドコモモバイル空間統計、こちら、ドコモの営業から提案があったと聞きました。やはりそういった提案があってやる、それに飛びつくというのは、ちょっとこれからやめたほうがいいんじゃないかなって私思いますが、どうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 提案があつてすぐ飛びついたのではないです。提案があつて、しっかりと中身を理解して、その先の私たちが取得したいデータ、それから、その先の事業展開というものをすり合わせて、必要だというふうに考えて、それで事業化することに決定したところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうしますと、事業展開がある程度想定できているということでしょうか、よろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 具体的な事業までは、まだ取得していませんので、取得して出てきたところでそれを事業化するという。事業を展開していくということを考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） それでは、このデータ、本当に生かしていただきたいと思います。これ、元気づくり支援金を使っているということで、予定では3年くらい続けるんじゃないかというようなことを聞いております。やっぱり幾ら県から来るといっても、皆さんの税金ですので、無駄にならないように、今後は箱根町のように、自分のところで全部データがそろうというような形にぜひしていただきたい。これをするによって、住民との距離が近くなって、住民との信頼関係が生まれる、私、そのように思います。そういう役場であってほしい、本当に切に願っております。

あんまり時間もありませんので、次に移らせていただきたいと思います。

2つ目です。緊急経済対策についてであります。

今まで経験したことのない暖冬・雪不足に加え、中国で発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、3月に集中している数々のスキー大会、イベントは中止を余儀なくされました。

このウイルスによる経済への打撃は、スキーシーズンだけにとどまらず、5月の大型連休、グリーンシーズン、また2020—21のスキーシーズンのインバウンドの入り込みにも暗い影を落とすのではないかと懸念され、大糸タイムスの言葉をかりれば、「主幹産業が観光である白馬村は試練のとき」を迎えています。

村は2月27日に第2回経済動向に関する関係者連絡会議を開き、緊急経済対策として観光需要を喚起する支援と、事業者負担の軽減としての利子補給支援を提示いたしました。そこで次について伺います。

1、支援総額2,000万円、支援額4分の3以内、400万円の根拠は。

2、連絡会議出席者から出された支援額の4分の3を撤廃してほしいとの要望への回答はいつまでにするのか。

3、運転資金借入の利子補給を滞納者に対してもしてほしいとの要望にどう応えるのか。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員の2つ目の緊急経済対策について、3項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目と2点目の経済対策の支援の内容についてのご質問は関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきます。

本定例会招集の挨拶の中でも触れましたが、この冬の暖冬と雪不足、これに追い打ちをかけるように新型コロナウイルスといった新たなリスクも発生をしており、残るシーズンを考えると、また今後の旅行マインドの冷え込みも想定すると、観光産業の受けるダメージは大きく、関連事業者の経営環境はますます厳しさを増すであろうと予想し、村では村内観光需要を喚起するため、あわせて関連事業者の負担を軽減するため、これらを両輪とする緊急経済対策を実施することといたしました。

この緊急経済対策は、2月の臨時課長会議で内容を協議をし、その結果を議会の皆様、白馬村観光局の理事の皆様へ説明をし、ご意見を伺い、それを反映した上で2月の27日に開催をした第2回経済動向に関する関係者連絡会議において発表し、ご説明をしたところであります。

観光需要を喚起するための支援総額と補助率の根拠についてであります。この支援策は台風19号により落ち込んだ県内観光需要の早期回復を狙った「がんばろう！信州観光キャンペーン」を参考に、内容を組み立てました。

このキャンペーンの一つであった地域や事業者等との連携事業では、総事業費が2,000万円、補助率が4分の3以内、上限額が400万円であり、この事業に対しては多くの応募があり、新型コロナウイルス感染症の影響を、開催を自粛をしたが、白馬村観光局も、アウトオブキッツニアイン白馬開催事業として支援決定を受けており、県内の各地は県の取り組みを高く評価をしております。

そのため、白馬村でも県事業と同様に、支援総額を2,000万円、補助率を4分の3以内、上限額を400万円に設定をいたしました。

2月の27日に開催をした関係者連絡会議において、緊急経済対策の内容をスキー場や観光協会等の関係者に説明をしたところ、4分の3以内とした補助率を上げてほしいとの要望が出されました。その要望に対しての即答はできませんでしたので、村と局で検討して、後日お知らせをするとし、検討の結果、補助率を4分の3から10分の9へ変更をすることとし、3月の2日には関係者の皆様に通知をしたところであります。

補助率を変更した理由ではありますが、暖冬と雪不足に限らず、新型コロナウイルス感染症という新たなリスクの発生により、経済対策の検討を始めた2月上旬とは大きく状況が変わっており、経営環境はかなり厳しさがあると認めためであります。

最後に、利子補給の対象者は、対象資金の融資を受けた者についてお答えをいたします。

対象資金は、長野県の中小企業融資制度で定める資金と、日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金ですが、これらの資金は未納がない申込者が利用できる制度資金であるため、申込時に未納がある時点で借り入れ対象とはなりません。制度的に未納がある者は、資金を利用できないこととなっておりますので、利子補給の対象者になり得ないということになります。

以上、伊藤まゆみ議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 今、ご答弁いただいた中で、支援額の4分の3以内を10分の9に変更されたということと、2,000万円は、県の台風19号による県の「がんばろう！信州観光キャンペーン」を、同じようにやったというふうに言われたかと思います。

白馬村の場合、400万円の上限で2,000万というのと、もし皆さん、400万円ということになると5件になるんですが、この実施計画書を提出していただくかと思いますが、この審査基準というのは出ているんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 審査基準ですけれども、もちろんその事業がこの要綱に、要綱というのは、こちらでこういう事業に使ってくださいというものに合っているのかどうかというのはもちろんあります。

その上で、幾つか指標を設定してくださいというふうにお願いをしております。1つが利用者数、それから消費額、この2つは必ず現状はこうです、それから、この事業をやることによって、これだけ増加を計画していますというようなものを記載していただくようにしております。その部分が1つ評価の項目になってきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ぜひ、皆さんに公表していただきたいというのと、あと、この前の3月の5日ですか、一次、この冬の支援に対するものは締め切られたと思うんですが、そのときに応募者がいなかったと。次は、4月15日かと思いますが、これは早い者勝ちになるんですか。それとも、後から来た人に、早い者勝ちというか、その内容によるということなんだとは思いますが、この4月15日で、例えば、コロナが収束するとは思えないんですが、その後も何か考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） これ以外の追加対策を考えているかというようなご質問という理解でお答えさせていただくと、今、このテーマになっている経済対策は、主に暖冬と雪不足を、何ていうかな、主因にするものに対する対策でありました。その後、2月の下旬になって、イベントの自粛

とか臨時休業の要請、それによって確実に3月の宿泊施設、それからスキー場なんかも落ち込みは出てきているというふうにお聞きしております。

ですので、今ここですぐにやらなければならない事業もありますし、コロナの収束後にやらなければならないような事業も出てこようかと思えます。そのあたりは、それぞれコロナの影響、それから村内経済の状況というのにも注視しながら、臨機応変に対応していく予定にしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっとお聞きしたところによると、長野県がやった「ふっこう割」というキャンペーンがあったかと思いますが、そのようなことを予定しているようなことをちょっと耳に挟んだんですが、そのようなことはありますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まだ具体的なお話をする段階には来ていないんですけども、現状、非常にこの3月に入って、先ほど申し上げたとおり、とても観光施設、観光事業者、厳しい状況にあって、春を待てないというような状況もお聞きしておりますので、「ふっこう割」っていうんでしょうか、宿泊を伴う旅行を喚起するような取り組み、今考えているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 長野県のこの「ふっこう割」というのは、単なる宿泊割ではなくて、交通とセットとかスキーパック、道の駅で買い物というものが、ある程度パッケージで出ているみたいなんです。そのようなことをお考えなんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 宿泊を伴う旅行ですので、ここで楽しむ、例えばスキーシーズンであれば、スキー場のチケットとか、そういったものも一つ考えるべき選択肢かなというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） このコロナって、支援を必要とされるのは何も宿泊業者だけでなく、飲食、交通、全てだと思うんです。その方たちが、少しでも恩恵が受けられるようなパッケージにしていただければなと思います。

それで、お配りしてあります資料なんですけども、恐らく長野県もそうなんですけど、旅行会社とかOTAのほうに割と「ふっこう割」がみたいなものが流れる傾向にありまして、それで白馬村の特徴なんですけど、ちょっと幾つか間違っているところがあるんですけど、ちょっと無視していただいて、リピーターさんが多いというのが1ページ目の左上なんですけど、結構な、68%くらいリピーターさんがいらっしやると。それで、右のほうの白馬村へ累計来訪者数というの、「今回初めて」

も多いんですが、「10回以上」の方が多い。一番ちょっとあれだなと思ったのは、その左下のほうですね、「同行者について」というところなんですが、ご夫婦が多いんです、カップルというより。ご夫婦というのは、やっぱりある程度シニア層だと思うんです。その次が友人や同僚との旅行。それで、次の右下のほうが宿泊日数が1泊で46.1%。裏のほうに行きまして、見ていただくと、ここが何か予約の方法というのが、「直接施設に電話して予約した」、「宿泊施設のウェブサイトです」で予約した、これを合せると直接宿泊施設に予約する、この傾向に多くある。すなわちリピーターさんが多いこと、同じ宿に来るとということだと思うんです。

それで、無回答もすごく多いんですが、旅行会社とかOTAが19.8%と、これ20%弱にとどまっているんですよ。そうすると、大きな旅行会社も、これを頼る方たちもいらっしゃるでしょうけれども、リピーターさんを抱えていらっしゃるところ、かなり多いと思うんです。

なので、これを、先ほど今までデータを生かしたことないというようなことをおっしゃってしましたけども、こういうふうになにかを、キャンペーンだとか張るときに、こういったのをもとにしてやるのがいいんじゃないかと思いますが、これ見たときに、どこにどういうふうなキャンペーンを張ればいいって思われますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 確かにリピーターが多いので、そこへの働きかけというのは、確かに有効だなというふうに思っております。

一方で、新たなお客様を開拓していかなければならないということ、それから、冬、夏に偏らない入り込みを確保していかなければならないということを考え合せますと、リピーターは大事でしょうけど、オンライン・トラベル・エージェンツ、OTAを使って新たなお客さん、例えばスキーに興味を持っている方とか、あとは移住、来訪したことがある方とか、そういう対象を絞り込んでプロモーションを打つことができますので、そういった部分で新たなお客さんも獲得するような仕組みが必要かなというふうに、今、見て感じました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと7分です。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私これ、夏季来訪者ということで、別にサマーシーズンといいますか、1カ月半とか2カ月に限ったことではないんじゃないかなと思って見えていますけれども、ちょっとまだ具体的にはチェックしていませんけれども、私、これ見たときに、ご夫婦でいらっしゃる方が多いのならば、この方たちに1泊じゃなくて、2泊、3泊泊まっただく、そういったものを用意する。それがしかも、例えば、忙しいシーズンを抜かして来ていただく、そういったのが考えられるんじゃないかなと思ったんです。

やっぱり先ほど申しましたように、私、旅行会社とかOTAを否定するわけではありません。そ

れは、確かに一見さんも大切だと思います。でも、一見さんに来ていただくのと、リピーターさんに来ていただくのでは5倍違うといいます。5倍浪費する、金銭面だとか、精神的な面でも大変だということを聞きました。来ていただきやすいのは、リピーターさんだと言っていました。では、そのリピーターさんをどうやって友達を連れてきていただく、家族と一緒に連れてきていただく、そこにつなげるかということだと私は思っています。

あと、しつこいようですが、まだコロナが収束するのがいつかわかりませんので、宿泊施設にこういったことをやると、ぜひ、リピーターさんに来ていただくような、それで1泊、2泊余分にさせていただくような、そういった方策をとってくれと、そういうアイデアを考えてくれというふうに観光局を通していただくことは可能でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 追加の経済対策として考えているのは、もちろん村観光局、それから宿泊施設含めて、今、内容を検討しておりますので、また決定次第お知らせさせていただきたいと思えます。

ただ、しっかりと関係事業者の方とお客さんを見ながら取り組んでいるというところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 県のこの「ふっこう割」なのですが、説明会6回やったそうです。それで、10月の15日くらいですか、そのときに台風があつて、それから、国からの政策パッケージが提示されてほぼ1カ月弱でこういうのをやったそうなのですが、皆さんになるべく知っていただくということで、それ6回やって、その後、そのほかは市町村の観光課を通してやったということなのですが、そのあたりのことは皆さんご存じだったんですか。ちょっと私、すみません、アンテナ低かったものですから、知らなくていたんですけども、これ、どんな形で皆さんに知らせていただいたんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 県の「ふっこう割」は、メニューはOTAとの取引のあるところが対象になっていました。OTAの取引のない施設については、村の観光課で県の、長野県観光機構だったんですか、県の機関と結びつけるような取り組みをしていました。

実際、白馬村の中で、OTAと全然取引のない事業者っていうのは、数少ないと思います。白馬村の観光課に問い合わせがあつたものも、二、三件でありましたというのが状況であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 県の「ふっこう割」事業者一覧表の中に、宿泊事業者というのはありまし

て、この中に白馬村も何件か入っています。やっぱり必ずしも旅行会社とかOTAとつながりのある方が、ばっかりではないですので、ぜひ、丁寧にやっていただきたいなと思います。

じゃないと、やっぱり観光課とか観光局、何してんのって、懇談のときも出ましたけど、そういうふうに言われてしまう可能性がすごく多いんだと思うんです。やっぱりここが本当に、ここをどう乗り切るか、どうやって一体となって頑張るかというところで、かなり信頼感を回復できるのではないのかなと思います。

それであと、この4月に固定資産税が1期目の納付があると思うんですが、税務課のほうではどのようにお考えですか、大丈夫と考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） 税の関係につきましては、税法で減免ですとか猶予、そういったものについては規定がなされております。

神城断層地震のときもそうだったんですけども、税の納期については告示によって延長ですとか、そういったこともできます。

ですので、4月の納期を5月に移動すると、延長するという事務処理は可能ではありますが、こちら辺の判断は長のほうの判断ということになりますが、事務処理としては可能であるということで、税務課のほうのお答えとさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 滋賀県の野洲市というところなんですけども、滞納の方をどういうふうに扱うかといいますか、そういうことでかなり滞納を減らしているという市であります。有名なところらしいんですが、生活再建課とか、市民生活相談課というのをつくって、どんな税を皆さん滞納しているか、一括に何を滞納しているかというのをまとめて、しかもその後、生活上の課題を見つけてつないでいくということをしているんです。ぜひ、例えば病気がある場合は、病院と連携して家族と調整するとか、過払い金があるときは専門家につなぐとか、失業しているとハローワークと連携して就職してもらおうとか、それで徴収をすると、それを待つ、そういう形にしているようです。

今後ちょっと、税金の滞納、やっぱり宿泊施設は固定資産税が大きく来ますので、ぜひ、そういった形で野洲市の取り組みを検討していただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） 野洲市の関係ですけれども、生活困窮者に対するものについては、地方自治体としてのトップを走っている対策をとっているところでもあります。税務課のほかにも、納税推進課、市民生活相談課という形で、その中には債権管理条例をつくって一括でやっていると。その債権管理条例の部分については、自治体の抱えている市債権の部分、例えば給食費ですとか、そういったものを議会の議決を経ずに債権放棄ができるというところで、スムーズにそういった方の債権を市町村が処理できるというところをもくろんでいる、それは、生活困窮の一つの施策であると

いう部分であります。

人口6万の市ですので、なかなかそこら辺のやり方、白馬村は体制はとれないんですけども、やり方については勉強させていただきたいと思います。

ただ、税法には、既に生活困窮をさせるような差し押さえの禁止ですとか、困窮者の滞納処分の執行停止というものは法律で定められておりまして、税務課は粛々とそれを行なっておりますし、福祉の部門にも、そういった生活状況はどうですかということは、小さな村ですので、小回りよくやっているというところであります。

逆に債権管理条例をつくることによって、全てその他のものも一元管理するというところで、専門部署ですとか、事務が繁雑になるという部分があって、ちょっと小さな村では荷が重いのかなというようなことは感じております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番、日本共産党、加藤亮輔です。日本全国が、新型コロナウイルスで蔓延して、非常な影響、生活スタイルを非常に変えさせられるというような状態までになっています。白馬村についても、今後、4月2日の聖火リレーとか、それから5月4日の塩の道祭りとか、そういうイベントが中止にならないように、早く収束していただきたいと願っています。

それと同じような感じで大きな問題であるものを2つ、今回質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1番目として、気候非常事態宣言の具現化についてです。

2020年、気候変動による降雪量の異常な減少で始まりました。また、数年前から異常気象、自然災害の巨大化が多発しています。

このような状況の中、昨年、高校生から提案され、村も気候非常事態宣言を行ないました。今後は宣言に沿って、村から雪がなくなる前に具体的に何をすることが問われています。

私は以前から、CO₂削減のために、化石燃料エネルギーから自然に優しい再生可能エネルギーである小水力発電事業を再三提案してきましたが、今年度も予算に計上されていません。

そこで2点質問をします。

1つ目、村長は気候非常事態宣言の中で、他の自治体の模範となるような取り組みを実施すると

内外に発信しました。どのような取り組みを計画しているのか、その内容を伺います。

2点目、国内観光客が減少する中、冬のインバウンド事業が村の経済を助けています。その外国人観光客の目的の一つは、パウダースノーです。降雪量、雪質は村を存続する大切な自然の営みです。この重要なパウダースノーを永続させるため、宣言にも書いてあるように、村として何を行なうのか、何をやりたいのかを伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤亮輔議員の気候非常事態宣言の具現化について、2項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、他の自治体の模範となるような事業を実施すると内外に発信をしたが、どのような取り組みを計画をしているのか、この内容の質問でありますけれども、以前からと現在の取り組みとしては、県のモデル事業として建設をしていただいた平川小水力発電やCOOL CHOICE、賢い選択の宣言前から、EV関係団体が主催をし、2019年で第6回となるジャパンEVラリー白馬によるEV車の啓蒙事業の後援をしており、現在は村主催事業にシフトをし、EV自動車の普及に向け、発展的な展開となるよう事業を進めております。

最近では、平成30年度に公共施設への木質バイオマス設備導入可能性調査を実施をし、予算をお認めいただければ、令和2年度において庁舎村民ホールに木質バイオマス設備導入を予定しております。

そのために、今年度は、村有地の支障木を利用し、薪の加工をして庁舎中庭に保管をし、今後を見据えた木質バイオマス普及に努めてまいります。

小水力発電については、藤本元太副村長の発案により、庁内有志職員による小水力発電研究会が設置をされ、報告書の提出を受けました。小水力発電は環境負荷が少なく、長期的視点では導入費用の回収も見込めるとともに、若干ですが雇用にもつながります。

しかし、初期の導入費用が高過ぎること、導入まで3年から4年要すること、補助事業が先細りであることが課題であります。

そして、導入可能性の調査費用、1,000万円強の設備費用、3,000万円弱の建設費用から、費用、3億から4億円、建設後の維持管理費等の資金のほか、プロジェクトファイナンス、キャッシュフロー等、会社経営の知識も必要となり、現実的には村の直営は難しいと思っております。

行政の役割としては、村民意識醸成や、村内企業と村外企業のマッチング、自然電力小売会社が村内に設立をされた場合は、出資をすることも行政ができることの一つであるというふうに思っております。

このような中、大北地域気候変動対策セミナーが2月23日に開催をされ、講師からは気候変動対策への取り組みについては、まずは関心を持つ、なぜ現在のような状況になったか、周りの人と

話す、発信をするなど、お互いに意識や認識をすることが大事であると申ししており、私もまさにそのとおりであると再認識をし、そこから進めるべきだというふうに考えております。

これらを含め、今後の取り組みとして、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会設立準備会を設置をし、この中で地域の特性を最大限に生かした再生可能エネルギーの利用・活用について、官民でできることを話し合うことを考えており、次のステップとして、これら具現化に向けた発展的な再生可能エネルギー協議会設立への移行に向けて、社会情勢もありますが、できれば年度内に一度設立の準備会を開催できればというふうに考えております。

次に、パウダースノーを永続をさせるための村の取り組みについてであります。良質な雪、豊富な天然雪、天然の粉雪は、世界のスキーヤーから、ジャパンパウダーを略して「ジャパウ」と評価されております。

あるスキー場が作成をした資料では、降雪量とスキー場の利用者の推移をグラフ化をして、温暖化による雪の降り始めが遅くなっていること、これに応じてシーズンが短くなり、利用者数も減少をしているということが一目でわかります。特にこの冬のシーズンは、スキー場下部のゲレンデオープンできないといった深刻な状況にあります。

温暖化による影響が深刻化する中、スキー場上部のゲレンデ開発を望む声もお聞きをしますが、スキー場の上部は国立公園第1種の特別地域に指定をされており、地域内の行為は厳しく規制をされています。

ご質問の村としてできることでありますが、気候変動に対するためのスキー場を、上部開発を県とともに研究をすることから初めてまいりたいというふうに考えております。

1点目の質問に対しての答弁をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） どうも答弁ありがとうございます。では、再質問をさせていただきます。

まず最初に、気候非常事態宣言を出したということで、このことについては私も大賛成という考えです。また、そういう立場です。

それで、村長は、この非常事態宣言を出すという、なぜ出したのかなというところを考えて、それから村の取り組みなどもちょっと考えてみます。

まず最初に、やっぱりこの村は気候、特に冬というシーズンを非常に大切に、それで皆が生活をしているというような側面が非常に強い村だと思います。

そういう中で、2009年に、白馬村地球温暖化対策地域推進計画、これは、京都宣言もありまして、こういうものをつくられたと思うんですけど、その後、2017年に地球温暖化防止対策のための国民運動、COOL CHOICEにも素早く賛同して宣言したと。そして、2019年の、去年の12月に気候非常事態宣言を行い、また、ことしの2月にはゼロカーボンシティの宣言を行なったと、そういうふうに非常に重要だということは認識されていると思います。

そういう中で、ことしの予算を見ると、総額60億の予算でした。その60億の予算の中で、地球温暖化対策事業に688万円計上して、二酸化炭素排出抑制事業委託料に450万円計上しています。この委託料の中身をまずお知らせください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの令和2年度におけるCO₂削減の委託料の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、2年度の委託の内容につきましては、現時点で考えておりますのは、EV車両のシェアリングサービス、それとEVの体験教室、それともう一つはCOOL CHOICEの新聞の発行というのが柱に考えております。

ただ、この事業につきましては、環境省から補助金を受けております外郭団体が、いわゆる事業の募集をかけるということになってまいります。例年で申しますと、4月早々に募集をかけて、それに対して要項が示され、手を挙げるという形になりますので、現時点ではあくまでも、細かい内容については示されておられませんので、昨年と同様の柱で現在の組み立てをしているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 内容は、概要はわかったんですけど、もう少し細かく聞いていきたいと思えます。

それで、この688万円という額は、この宣言を出していない昨年度大体同額なんですわね。この宣言を出した、そしてまたゼロカーボンの宣言も出したと。村としては、この宣言を出して、やはり新しい事業を行なう、新しい対策を考えているというところが、非常に見えない予算案だと思うんですけども、ただやったのはEV自動車を活用する、パワームーバーは60万円の購入、これだけが導入されたというふうな感じなんです。

だから、村長がまず、高校生それから村、村民からの要望で非常事態宣言を出したと。そういう中で、これは9月なんですけど、それでこの予算が決まる1月下旬まで3カ月、4カ月あったんだけど、この中で新規事業をやるとか、村長自身のCO₂削減とか、自然エネルギーの活用とか、そういうアイデアの具現化とかを、担当課とか自分のアイデアを具現化するそういう指示は行なったんか、行なわないのか。去年のままの予算でいいと、宣言は宣言、事業内容は事業内容というような感じにいたんか、その辺のところを、お気持ちをお聞かせください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 私のほうから事務の流れについて答弁をさせていただきます。

村長からは、まずは宣言をして、どういう行動を起こしていくのかというものについて、しっかりと取り組みを考えろという指示をいただきました。

まず、この環境問題につきましては、パターンが幾つかあります。それは、議員もご質問の中で触れておりました小水力であったりとかの、いわゆる施設等の調達の部分、それと、販売等を行なっていく自然電力、これも地域として考えられる分になります。当然のことながら、社会循環というものもありますので、大きく3つの柱になろうかと思えます。

こちら辺につきましては、単なる施設を整備するだけではなく、そこら辺の社会構造自体についても考えろという指示をいただきましたので、この辺につきましては、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、いきなり協議会組織という部分よりも、いわゆる連絡、設立の準備会的なものでいろいろと集まっていたら、意見交換を重ねながら村のあるべき取り組みというものも定めてもいいんじゃないかというところが、この辺については県の環境課からもご指示をいただきまして、あわせて村長からも指示をいただき、設立準備会というものを立ち上げる予定としております。

これについては、いきなり費用等の発生ではなく、勉強会的な位置づけからということで考えておりますので、現時点で2年度における予算計上というのはしてございません。

あと、先ほどの答弁にもありました市内の小水力の活用につきましても、やはり小水力というものでいくと、イニシャルコスト、それとランニングコストが非常に高上がりになるということから、マイクロ水力、この辺についてももう少し市内で議論、またはメーカー等のご意見も聞きながら、本村におけるどういうものができるのかというものの下調べ、これが令和2年度のスタートということで、スタート自体はスモールスタートになるかもしれませんが、議論の中ではいろんなものを重ねろという指示をいただいておりますので、その辺に取り組んでいるという流れで、現在、作業が進められているということをご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） やはりもう少しスピードアップをすべきだと思うんです。それで、CO₂の削減についても、もう長年ずっと言われている課題。ただ、時代の途中には、余り問題にならない時代もありましたけども、もうこれは、40年、50年前からこの問題については何とかしなければいけないというふうに言われてきた問題と、私は認識しています。

それで、こういう宣言をしたという、やっぱり責任もある。この宣言を出したのは、全国で3番目の早さでした。ですから、それに沿ったやっぱり実施、事業計画が必要だと私は考えます。

それで、まず最初にやってほしい、やらなければいけない、村民からもいろんな要望が出ている一つに、温室効果ガスのCO₂削減のために提案されているごみの削減を大きくする、生ごみの堆肥化の問題があります。これは、同僚議員も、それからいろんな、私以外にも提案しています。今現在でも、わざわざ車を使って大町まで生ごみを運んで、その生ごみをまた油を使って燃やしているというのが今の現状です。こここのところを、やはり堆肥化に向けた新しい事業化をしていく姿勢を示すとか。

そして、もう一つは、先ほども言いましたように、地球温暖化の対策推進計画をつくったときに、こういう誰でもできる、「みんなでとめよう地球温暖化」という冊子をつくって、各家庭に配りました。これつくってから、もう10年もたっています。内容を見ても、今の時代ちょっとずれていくかなという内容ですから、これを2050年のCO₂削減、ゼロを目指すゼロカーボンシティの宣言の具現化の一つとして、やっぱりゼロを目指すには村民の協力なくしてはやれない。村民にお知らせするちゅうことは非常に重要だと思います。

村長も、12月のときに「1人の100歩より100人の1歩が重要だ」というようなことを述べていました。こういう具体的に予算をとって事業をしていくという姿勢が、私は重要だと思うんです。

その準備会をつくっていろいろやっていくちゅうのは、両輪でやっていくことは、私は非常にいいことだと思いますけども、まずやらないいけないことをスピード感を持ってやってほしい、そう思うんですけど、とりあえず今2つの提案をしましたけど、どのようなお考えかご見解をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員からの再質問でありますけども、12月の4日の宣言のときにも、私のほうから議会の皆さんに一体に何をやるのかと、そんな質問をいただきましたが、まずはみんなで村民一人一人がこの異常気象、こういったことを再認識することから始めることが大事じゃないかということを発言をさせていただきました。

そして、先ほどの答弁にもありましたが、2月の23日、加藤議員は出席はしていただいたと思いますけども、大町のほうで大北の地域気候変動対策のセミナーが開かれ、講師の方々から、まずは関心を持ってもらうことだと、村民一人一人が、そういった気候変動ということに関心を持ってもらうことが、まず初めの一歩だと、こういうことを言われ、私も本当にそのとおりだというふうに認識をしたところであります。

そして、あらゆるところで、こういった異常気象、特にことしの白馬の気候なんかは、まさにそのとおりであります。そういったことを考えると、村民一人一人が、このすばらしい山岳景観を次の世代に引き継いでいくためには、我々含め村民一人一人がこの景観を、環境が大事だと認識してもらうことが大事だというふうに思っているところであります。

そしてまた、白馬村でも、長野県よりも先に宣言をしたわけでありまして、率先をしたというそういったことを発言をいたしましたけども、きのうのNHKのニュースでも、白馬村と長野県が宣言をした、そういった中で長野県の77市町村のうちの、既に四十七、八の自治体がこれに賛同しているというような報道がありましたけども、まさに白馬村そして長野県からこういった発信をしたことが、我々の思いがだんだん広がってきているのではないかというふうに思っているところであります。

予算的には上程はしてございませんけども、長野県とともにこの認識を新たにするためにも、いろいろな講習会等を開きながら認識を高めていきたい、そんな思いであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか——横山副村長。

副村長（横山秋一君） 私の名前が出たんで、少しだけ答弁させていただきます。

ごみの減量化の堆肥化のお話があったんですが、議員もご承知のとおり、平成31年度、令和元年度、給食センター生ごみや保育所から出る生ごみについては、それぞれ堆肥化するような施設設置という取り組みも行なっておりますので、宣言より先にやっているというところでご理解いただきたいと思います。

あと、村長の答弁にありましたとおり、薪ストーブの導入等も行なっており、その予算の事業以外のところでも、ところどころしっかり取り組んでいるというところがありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 行政のスピード感のなさを、私は露呈したような気でおるんですけど、私、質問をしたのは、「1人の100歩よりも100人の1歩」というほうが重要だと、そのためには村民を巻き込んで削減に努めな、いけないということです。

だから、その100人を巻き込むにはどういう手段でやっていくかと。ただ口で宣言しただけでは、それはそれで終わっちゃう。実際に村としてこういうことをやるんですよと。こういうふうな生活スタイルを目指しましょうと、そういうものを上がったものをやはり示すべきだと思うんです。その一つが、先ほど言ったそういう冊子を、前つくったやつを手直しする、みんなに配るっていうことも、一つの大きな啓発になると私は思います。それについては、何の答えもなかったわけです。そういうところの予算を私は聞いたわけです。

それからもう一つ、生ごみの問題についても、共同調理場でやっていますが、やはり全体的な量からいけば、本当に微々たるものなんですよ。だから、全村的でどうやったらCO₂を削減できるか、手始めにどこからやっていったらいいかというところは、やはりごみの問題を減量するっちゅうことは、本当にこれ無駄の塊だから、そこについてはやっぱりメスを入れて早目にやろうというふうなスタートに立つべきだと思います。

それからもう一つ、この宣言の中に、地球温暖化対策はこれからの5年、10年の取り組みが、生活や経済ひいては地球の行く末を決定する最後にチャンスになるというふうに力強く宣言していると。これだけ危機感を持ってやっている割には、さっき言ったようにちょっと躊躇しているという感じなんです。

だから、小水力についてもお金はかかります。お金はかかるけども、そういうものをやる地形・地理的条件が整つとるんですから、そういうものにもっと研究、それから予算を、それこそ借金し

てでもやっていくという意気込みが、私は欲しいと思います。

それで、実際問題、この宣言の中に再生可能エネルギー100%にしていくと。それで、前回12月議会で、同僚議員が、二股や楠川にある発電所は別だよと、そういう中で白馬村としては、9種類ある再生可能エネルギーのうち、どういう組み立てで100%を目指すのか、その方向性などがありましたらお知らせください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、取り組むいわゆる再生可能エネルギーの内容でありますけども、先ほど来出ております小水力であったりとか木質バイオマス、バイオマス関係というのも大きな柱になってこようかと思えます。

最近では、太陽光につきましても、家庭用にいけばかなり技術が進歩しているというようなお話も伺ってはおりますが、とりあえず規模的に大きなものとなるのは、やはり小水力であったりマイクロ小水力、木質バイオマスといったところが柱になろうかというふうに考えております。

先ほどの取り組んでいる事業の中でも、EVシェアということで、EVの車両の普及という部分も、これも現在取り組んで、ことしも冬号ということで、こういうふうに関心を持っていただきながら、住民の皆さんにも周知できることは周知しているという部分がありますので、生活環境も含めてですけども、取り組めて広報できるものは、媒体を紙であったり、それぞれを通して周知をさせていただくということで、取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） なかなかこちらの期待の通るような積極的な答弁が返ってこないんですけど、先ほどのEVのシェアリングの事業なんですけど、これは、もうはっきり言ってもう10年ぐらいやっている事業だと思うんです。それを宣言をやった後に、このシェアリングのことを言うのは、ちょっと余りにもずれているちゅうんか、昔の話を蒸し返しとるような感じで、これから削減のためにどうしていこうかという前向きな答弁としては、ちょっと消極的過ぎると思います。

もう一つ、雪の問題を。宣言文の中に、5番に、世界水準のスキーリゾートを目指すため、白馬の良質なパウダースノーを守りますというふうに宣言されています。これは、先ほど答弁は少しありましたけども、守るといことはどういうことなのか。この自治体で守っていくという、そういう本当に大がかりなことを、なかなか言えないことを言うたっちゅうことは、それぐらいまた雪に対する思い入れが強いと、これは私も含めてそうです。白馬村から雪がなくなったら、この村はどうなるか、もう非常に大変な村になっちゃうと、私は思います。

だから、こういう思いがあって、こういうふうにかかれたと思うんですけども、実際問題、ことしのシーズン見ても、下部については人工降雪機でやっと滑りおられるという状態がこのシーズン続いちゃったと。だから、もう先ほど言った5年、10年で地球環境が変わるとかいろいろ言ってい

ることも、もうまんざらでもないという状況まで来とるんですがね。

その中で村として、やはりただ上部を開発するというだけじゃなく、やっぱりあらゆる事業を行って、それからまた呼びかけて、村民も協力してもらって、この白馬村に対して、小さな地域だけでも、やはり温暖化防止のため、いろんな努力をしているということを内外にアピールして、世界に広めていくと。スウェーデンの少女グレタさんでも、学校ストライキ始めた小さな動きが全世界に波及するという感じで、まだまだ全世界では地球温暖化に対しては懐疑的な人もたくさんいますから、もっともっと事業を行うというところに力点を置いてほしいと思います。

それで、次の質問に移らせていただきます。次は、人口減少と少子化についてです。

人口減少及び少子化が進行し、その影響は行政サービス水準の低下や地域コミュニティー機能の低下、生活関連サービスの縮小、空き店舗、耕作放棄地の増加、地域公共交通の縮小など、活力のある住みやすい村づくりに支障を来すと指摘されています。

村の人口を各年の4月1日比較で見ますと、2004年の9,552人がピークで、2012年に外国籍の住民も加える住民基本台帳法の改正を行ったにもかかわらず、昨年2019年は9,007人まで減少しました。

国立社会保障・人口問題研究所は、2040年には7,227人と推計しています。村の出生数の実数は、1997年109人がピークで、去年の2019年は、そこではちょっと間違っただけです。

村も、少子化対策を重要課題として、2015年に村総合戦略を策定して、2040年8,188人、社人研の推計値より961人多い独自目標を立てて取り組んでいます。そこで2点質問します。

その1、2013年から17年の合計特殊出生率は1.15です。白馬村の人口ビジョンの出生率の努力目標は、2025年1.84ですが、出生率を5年間で1.84まで引き上げる方策を伺います。

ちなみに全国平均は1.44、長野県は1.59、最低は東京都の1.24で、最高は沖縄県の1.95です。

質問2として、子ども・子育て支援事業計画、令和2年度、ことしから始まりですね。今策定中です。の基礎資料として保護者の皆さんからアンケート調査を実施しました。その中の、村の子育ての環境や支援への満足度結果を見ますと、普通が43%で、満足度が高いが21%、低いのが34%です。低いとの割合が13%も多いのですが、この結果をどのように分析しているか、以上2点伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 人口減少と少子化について2項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初の項目にお答えします。

議員のおっしゃいますとおり、少子化社会は、地域の担い手の減少、現役世代の負担の増加、経済規模の縮小など、個人、地域ともに多大な影響を及ぼす問題であります。

1月の庁内定例課長会議では、子育て支援課長から、2019年の本村の出生数は42との報告がありました。国においても、2019年の人口動態統計の年間推計では、日本人の国内出生数は90万人を割り込み、86万4,000人となる見込みとの報道がされております。

国では、少子化社会対策大綱を定めて、少子化対策を不断に進めているにもかかわらず、依然としての個々の人の結婚や子供についての希望がかなえられていない状況であり、現在、大綱の見直しに当たっての議論がされているところであります。

合計特殊出生率1.84につきましては、政府が2016年に閣議を決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、2025年度に出生率を1.85を目指すとしたことによるもので、これを受けて長野県では人口の将来展望において、県民の希望出生率を1.84としていることから、本村の人口将来展望においてもこの数値を用いているものであります。

少子化は、未婚や晩婚化の進行や、第1子出産年齢の上昇、働き方の変化、子育て中の孤立感や負担感の増加など、さまざまな社会的要因が複雑に絡み合って進行するとされていますが、本村の少子化対策においては、比較的持続性があると想定をされることから、子育て支援に関連する施策が最も有効な施策であると考えているところであります。

本村の子育て支援につきましては、私の就任以降、子育て支援を切れ目なく対応ができる体制づくりについて検討を重ね、2017年から3年をかけて順次整えてまいりました。2018年には、大北管内では、池田町に次いで子育て世代包括支援センターを設置をし、さらに今年度から、恐らく全国自治体でも類を見ないと思いますが、母子保健事業を教育委員会部局に所管がえをするといった大胆な政策により、妊娠から出産、乳児期、幼児期、保育園、小中高の各段階における一環をした相談・支援体制を構築をすることができました。

また、児童福祉の分野でも、子供の家庭総合支援拠点の開設により、児童虐待等の対策の充実を図っているところであります。

今後は、この体制を機能的・有機的に働かせ、さらなる子育て支援の充実を図り、若者が希望する時期に結婚し、安全で安心して子供を産み、育てられる環境を整備することにより、子供のいる暮らしの苦勞に勝る幸せを実感でき、夫婦が希望する子供の数が2人、3人とふえていくことになれば、少子化の進展に歯どめがかかることにつながるものと考えております。

妊娠、出産期においては、母体や子供へのリスクを低減し、安全で安心をした妊娠、出産ができるよう、妊娠中や産後ケア、新生児訪問などにより、子育ての始まりを支援しているところであります。

子育て期においては、子育てへの不安が大きいことが少子化の要因の一つでもあることから、不安や負担を和らげ、安心して子供を育てられるように、子育て支援ルームの充実や遠隔健康医療相

談、小児科オンラインの活用による相談や情報提供、助言等により、子供たちが健康で安全・安心に育つための支援を行なっているところであります。

母子保健事業においては、全国のみならず、世界各国の出身の各家庭に対して、それぞれが持つ多様な価値観を尊重をし、子供が心身ともに健康で、よりよく育つための共通意識として、子供の成長や発達について学べる機会として、子供ノートを活用しております。特別な支援が必要な児童につきましては、関係機関と連携・共同の体制づくりを行ない、保健、医療、福祉と各機関の円滑利用により、成長や発達を支援しております。

村では、少子化対策を総合的に推進するために、子育て支援施策を中心に据えながらも、私のリーダーシップのもと、全庁が一体となって総合的な取り組みを長期にわたり推進することが重要であるというふうに考えているところであります。

村内に元気な子供の声が響くように、庁内各課や関係機関の連携、推進体制の強化を図り、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、村の子育て環境や支援に対する満足度の分析に関するご質問にお答えをいたしますが、ご質問のアンケート調査ですが、第2期子ども・子育て支援事業の計画の策定に当たって、その基礎資料とするために、平成30年10月1日を基準として、村内に在住するゼロ歳から5歳までの就学前児童283名の保護者を対象に実施をしたもので、有効回収数は156件、回収率は55.1%でした。集計結果につきましては、昨年3月に公表いたしました。

アンケート結果の集計につきましては、単純集計とクロス集計を用いて分析を行なっております。単純集計とは、ただ単にその項目の全体的な傾向を把握するために行なう手法で、あくまでも結果の概要を知るための方法であります。

一方、クロス集計は、二つの単純集計の結果を組み合わせて行なうもので、二つの項目に相関があるかどうかを分析するものであります。

また、今回のアンケート調査は、外部委託をせずに実施をしていることから、クロス集計を行なった二つの項目に関連性があるかどうかを判断するために、独立性の検定、すなわち χ^2 （カイニ乗）検定を実施いたしました。

その結果によりますと、満足度の肯定と関連があると判断された項目は、「移住している地域」と「誰が主に子育てを行なっているか」の二つの項目でした。その項目の児童年齢、子供の数、父母の別々、ひとり親であるか否か、子育て支援施策の利用の有無の項目について関連性が見られませんでした。

「居住地域」では、神城地域と北城北部の地域の満足度が比較的に高く、北城中部地域の満足度が低い傾向でした。また、「誰が主に子育てを行なっているか」の項目では、主に父親あるいは主に祖父母と回答した方は、満足度が低い傾向が顕著に出ております。

また、5年前に実施したアンケート調査と比較しますと、「満足度が低い」、「やや低い」の合

計は、前回より3.6ポイント減少しております。「満足」、「やや満足」の合計につきましても、1.7ポイント減少する結果となっており、「普通」と回答した方の割合の増加をした結果となっております。

その他アンケートの中で、子育てに関する環境や支援についてご意見を記載いただいた箇所につきましては、公園や雨や雪の日に遊べる施設の建設等に関する要望が全体の約3割を占めており、5年前のアンケートと同様に一番多い要望となっております。次いで、支援ルームや保育園に対する要望で、運営内容に関する要望が多く占めておりました。以上のとおり分析を終えたところであります。

4月から新たな計画年度が始まる第2期の子ども・子育て支援事業の計画において、それぞれの施策を展開をし、子育て世代に寄り添った村政運営を行なっていくことで、満足度が上昇をするよう努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

加藤議員の二つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと12分です。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 長い長い答弁をありがとうございました。

それで、次にお聞きします。この少子化は、これは白馬村だけの問題じゃなくて全国規模の問題。国の愚策というか、政策が間違っているからこういう状態がいつまでも続いていると私は思っています。

それで、まずちょっと質問したいんですけど、近隣の子育て支援策をちょっと調査しました。まず出産の祝い金とか、祝いをどうしようかというそういう制度があるかないかということ調べた結果、小谷村は第1子10万円、第2子20万円、第3子以降は30万円、池田町は3万円、松川村は絵本のプレゼントの制度をやっているそうです。白馬村は、子供が出産したとき、どのような独自のお祝い制度を実施していますか、お聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 出産時のサービスについてのご質問ですが、私のほうで答弁させていただきます。

うちの村では、今議員がおっしゃいました祝い金等、すなわち現金をお渡しするという制度はまだありません。今うちの村のほうでは、出産直後、産まれた赤ちゃんのところを、乳児全戸訪問事業ということで保健師が訪問し、子供の様子を見たり、またお母さんの悩みを聞いたり、そういった活動をしております。

そのときにプレゼントといたしまして、子供のための防災セットということで、非常時に赤ちゃんがミルクを飲めるようなそういったミルクのセット、あるいはその中にはガーゼですとか非常時に必要なもの、こういったものがセットになったものをプレゼントしております。それとまた子ど

もノート、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、子どもノートというノートを差し上げております。これにつきましては、全国の保健師ですとか管理栄養士さんたちが本を監修してつくったノートでございます。行政側、特に保健師とお母さんが一緒にこのノートを見ながら子育てについて学んでいけると、こういった内容になっております。こんなノートのプレゼントをしているところでもあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 次に、小学校、中学校の給食費の支援についてお聞きします。

給食費の支援については、池田町は年間2万円、松川村は2万円ですが、来年度から小学生が5,800円、中学生が6,600円を増額する予定です。小谷村は1食当たり、小学生が30円、中学生は35円の補助を実施しています。小学生で年間6,000円、中学生で7,000円になるそうです。

また、入学祝い金を見ますと、小谷村は実施していないそうです。池田町は小学校入学が5万円、中学校入学が3万円、松川村は小中学校とも1万円の地域で祝う制度があるそうです。

白馬村の給食の補助額、また入学祝い金は幾ら支給されていますかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、給食費の補助の関係でございますけれども、この令和元年度、ことしから第3子以降の児童生徒に対して、全額無償とするというものをスタートさせていただきました。

また、令和2年度からも同様に子育て支援に対する施策といたしまして、これは来年度の予算の概要のところにも記載させていただきましたが、来年度の給食費、1食当たりの給食費を小学校では10円、中学校では20円値上げをする予定でございます。この値上げのする分10円、20円を保護者負担とはせず、これを公費で賄うと。すなわち1食、小学校では10円、中学校では20円、村のほうのお金が入ることになっております。年間で約200食の給食を予定しておりますので、1人当たりにつきましては、2,000円あるいは4,000円、こういった額になろうかと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 次は、ちょっと話題を変えまして、国保の問題についてちょっとお聞きします。

なぜ聞くかという、国保の中には均等割という制度があります。均等割というのは、子供が1人産まると、一定のお金が加算されるというそういう制度です。だからその均等割、子供が出産して1人ふえると、国民健康保険に入っている人は、今白馬村の場合は1万5,900円増加するとい

うふうになっています。

それで、この制度についてはまだ全国的には少ないんですけど、岩手県の宮古市ちゅうんですかね、そこは18歳までの子供については均等割を免除しています。そうして子育て支援を支えているというところなんです。こういう自治体が全国で25カ所あります。

白馬村の場合、この18歳未満の子供の加入者は、現在、ちょっとこれはお聞きしたんですけど、何人でしょうか。よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 国保に加入している子供、18歳以下ということで限定させていただきますと、全体で18歳以下のお子さん、3月1日現在で340名になります。国保に加入している全方は3,760名ほどですので、全体の国保加入者の9%が18歳以下のお子さんになるということになります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） どうもありがとうございました。340人の18歳未満がいると。これを1万5,900円で計算すると、540万ぐらいかかると。白馬村の場合、こう皆さんから、国保加入者から集めた貯金が今1億六千数百万円あると思います。そのお金を少し流用すれば、これこういう事業もやろうと思えばやれるということです。500万円を取り崩したとしても10年で5,000万ですから、まだ1億1,000万円残るといような計算も成り立つと。そのとき、国がもう少し国保に対する支援を拡充すればいいんですけど、一番最初にできたときは、国は50%を支援していたんだけど、今はもう30%まで支援額が減ったというのが国保の実態ですから、そこをまた復元していけば十分できることだと思います。

次に、副食費の問題です。白馬村は3歳以上で、年収360万円未満の世帯及び第3子以降は免除されていますが、基本的に月4,400円の保護者負担です。池田町松川村は、3歳以上は免除しています。小谷村は1歳以上は全て免除しています。12月議会で、村は子供の食事代は親の責任でとの国の方針を遵守し、独自減免、免除はしないと予算化を否定しました。結果としては、白馬村の保護者は、月4,000円、年間5万2,800円の負担が継続されることになりました。

全国知事会は、少子化対策として子どもの貧困対策の抜本強化の提言の中で、子育て及び教育にお金がかかり過ぎる、これ以上育児の負担は耐えられないという見解から、子育て家庭の負担軽減を強く国に求めています。国民の要望を無視し続ける政府は、本当は変わっていただきたいんですけど、なかなかしぶとく居座り続けています。

ここは、地方自治法にも照らしても、自治体の子育て支援策、福祉の増進を行なう義務はあります。今質問しました出産祝い金、国保の均等割、副食費、入学祝い金、給食費など——副食費など、きめ細かな子育てしやすい制度を優先して行なうことが、私は少子化に歯どめをかけることになる

と思います。

村長は、どのような解決策で、この少子化を乗り切ろうというお考えか、もう時間もありませんから、最後に伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、副食費の関係から始まりまして、村はどういう対応だというそんな質問でありますけど、現状のところは、そういったことは考えておりません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと30秒です。

特にありますか。ご質問がありましたら、いいですか。

第7番（加藤亮輔君） はい。

議長（北澤禎二郎君） いいですか。

第7番（加藤亮輔君） まあいいわ。これで質問を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間は終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

第3番（田中麻乃君） 3番田中麻乃でございます。本日は、通告に従いまして、2点、質問をさせていただきます。

まず初めに、地産地消・有機農業・食育のまちづくりについてです。

長野県では、昨年8月に有機農業に係る理解醸成や連携強化を図るため、有機農業推進プラットフォームを立ち上げました。有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減する栽培方法であることから、長野県では環境にやさしい農業の一形態として位置づけ、第3期長野県有機農業推進計画を策定して、その推進に取り組んでおります。

また、今治市、いすみ市、木更津市、羽咋市など、さまざま自治体で有機給食を実現し、子供達への安心安全な食と、地産地消で経済の地域循環も実現しています。

そこで、以下について伺います。

①日本では農薬取締法の改正に伴い、ことし4月以降、農薬の安全性の評価が厳格になります。村の農産物における農薬の使用状況や考えについてお伺いいたします。

②村の地域食料自給率を伺います。

③給食における地産地消の割合を伺います。

- ④地産地消・有機農業推進の考えを伺います。
- ⑤有機学校給食の推進の考えを伺います。
- ⑥小中学校の食育の取り組みについて伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 地産地消・有機農業・食育のまちづくりについて、田中麻乃議員から6項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に有機農業の現状についてを説明いたします。

県の策定をした第3次長野県の有機農業推進計画によりますと、長野県全体の農業における有機農業の取り組み面積ですが、10万9,000ヘクタールのうち、355ヘクタール、割合として0.33%となっております。

有機農業は、基本的認識としては、化学的に合成をされた肥料もしくは農薬を使用しない生産方式の農業のことを言い、「有機」「オーガニック」をうたう製品として販売を行なうには、さらに基準の厳しい有機JAS認定を得る必要があります。長野県で122ヘクタール、割合として0.11%となっており、現在白馬村外でこの認証を受けている認定農家は、神城地区の1法人のみとなっております。

有機野菜は一般的に小さめで、収量は一般栽培より少なく、栽培手間は通常の手間に加え、虫よけや病気に対して薬品が使えませんので、かなりの労力を使用するもので、それゆえ生産物に関しては、専門店や直接販売等に回り、高値で取引をされている現状です。

それでは、1点目の村の農産物における農薬の使用状況や考えについてですが、村で生産される流通する農産物については、米は、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、いわゆる米トレーサビリティ制度により、生産段階での農薬等を含めた栽培記録が必要となっておりますので、使用農薬の種類や使用回数を記録するようになっております。野菜等についても、出荷分の野菜については栽培履歴の記録が義務づけられており、同様の管理がされていると聞いております。

農薬には、その使用回数と使用時期が個々に定められておりますので、決められた範囲内の使用については認められるべきと考えています。ただし、無農薬・減農薬栽培に対する農家の取り組みを否定するものではありません。

また、一例として、ふるさと納税の返礼米については、玄米検査規格で一等級のもの、信州の環境にやさしい農産物認証の取得化、これに準じた減農薬・減化学肥料で栽培したもの、トレーサビリティ栽培履歴を提出していること、食味値データ、精米施設は異物混入や虫等の発生を防ぐための処理がなされているかなど、出荷品質基準を定めた安全安心な返礼米として対応をしているところであります。

2点目の白馬村の地域食料の自給率の質問であります。農林水産省提供の計算式に、平成30年

度農業再生協議会調査での主要品目の生産量で計算をした平成30年度の白馬村地域食料自給率試算値は、カロリーベース計算で86%、生産額ベースで52%となっています。

3点目の給食における地産地消の割合についてのご質問ですが、完全給食を行なう全国の公立学校及び共同調理場は、文部科学省が実施をしている学校給食栄養報告調査に基づき、毎年6月と11月の年2回、各5日間の学校給食における地場産物、国産食材の使用割合を報告をしています。

これによると、今年度の本村の給食センターの地場産の使用割合は、6月は県内産が52%、うち白馬産は14%、11月は県内産が58%、うち白馬産は29%という結果でありました。

また、給食センターで日々記録をしている食材産地を集計をさせましたところ、今年度は、4月から12月の野菜、果物、きのこ類の使用実績は、県内産が51%で、うち白馬産は5%となっています。

学校給食における地場産の活用につきましては、白馬村地場産推進会を初め、生産者の高齢化に伴う規模の縮小などから、その活用が年々困難になってきており、その結果、既存の商品流通に頼ると地産地消割合は低下をせざるを得ない状況でありました。

そこで、昨年、農政課が中心となって開催をした地場産産業活用の検討会議により、JA大北北部営農センターが、JA大北管内の地場産品を取りまとめるとともに地場産品の流通調整を行ない、その中に白馬村地場産推進会をはじめとした村内地場産物を取り込むことになり、その結果、以前からは県外から取り寄せなければならなかった食材も、郡内から調達をできるようになったことから、地産地消率が上昇し、第3次長野県食育推進計画に定める目標値48%を超える結果となっているところであります。

今後もし子供たちにとって、より身近な生産地でとれた食材を使い、食育の基礎となる学校給食づくりをしてまいりたいというふうにご検討しております。

4点目の地産地消・有機農業推進の考え方ではありますが、有機農業の推進については、有機農業を白馬で行なうことの知見等は余り多くない状況であり、軽々に推進とはいえない部分もありますが、長野県の有機農業推進プラットフォームへ白馬の農業者の参加をいただき、生産者と交流する中で、白馬における有機栽培モデルの構築ができていければというふうにご検討しております。

基本的には、長野県有機農業推進計画の推進の考え方にもある農業の自然循環機能を増進をし、生物多様性を保存する機能を有し、環境への負荷を低減する農法であることから、環境にやさしい農業の一つとして位置づけし、推進をしてまいります。

地産地消につきましては、前段の給食における地産地消の割合の部分でも触れましたが、持続的に白馬産を優先とし、足りない部分は北北地区産、長野県内産からの供給を行なうなど、関係団体との協力により体制を構築をし、持続的な供給体制を整備をしております。引き続き、地域食材の学校給食への提供を行なっていくとともに、白馬村食育推進計画の目標にある地産地消の推進についても継続をしてまいりたいと思っております。

また、一昨年より、農業改良普及センターやJAと連携をした村内宿泊施設で、地場産品を使ってもらえるような取り組みをしてきたところではありますが、なかなか進まないのが現状であります。今後も引き続き、地産地消の推進に向け、粘り強く取り組んでいく所存であります。

それから、5点目の有機学校給食の推進の考えについてですが、有機栽培農産物は、さきに述べましたとおり、生産者、生産面積の少なさからくる供給量の少なさ、そして値段の高さが、学校給食への導入の際には障壁となる部分だと考えます。食育の観点からは推進すべきものと考えますが、品質や必要な量を安定的に確保していくことは、現状で困難であると考えます。

また、その流通につきましても、課題となります今治市等の事例もありますが、まずは栽培技術の向上や減農薬栽培等の分野で、県、JAとともに協力をし、努力してまいります。

また、環境にやさしい農業の一翼を担う有機農業の推進を目指し、実際に有機農業を行なっている方もおりますので、そのような方を核として、その仲間や興味がある方などを模索をしながら、少しずつでも前に進めるよう行動を起こしてまいりたいと考えます。

最後に、小中学校の食育の取り組みに関する質問であります。各小中学校では、学校全体で食育を組織的・計画的に推進するために、食に関する指導の全体計画を策定をしています。この計画は、国の第3次食育推進基本計画の方針に基づき、栄養教諭を中心とした教職員の連携、協働による学校の食に関する指導の全体計画で、各学校それぞれが実情に応じて食に関する指導の目標を定めた上で、それを具現化するために策定する実施計画であります。

具体的には、主に給食の時間の食に関する指導、学級活動や学校行事における特別活動、各教科では、家庭科や生活のほかにも国語や社会、理科においても、食に係る部分は、栄養教諭が参画をした教科書教科等に関連した食に関する指導を実施をしています。

さらに、小中学校における食育は、児童生徒にとどまらず、給食試食会や献立委員会といった学校や地域との連携、食物アレルギーや肥満、偏食等に対する個別指導といった活動を行なっているところでもあります。

また、給食センターにおいては、各学校が策定する全体計画を包括的に保護する形で、小中学校の給食を題材とした食育計画を毎年作成をしております。令和2年度は食育の目標を「食べる力」、「感謝の心」、「郷土の食材を知る」、3つを定め、給食センターに配置をする栄養教諭が、給食時間、保健指導、学級活動、教科等において各校と連携と協働により参画をしてまいりたいというふうに考えております。

田中議員の1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 地域の食料自給率についてですが、白馬村の気候非常事態宣言の項目2には、「2050年における再生可能エネルギー自給率100%を目指します」とあります。12月議会

の総務課長の答弁の中には、再生可能エネルギーの自給率については、いわゆる食料自給率も含めて考えていると答弁をいただいております。

この気候非常事態宣言の目標を達成するためには、食料自給率を上げることが必須になってくると思いますが、今後どのように地産地消を進め、食料自給率を上げるのかをお考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） ご質問の回答になるかわかりませんが、とりあえず今ここで出した食料自給率につきましては、農業再生協議会の部分で、先ほど村長の答弁にもありました数字を使って出した自給率でございます。

あと、気候非常事態宣言部分のものについては、ちょっと私のほうでは答弁しかねますので、総務課のほうでお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。議員さんのご質問は、多分地産地消を推進させることによって自給率を高める、その方策ということだと思うんですけども、地産地消の推進というのは、本当にもう10年以上前から取り組まないといけないということで、いろいろ要は地域のブランド化みたいな、地域農産物のブランド化みたいのをしながら、地産地消を推進していきたいという取り組みをしてきているところであります。

それとイコール、何か食料自給率というのは、私はあんまりイコールの言葉に考えなかったもので、今改めて思うんですけども、私は全然この計算式というのは存じ上げてはいないんですけども、例えば今白馬村のお米だけでいうと、400町歩ぐらい、400ヘクタールぐらい作付しています。

今、日本人1人当たり、大体1年間で60キロ、1俵、お米を消費するんですよ。1俵までは消費していないようですが、一応60キロとすると、1反歩つくと10人分のお米が生産されると。それを400町歩という、4万人分のお米はつくれているという計算になります。それは観光客240万人を365で割っても、十分お米の生産量としては、白馬の生産するお米で、白馬を訪れる人も含めてお米は賄えているというような状況にはあるのかなというところで、ぼんやり自給率といってもいろいろな考え方があるのかなと思ったところです。

ただ、いろいろ作物的には、ハンディがあるもの、生産時期が非常に期間が短いというのが、うちの園芸作物の欠点というか、弱点でもありますので、そういった中でどうやっているんな、特に冬でも春でも全部地産地消というのはなかなか現実的には厳しいんですけども、そういったものをいろいろ克服していくというのが、一つの考え方かなというふうに思っています。答えにならないかもしれませんが、お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 気候非常事態宣言時の食料自給率の計算方法の考え方について、私

のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、食料自給率の計算式につきましては、農林水産省が提供する地域の人口と主要農作物等の生産量の入力により、その地域の食料自給率を簡易的に試算ができるというファイルがございまして、それに基づき計算をします。

この計算式の根拠につきましては、地域食料自給率のパーセントにつきましては、まず分母が1人1日当たりの総供給熱量、いわゆるキロカロリー／人・日、分子が1人1日当たり地域産供給熱量、同じくキロカロリー／人・日と、これに基づき計算式を当てはめて算出するということとなりますので、補足をさせていただきました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 12月の私の一般質問で、やっぱりこの気候非常事態宣言を達成するためには、やっぱり食料自給率の向上が問題であるということを答弁いただいています。

その気候非常事態宣言が目標を達成するためにも、やはり地産地消というところが、やっぱり白馬村においては大事な部分になってくると思いますので、そこを意識して取り組んでいただきたいと思います。

地産地消・有機農業の推進についてですけれども、食育推進計画に掲載されている村の地産地消・推進計画結果評価の中では、エコファーマー認定者数が、28年度時点では8名となっており、結果は現状維持のC評価となっております。

平成27年3月31日時点ですが、長野県内では、法人を含む4,372名の方がエコファーマーとして認定されています。県内の動きから見ると村は少ないように感じますが、現在、エコファーマー認定者数をふやす取り組みはされているのか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） エコファーマーの取り組みの関係でございますけれども、なるべく認定農業者の部分でお話をさせてもらってはおりますが、なかなか進んでいないのが現状です。全く取り組みをしていないというわけではございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 先ほど村長の答弁でもございましたが、なかなか有機農業の推進が白馬村が進んでいないというふうな答弁もいただいております。このエコファーマーの認定者数をふやすというところでも、有機農業者数をふやす手法であるかと思っておりますので、もう少し頑張って推進していただきたいなと思っております。

そのもう一つの手法ですけれども、農林水産省が農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様

性保全等に効果の高い農業生産活動を支援するため、環境保全型農業直接支払交付金制度を創設しています。

令和2年度予算概算決定額は24億5,100万円です。長野県の環境保全型農業直接支払交付金の実施状況を確認したところ、長野県内では42市町村が実施しておりますが、これまで白馬村の実施はありませんでした。この交付金をなぜ利用しなかったのか、また今後利用する予定はあるのかどうか、お考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 補助金の関係でございますが、国・県のほうからそういう通達は確かに来ております。ただ、村内でも有機農業的な部分のものをやっている方が少ないというところがございます。なかなか手がかかかなかったというところがございます。

今後は、先ほどの答弁にもございましたが、そういう方々を集めて少しでも前に進めるような形で、有機的な部分の農業を推進していくとともに、こういう補助事業を活用していきたいなというふうには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 例えば、有機農業をすると、堆肥を使って土づくりをすることなどの取り組みで、大気中のCO₂の排出量を年間15万トン、エアコン約40万台分が排出する量を削減できることがわかっております。環境保全型の農業にシフトすることで、地球温暖化防止や生物多様性の保全など役に立つことが実績として上がっています。気候非常事態宣言や「ゼロカーボンシティ」宣言をした白馬村だからこそ、農政の部分でも積極的に手法の一つとして有機農業推進に取り組んでいただきたいと考えております。

また、よいものだからこそ、子供たちに食べさせたいという動きが世界中でも起こっています。世界の学校給食は今変わり始めておりまして、学校給食に新たな取り組みが見られるようになっていきます。

アメリカでは、ミートレスマンデー、肉を使わない給食のことなんですけれども、そこに取り組み、フランスでは週に1回のベジタリアン給食、韓国では有機農産物を用いた学校給食の無償化へと動き出しました。ミートレスもベジタリアンも脂質と油を取り過ぎている子供たちの健康を改善し、畜産業が排出する二酸化炭素を抑制して地球温暖化対策に貢献することができます。

地元の農業者が子供たちのために思いながら丁寧に育てた作物を学校給食で提供すれば、地域に活気が生まれますし、それまでどこかへ支払っていた給食費が地元の農業者へ支払われるようになれば、経済の地域循環も生まれます。まずは学校給食を中心に地産地消と有機農業を推進したらいいかと思いますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 地域循環型の考え方としては、毎日一定量の給食数が出る学校給食の活用というのは、非常に価値があることだと思います。

それと、あと村長答弁にもありましたように、食育という中でも、実際に地元のものがこうやって生産されて、こういう流通経路を経て自分たちの口に入っていると、そういう理解の面からも非常に効果的ではあると思います。

ただ、実際それができるかどうかという部分につきましては、先ほどまでの答弁と一緒に部分になりますので、今現在学校給食では、米、これについては全て白馬産を使用しております。あと、みそにつきましても白馬の大豆を使って、みそ生産組合のほうから購入し、これも100%白馬産を使っています。まずそういったできるところから、そういった循環型というものを目指していければと教育委員会サイドでは考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今の答弁で、できるところから始めていきたいという前向きな答弁をいただきました。やはり地産地消であったり有機農業の推進、また食料自給率を高める鍵は、学校給食であると私は思っております。

日本においても、さまざまな自治体が有機給食を実現しています。事例の一つであります千葉県いすみ市は、人口は約3万8,000人で、2017年10月、市立の13小中学校の学校給食で使用する米を、全俵、無農薬・無化学肥料の有機米に切りかえました。いすみ市がもともと有機農業の盛んなところだったのかというと、そうではなく、有機稲作が始まったのは2013年と、つい最近のことで、その4年後には学校給食を変えるところまで進んだそうです。

そのいきさつは、里山里海保全活動を農業や観光など地域産業の活性化につなげるため、環境・農業・地域経済の3部門の団体が参加した自然と共生する里づくり協議会のプロジェクトの中で有機稲作の推進が決まったそうです。しかし、地元で実際に有機稲作に取り組む農家はいなかったばかりか、農家の反応もとても冷ややかだったそうです。

それでも、3人の農家から、2013年に0.2ヘクタール、収穫量は0.24トンから始め、毎年作付面積をふやし、2018年には23人の農家、約14ヘクタール、約50トンと拡大、全小中学校の計約2,300人分の使用量となる約42トンを賄うことが可能になったそうです。今まで除草剤や殺菌・殺虫剤を当たり前に使ってきた一般的な稲作農家が、これだけまとまって有機に転換できたのは、私は本当にすごいことだと思っています。

村が掲げる第2期白馬村食育推進計画の中には、食育推進協議会がありまして、行政がハブとなり、教育委員会や農業関係者などの各種団体との調整を図り、地産地消・食育を推進するとあります。村もこのいすみ市のように、まずは学校給食から農業関係者を巻き込み、有機米普及のための取り組みをされてはいかがでしょうか。

恐らく今までの答弁では、まずはその農家、有機米を栽培する農家をふやすというところをひたすらおっしゃっていたと思うんですけれども、いすみ市は、今までやっていなかったところを農政が主導して地域を巻き込んでやったという事例です。それをぜひやっていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） ご質問の内容ですけれども、先ほど、5点目のところで、有機学校の給食の推進という部分で答弁させていただいたところに、まずはその栽培技術の向上、それから減農薬栽培等の分野で、村、JA等のところと連携をしながら推進をしていきたいというところの考えに至るわけです。

こういう有機農業の部分で徐々にふやしていくというところもございますけれども、まずはそういった減農薬の部分で進んでいきたいなというところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 私も何名か農家の方にお伺いしまして、その有機農業をするに当たっては、やはり手間がかかったりですとか、やったことがない部分もありまして、なかなかこうハードルが高いというお考えもお持ちのようです。

ただ、やはり今まで事例に挙げております今治市であったり、いすみ市というのは、もともとそこまで有機栽培にこだわっていたわけでもなく、やっぱり子供たちに安心安全な食を提供したいという思いから始まったものです。特に今治市においては、国産、今まで海外の小麦を輸入してパンを提供していたものを、地産地消で自分たちがつくった小麦でパンをつくってあげたいということで、全くのゼロベースから、今では80%、給食のパンは今治産の小麦でつくられているといった事例もあります。

そういうところをぜひ行政が主導していただいて、農家さんの啓発ですとか、そういったところを積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

いすみ市なんですけれども、この学校給食から波及して、第5次総合計画にも掲げられているんですけれども、農業の所得向上を狙って、この有機米を「いすみっこ」と名づけてブランド化されているそうです。首都圏のイオンで店頭販売されたり、日本航空のファーストクラス機内食に使われるなどされているそうです。

村の第5次総合計画でも、白馬産米の品質向上を図り、ブランド化することで農業所得の向上を掲げております。この件でもいすみ市を参考に、白馬米のおいしさにプラスされて、安心安全な白馬米として、さらに付加価値をつけてブランド化されてはいいかかと思うんですが、このブランド化についてのお考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 今議員さんのおっしゃるとおりだと思います。ブランド化に向けてのいろんな手法はあると思いますが、こういった有機的な部分のものも含めながら進んでいきたい。その結果、すばらしいブランドができればというふうには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひ積極的にそのブランド化、おいしさもちろんなんですけれども、安心安全な白馬産というところをブランド化していただければ、きっと子供たちも喜んで食べると思いますし、それが新たな付加価値になると思いますので、積極的に進めていただきたいと思います。

食育についてですが、小中学校で取り組んでいる食育の中で、食農教育を行なっているかどうか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 食育の中の食農教育というご質問でございます。

こちらにつきましては、先ほども若干触れましたけれども、食育の目標としまして、「食べる力」、「感謝の心」、「郷土の食材を知る」と、これを大きな目標としているわけでございます。この中で感謝の心というのは、農産物でありましたら、つくっていただいている農家の皆さんへの感謝の心、こういったものが出てきます。

具体的に言いますと、南小学校、北小学校ともに米づくりの体験をしていると。そんな中で、学校支援ボランティアに農家の方に入っていて、水の管理ですとか、田植えから稲刈り、そういったところの指導をいただいていると。こういうものを含めれば、食、それが食農ということにつながるのかなど。一つの事例ですけれども、そういうことは実践しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今実際に現場に行かれて農家さんの体験をされている、食農教育を行なっているということをお伺いすることができました。

今治市の事例になるんですけれども、地産地消と学校給食を一体化させた取り組みを今治市は30年以上も推進されています。特にですが、学校の授業において、学校給食と連動させた食育を充実させています。栄養や保健衛生のみに偏った食育ではなく、地産地消・有機農業を実践されている今治市だからできることかもしれませんが、食材が生産される食農教育から始まる食育だと思います。そこには子供たち自身が食料自給率を考えて自分が食べる食材を選ぶ、子供たちが大人になったときに地域の農林水産業を支え応援する、そんな狙いがあるそうです。

それも30年たった今、教育効果が顕著にあらわれており、今治市によるアンケート調査では、有機農産物を使った学校給食を食べた子供たちの成人後の消費行動について調べた結果、食材の選

択になるべく地元産であることを重視したり、食品添加物などの表示に注意したり、賞味期限を確かめて、なるべく安全なものを選択する傾向が、市外のグループに比べて優位に強いことがわかったそうです。

今やっていることが、子供たちの将来にもつながってくることになると思いますので、この件におきましても積極的に推進していただきたいと思います。

今、やはり農家さんを育てるまだ段階だということは、わかりますけれども、学校給食を核にした有機農業の推進や、地産地消が将来に向かって循環型社会や持続可能な地域づくりを担っていくものだと思いますので、ぜひ村全体で推進をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。E d T e c h（エドテック）による教育の充実についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大による政府の要請を踏まえ、村は小学校が3日、中学校は2日から臨時休校となりました。突然の休校要請は、子供を持つ親の生活にも大きな変更を強いることになり、共働き家庭における子供達の対応に始まり、休校中の学習面で生じる問題においても不安と困惑が広がりました。

そんな中で、学校が閉まっても子供達が学びをとめないで済むように、E d T e c h企業が自宅等でもオンライン学習できるさまざまな教材やサービスを無償で提供する取り組みを始めました。

E d T e c hとは、E d u c a t i o nとT e c h n o l o g yを掛けた造語で、教育とテクノロジーを融合させ、タブレットなどの情報機器を使いオンラインなどで授業を受ける学習方法で、教育格差の解消や教育現場の効率化などさまざまな分野で期待されています。各地学校でも導入が始まっており、E d T e c hやI C T機器を活用する力は、これからの未来を担う子供たちにとって必要不可欠な能力になると考えます。

そこで、以下について伺います。

①I C Tの発達やA Iの台頭等による社会で生きていく子供達への教育のあり方をどう考えるのか、伺います。

②小中学校におけるI C T環境整備の進捗状況とI C T教育の取り組みについて伺います。

③新学習指導要領では、小学校では4月からプログラミング教育が必修となります。どのように進める予定かを伺います。

④学校I C T化による教員の役割の変化について考えを伺います。

⑤E d T e c hは、村の教育現場においてどのように活用できるか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） E d T e c hによる教育の充実についてお答えいたします。

まず、I C Tの発達やA Iの台頭等による社会で生きていく子供たちへの教育のあり方でありますが、タブレットやスマートフォンなどの情報端末は、小中学生にとって身近な存在になっています。最近では、中学生はもちろんのこと、小学生においても文房具と同じように、タブレットやス

スマートフォンを利用しております。

現在、小学校で学ぶ児童が社会に出て活躍するのは、2020年代後半から2030年代となり、情報化、グローバル化はますます進みます。一人一人が自分の頭で考え、さまざまな文化を持つ人とのかかわり合いながら生きていくことが求められています。

みずから情報を集め、考え、人に伝わらせるように工夫するといった情報活用能力について、ICT教育を充実させることで、未来の社会でみずから学び、生きる力を醸成する必要があります。

教育委員会では、現代を生き抜く力を育み、白馬村の未来を担う子供の育成を目指しております。そのためには、学校教育において情報機器の知識と技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために、必要な思考力、判断力、表現力を育むために、教育の情報化を進め、学校現場に反映していく考えであります。

次に、小中学校におけるICT環境整備の進捗状況とICT教育の取り組みについてであります。本村では、3校全ての小中学校にコンピュータ教室を設置し、児童生徒用のコンピュータを整備しております。

それに加え、白馬中では、平成27年度に地方創生加速化交付金を活用して、ウインドウズタブレット50台を購入したことを契機に、あわせて同機種35台をリースし、1学年分に対応できる85台の整備を行ないました。その後、平成29年度に75台、平成30年度に75台をリースしたところで、生徒1人1台の体制が整いました。

一方、両小学校では、平成29年度にキーボード脱着式のパソコンを南小に22台、北小に34台配置し、1学級分の情報端末を整備しました。現在まで主に総合的な学習の時間における郷土学習の調査等で利用しております。

また、来年度から文部科学省のGIGAスクール構想に沿って、小中学校の情報通信設備整備を段階的に進めていく予定であります。

補正予算（第5号）で中学校の既設情報通信ネットワークを高速大容量化する工事費として、約1,000万円を計上していますし、令和2年度は、平成27年度に整備した中学校のタブレット端末が導入から5年を経過することから、1学年分のタブレット端末機80台をリプレースする予定であります。

小学校においては、令和4年度に現在のパソコン教室の端末機器が更新時期を迎えることから、中学校と同様に教室内で使用するタブレット端末への更新を検討しております。

教育委員会では、現在、GIGAスクール構想に沿った形で小中学校のICT教育の充実を図るため、学校ICT環境整備計画を作成しています。今後は、この計画に沿って整備を進めるとともに、児童生徒の新たな学びに対応していく予定であります。

次に、4月からスタートするプログラミング教育をどのように進める予定かとの質問ですが、プログラミング教育の必修化の目的は、これから生き抜くために求められる力を身につけるこ

とだと思えます。

現在、あらゆる場面で生活をコンピュータが支えており、その仕組みは全てプログラミングによって成り立っています。そのメカニズムを習得することは、国語や算数と同様に必要な基礎能力です。コンピュータの原理的な理解の有無によって、社会への対処能力が大きく変わってくるはずですが、将来どんな職業につくとしても、どんな生活を送るにしても、コンピュータとは無縁ではられません。社会を生きるために情報技術を使いこなす力は不可欠であると考えています。

小学校におけるプログラミング教育の普及に当たっては、カリキュラム及び実践不足、指導者不足、環境の未整備等の課題があります。そこで、この1月に南小、北小、合同でプログラミング教育の実践に当たっての研修会を実施しました。教員の知識と指導力不足の不安については、関係機関と協力を得ながら今後も研修会を実施してまいりたいと考えております。

平成29年・30年度において、ヤフー株式会社がノルウェービレッジにおいて、小学生を対象としたプログラミング講座を2日間の日程で行ないました。募集人員は、すぐに埋まるほど好評であったと聞いております。このように企業、団体等と連携し、プログラミング教育を推進できればと考えているところであります。

新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程が強調されています。学校教育も産業界や地域コミュニティと連携し、より豊かな多様な学びの場を構築することが求められています。プログラミング教育の導入がそのきっかけになればと考えているところであります。

次に、学校ICT化による教員の役割の変化についてと、EdTech、村の教育現場においてどのように活用できるかについて、あわせて答弁をさせていただきます。

子供たちが情報活用能力を身につけるには、教員自身にも適切な情報活用能力が求められます。これには、当然プログラミング的思考や情報セキュリティ等に関する能力、資質も含まれています。子供たちが問題解決のために情報機器を手段として適切に活用し、情報を吟味し、それを処理できるように支援していくことが、教員には求められています。

また、情報モラル、セキュリティについても、学校教育で醸成すべき知識だと考えています。例えば、SNSの使用をめぐって人間関係に問題が生じる、あるいはプライバシーを侵害するようなトラブルが多く発生しています。このような問題の対処も学校で教育すべき必須項目になってきております。

議員のご質問にもありますとおり、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施しました臨時休業において、経済産業省「未来の教室」が、2月28日、新型コロナ感染症による学校休業対策「学びをとめない未来の教室プロジェクト」を始動させ、ウェブサイトを作成し、学習コンテンツの無償提供など、EdTech事業者との取り組みを紹介しています。

現在の学校現場においては、教職員の業務負荷の大きさ、労働環境の悪化が指摘され、働き方改革の推進が叫ばれております。これには、さまざまな要因や背景があろうかと思いますが、非効率

な仕組みやI Tツールの活用不足も一因とされています。

また、働き方だけでなく、授業についてもアプリや動画などを活用することで、よりよい授業を提供できるものと考えています。

また、I C Tの活用によって個々の児童生徒に最適化された学び、アダプティブラーニングの提供も可能になります。現在中学校で行なわれている数学のドリル学習がこの一例であります。

集団授業で個人の理解度に応じて内容を変化させることはできません。しかし、ウェブやアプリケーションを活用すれば、児童生徒がどういった問題で間違えているのか、時間がかかっているのかといった分析が瞬時に可能です。また、こうした情報に基づいて、A Iによって出題された問題を最適化し、学習効果を改善する効果も期待できます。

今後、数年間でこのE d T e c hの分野は飛躍的に進歩することが予想されます。A Iは、一人一人の理解度、学習利益、ミスの傾向、その日の集中度にあわせて、その児童生徒専用カリキュラムを策定し、学習状況をリアルタイムで解説し、教員のタブレット端末に送信するような試みも既に始まっています。

学校教育の現場でI C Tを活用する取り組みが浸透すると、学校で知識を数える役割の一部は、電子教材が担い、教員の役割は指導者から児童生徒を励ますメンター、助言者のようなものになっていくかもしれません。このように情報通信分野の発展は、教育分野においても大きな変革をもたらします。

教育委員会では、このような変革におくれることなく、児童生徒の学びを形成すべく、さまざまな分野で研究を続けながら、よりよいI C T環境及び指導体制の構築を進めていきたいと考えております。

このようにI C T環境の整備とその指導体制の定着は、これからの教育に不可欠であると認識しています。しかしながら、Eメールを用いたコミュニケーションが一般的になり、多くのことをメールで済ませる若年層の増加で、人間関係が希薄になったとも言われています。

白馬村の子供たちは、I C T教育の推進と同時に、人に感謝を示す、お願いをするという際には、直接顔を合わせて話すといった、いわば社会常識を備えた大人に育ってほしいと願っております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁を含め、あと7分です。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） もう長い長い答弁の中で、要は進めていく、進めていかなければならないという前向きな答弁だったと思いますが、そのG I G Aスクール構想を進めていかれる中で、今、恐らく村の予算でつけていたI C T教育の整備というものが、こういった国の旗振りによって一気に進むと大変期待をしているところです。

このG I G Aスクール構想なんですけれども、ソサエティー5.0時代を生きる子供たちに、1人

1台の端末を整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるという方針であります。

その文部科学省は、大臣メッセージとして、1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードだと示し、ハード、ソフトの両面から教育改革に取り組むことを宣言しています。

また、この実現には、各自治体の首長のリーダーシップが不可欠だということに加えて、この機会を絶対に逃すことなく、学校・教育委員会のみならず、各自治体の首長、調達・財政・情報担当部局など、関係者が一丸となって、子供たちに一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育、ICT教育の実現に取り組むようにと示されています。

教育長の答弁では、リーダーシップを持って進めていくというような、積極的に進めるというようなご答弁を気持ちとして感じることはできなかったんですが、このメッセージを受けて、このIGAスクール構想を村としてどのように推進していくのか、村長にお考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの教育長が答弁をしたとおりであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 首長のリーダーシップで、ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思えます。

実際の教育現場からは、村の教員のICTスキル、職員室内のICT化は、かなりおこなわれているとの声をいただいています。答弁でもございましたが、ただでさえ多忙で、教員自身のスキルアップの時間もあんまりとれないような状況の中で、4月から小学校で実施される学習指導要領に今までのない情報活用能力の育成や、ICT活用をした学習活動の充実が明記されています。

具体的には、答弁にもありました小学校で必修化となるプログラミング教育や動画活用ではありませんけれども、先ほど答弁では、研修等を実施されているとご答弁いただきましたが、今スムーズに導入し、授業ができる状態であるのか、その点、どのように把握されているのか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） プログラミングの関係につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、具体的には、プログラミングという教科が新しくできるわけではなくて、各教科においてそのプログラミングが持つ、持たせる機能といいますか、習得しているものを子供たちに教えていくというところがございます。

したがって、現段階では、学校のほうと話しているのは、例えば、低学年ではプログラミング的思考のベーシック部分を押さえるような取り組みをしていく。具体的に言うと、学級活動でとか、生活科、こういったところで活用できるのではないかと。また高学年になりますと、今度は

そのプログラミング的思考のベーシックができたところで、実際の算数とか理科に対して、どういった論理的にそういったものを考えているところを入れていくかというところで、例えば算数ですと、図形の部分、こういったところでそういうものができるのではないかというところを今話しているところです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） あと何分ですか。2分。はい。GIGAスクール構想によって村も積極的に導入していくとお話でしたけれども、そのICT活用については整備して導入して終わりというわけではなくて、導入後の効果や使い勝手も含めて、自治体による活用計画やフォローアップなどを継続的に改善を続けていくことが必要だと思います。

村におけるICT活用のグランドデザインを策定し、それに沿って進めていく、着実に進めていく考えはないかどうか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） GIGAスクール構想の本来が持つ目標というのが、先ほど教育長も答弁でお答えさせていただきましたとおり、今までやっていた一斉学習は、当然先生が一斉に学習するんですけども、それが各それぞれの児童生徒と双方向でできるような目標、あるいは個別学習、本人の認識度、学習到達度によってそれぞれ違った過程といいますか、カリキュラムといいますか、そういうものを持っている。あるいは共同学習、今までもグループ学習をやっていたわけですけども、リーダーが全て調べて決めて、それを周りがただ聞いているということではなくて、共同学習ではありますが、それぞれの子供たちが1人1台のそういった環境を使ってお互いに議論をしながら進めていくと、そういったものを含めて考えているもので、それをグランドデザインといいますと、それだけのグランドデザインということではなくて、各学校の持つグランドデザインあるいは学校目標に対して、このICTを使ってその目標を達成していくべきもの、そういうように考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、あと30秒ですが、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） これからは、やはりICTの活用というのは、子供たちの将来を決めるものですので、例えば大人たちの知識不足であったり、地域格差といったようなもので子供たちの学びをとめないように、白馬村の教育委員会としても積極的に進めていただけることを要望いたしました。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

午後 2時06分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。マスクを外させていただきます。

今回は2問ということで、新型コロナウイルス対策についてと同じような質問で、新型コロナウイルスの収束後の観光施策についてということで、質問をさせていただきます。

その前に、資料なんですけれども、きのうの国内のコロナウイルスの感染状況なんですけれども、国内で568人、クルーズ関係で698人、およそ1,278人という数字であります。それで、退院された方が427人ということであります。

WHOの発表で、新型コロナウイルスをパンデミックという言葉が初めて出てきたような気がしますけれども、世界的大流行と言えるという、そういう言葉であるようであります。

それでは、中国で発生した新型コロナウイルスは、おさまる気配が感じられず、世界中に感染が拡大をしております。

日本でもさらにふえつつあり、その数は3月2日現在だったんですけれども200人を超えようとしています。

今、先ほど言ったように、国内では568人ということで、倍以上にふえているということあります。

日本政府は、この2週間余りが正念場と捉え、国民に集会等の自粛や小中高等学校の休校を呼びかけました。これにより、拡大防止につながることを願うものですが、一方で、全国各地で大きなイベントの中止が相次いでおり、日本経済は大きな損失を被ろうとしております。

白馬村は、国が示した新型コロナウイルス感染症対策本部に係るイベント行事の開催基準に白馬村独自の基準を追加し、ホームページに掲載をいたしました。

現在、村は冬の観光シーズン中にあり、感染のリスクと収入源である観光客の減少で不安な日々を送っている村民の方々も多く、一日も早い収束を願っていることと思います。

そこで、次のことについて伺いをいたします。

(1) 村内から感染者を一人でも出さないために、村の危機管理の対応が極めて重要であります。村長の見解を伺います。

(2) 大町保健所管内での感染者発生が県から示された場合に、役場に連絡が入るのか、また、村内から感染者が出た場合の対応マニュアルはどのようになっているのかを伺います。

(3) 白馬村では、新型インフルエンザ等対策行動計画には、常日ごろ感染症予防についてなど、注意すべき極めて重要な事柄が詳しく記載されております。

今後の村民の健康管理及び白馬に訪れるお客様が安心して過ごせる環境づくりにつながるためにも、収束後、速やかな検証が大事ではないかと思いますが、考えを伺います。

以上、3つ、よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員から、新型コロナウイルス対策について、3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の村の危機管理について、村長の見解はどの質問ですが、今回の新型コロナウイルス感染症対策に限らず、行政の役割としては、村民の生命及び健康を守ることは使命であり責務であるというふうに考えており、そのための危機管理の対応については極めて重要であるという田中榮一議員の考えと全く同感であります。

また、その上で申し上げますと、この新型コロナウイルス感染症の世界的な広がり、日本国内での感染症拡大を鑑みると、交通や物流の発展に伴い、人や物の移動が容易かつ高速化している中で、感染を水際で完全に食い止めることは一昔前よりは難しいというのが実情ではないかと思っております。

現段階で新型コロナウイルスに対しての抗ウイルス薬は存在していませんので、今できる感染予防対策といたしましては、一人一人がみずからの感染を防止をし、他の人にうつさないために気をつけていただくことが最重要で、個人レベルでの感染対策としての手洗いや咳エチケット等の徹底などを周知するとともに、特に高齢者や基礎疾患がある方が重症化する傾向があるということで、引き続き、高齢者施設等に注意を呼びかけてまいりたいと考えております。

2点目の大町保健所管内で新型コロナウイルスの感染症の感染が発生した場合に、連絡が入るのかという質問につきましては、そのような場合の情報伝達について、北アルプス地域振興局へ問い合わせをいたしました。個別に市町村への連絡をすることはないと回答でありました。

なお、3月6日の佐久保健所管内の感染者の場合は、やはり管内在住ということで、市町村名の公表はありませんでしたが、勤務先が観光施設で不特定多数の観光客などへの感染が懸念されるため、感染拡大防止の観点から、会社名の公表があったところであります。

また、通勤等、そしてまた電車等の公共交通機関を利用していた場合も同じく、感染拡大防止のため、行動経路については発表されるとのことです。

続きまして、感染者の村内で発生した場合の対応マニュアルについて、どのようになっているかの質問についてであります。当村には平成27年3月に作成をいたしました白馬村新型インフルエンザ等対策行動計画があります。

これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、白馬村における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び村が実施をする措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく市町村行動計画に位置づけられているものであります。

この計画は、感染拡大を可能な限り抑制をし、村民の生命及び健康を守ること、村民生活及び村

民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としております。

発生段階に応じた対策を掲げておりますが、発生の予測や阻止が困難でありますので、政府や県から示された対策に基づき、村が実施すべき対策を決定することとなります。

今回の新型コロナウイルス感染症対策については、発生段階から観察しますと、現在は県内発生早期にあたります。この段階では、県内での感染拡大をできる限り抑えること、患者に適切な医療を提供すること、感染拡大に備えた体制の整備を行なうことを目的に、白馬村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置をし、情報の集約、共有、分析を行い、県等との連携をして、国が決定した基本的対象方針を医療機関、事業所、村民の皆様への喚起、それから、換気、手洗い、咳エチケットといった感染症予防対策相談窓口、受診の目安等の周知に努めているところです。

村内に患者が発生した場合の対応については、県が主体となり、措置を行なうこととなっており、村は県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力をするることとなっております。

最後に、新型インフルエンザ等対策行動計画の検証についてのご質問でございますが、国は新型コロナウイルス感染拡大を受けて、新型インフルエンザ特別措置法が適応できるよう、法改正を行なう方針で、今週末には改正法が成立をする見込みというふうに聞いております。

感染者が日々増加する中、いつごろになるかは不透明ですが、感染の状況が小康期に入った段階で、今回の対策の評価が国、県それぞれで実施をされ、対策等の見直しが行われることとなると思います。その検証等を踏まえ、整合性を図りながら対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上で、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まさに今答弁ありましたように、白馬村、新型インフルエンザ等対策行動計画というものが、平成27年3月に策定をされているということで、この多分計画は、我々3期目かな、議員には配られている資料だというように思います。

私も今回、この質問をするに当たって、じゃあ、どういうところから質問していこうかというように思ったんですけども、初めは地域防災計画の中にこういう災害も一種であるから、そこでもって村として対応するのではないかなというようになところをちょっと思ったんです。それで、それを見ても感染症のところは出てこないというようになところで、じゃあ、どこをというところでもって探したところ、局長のアドバイスもあったんですけど、多分これは白馬村の新型インフルエンザ等対策行動計画、多分それにのっとって、これは白馬村として対応するのではないかというようになところをアドバイスをいただいて、それから質問事項の作成に入っているわけでありまして。それを見ている中で、答弁の中でそれはこの計画の中に書いてありました。それで、国としてもこの対策に対しては、この新型インフルエンザの対策措置法の中にのっとってもどんどん出てくるというよう

なところで、私もなるほどこのインフルエンザの対策のその措置法にのっかって、国はもうそういうふうにどんどん出てくるんだらうなというようなところを想像したわけでありまして。それで、そのとおりになったんです。

それで、それを読んでいるうちに、その中に書いていないところがあるんですね。それは何かというと、コロナウイルス対策のところには先手、先手を打っていかなくちゃいけないんですけども、特に役場、庁内で感染者が発生した場合の対策マニュアルというところが出てこないというようなところで、どなたにお聞きしていいのかどうか、この庁内で発生したときの場合のマニュアルはできているのかどうか、そこのところをお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの庁内であった場合ということで、ご質問が新型インフルエンザ対策の行動計画に基づき、庁内であったということでありまして、村のほうで持っている計画といたしましては、新型インフルエンザ対策業務継続計画ということで、これについては、新型インフルエンザに特化した形の業務の継続計画ということで、この点は今回の新型コロナウイルス対策にあわせて、この継続計画をどういうふうにしていくのかというのは、今、見直しの再編を図っているところでございます。

ただし、今回の新型コロナに対しては、自治体については新型コロナに準じるかどうかは市町村の判断ということになっておりますので、国から出されている通知に基づき、実際には行動しているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ちょっとよくわからないんですけども、庁内の職員が感染したときの村の対応ということ、そこをお聞きしたいんですけど、一人感染したときに、庁内の仕事が停止したら大変なことですよね。それを維持しながらやっていくのか、若干その発生した時点でちょっと1日か2日かとめて、それで対応するのかという、その具体的なところを聞きたいということでありまして。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、庁内の業務につきましては、先ほどの業務の継続計画と何をもって業務をやるのかというのを選択するという計画になっておりますので、どれを行なうのか、時間的にスピード性のないようなものについては先送りするとかという部分がかかれてるのが業務の継続計画になります。

職員が罹患した場合ということでありまして、今回の新型コロナウイルスの関係につきましても、国のほうから通達が出されております。

大きく申し上げて3点あるんですが、いわゆる検疫法に規定する滞留の対象となった場合、2点

目は、新型コロナウイルス感染等を踏まえ、勤務することがやむを得ないと認められる場合、そのほか、この世話を行なう職員が当該制を行なうため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合については、人事院規則に基づく特別休暇の付与を自治体のほうで行って欲しいという通知がきておりますので、職員の体制についてはこれに基づいて休暇の付与等をするということになってくると思いますが、職員が欠けたところをどういうふうに補うのかというのは、その業務継続計画の業務をどのように各課において補っていくのか、この辺は各課の裁量の中で対応するべきものというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） このところ、強く今大分聞いたんですけども、先日、神戸市役所、それから京都市役所でも職員が感染したというようなところで、それぞれそういう症例がもう日本の中にも出ているということなんですね。このところはもう白馬村であったとしても、その可能性はゼロでないはずですので、そのところをきちんとやっていただきたいというふうに思います。

先ほど特別措置法、新型コロナウイルス感染防止に向けて、新型インフルエンザ等の対策特別措置法を改正して、今回、新型コロナウイルス何たらかんたらという、そういう措置法がきょうだか、明日か、国会通ると思うんです。それによって、今度は、もしもの場合もやっぱり家庭でなんですけれども、それも先手先手でもって打っていかないといけないと思うんですけれど、もし、国からの緊急事態宣言というものを出された場合、多分これはちょっと控えろ控えろというような形でもって今国やっているんですけども、このまま感染していくと、緊急事態宣言というものもストーリーというものも、もし宣言をする場合も出てくる、ただそのときに村の対応はどうするのかというところなんですけど、その点はどう考えていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 国が今現在、WHOがパンデミックという宣言をし、国のほうで非常事態宣言というふうに出た場合につきましては、基本的にこれまでも通達が流れてきております。これについては、社会経済に与える非常に大きいものですから、それぞれの項目について、国の対策本部で示された内容が都度村に届いております。ですので、当然のことながら、それに対する指示というのが地方公共団体に流れてくると思いますので、その指示に従い事務を進めるということになるかと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。

次のところ、村民から新型コロナウイルスの感染が確認された場合ということなんですけれども、一つ、これは当然、県知事のほうから発表されて、県指導でもって村としてやるべきことはこ

うですよと多分示されてくると思うんですけども、もしもですよ、白馬村の中で。

そんな中でもって、前回、東信のほうで発生したところなんですけれども、特に知事が気を使ったところということは、人権に関わることの対応性というか、重要性で非常に苦慮したというところを述べておりました。だから、そのところは多分、仮定で申しわけないんですけども、そうなった場合に白馬村、その人権に関わる場所はどこのようにしていったらよろしいですかという、多分、そういう相談が来るかと思うんですけども、そういうところは想定しているのかどうか、どなたにお聞きすればいいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 人権の関係について答弁をさせていただきます。

今回、長野県内で幾つか感染された方の発表がありましたけども、そのときも先ほど来申し上げているとおり、細かいところまでの発表がなかったと、個人情報とか、あと人権に配慮してのことだと思いますが、今、新型コロナウイルスの感染症につきましては、ニュース等でも報じられておりますけれども、インターネット等、SNS等で差別ですとか偏見に基づいて誹謗中傷とかが発生している状況であると、そういうことについて全くあってはならないことだと考えておまして、だから、正確な情報を発信することで、そういったことがないように、正確な情報を村民の皆様に向けて、冷静な行動をお願いをしているということで、人権担当の部署それぞれ連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 特にこの人権というところは極めて重要なところだと思いますので、もし、そうなった場合のときのきちんとした配慮というものは、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

村として、備蓄しておかないといけないようなものというのはちょっとあると思うんですけども、例えば、仰々しいんですけども、化学的防護服とか、そういうものは村で用意してあるのか、それと、玄関に入ったときに私も消毒のアルコールは必ずあるものと思っていたんですけど、この二、三日、あそこに置いていないというようなところ、村民が来て役場に入った瞬間に消毒液がないよと言うというのが、ちょっといかなものかと思っちゃうんですけど、指導する立場として、あそこに必ず置かなきゃいけないだと思っているんですけど、その2点のところをどうなっているのか、ちょっとお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） まず、備蓄品の関係でございますが、村のほうでは前回の2009年ですか、新型インフルエンザが発生したときもそうなんですけども、防護服ですとか、あとマスク、アルコールの消毒液については備蓄品として保有してございます。

今回の新型コロナウイルスの問題が出てきたからということではなくて、庁舎の入り口入ったところになりますけれども、消毒用のアルコール液、あとマスクなんかも常備していました。

ただ、今回、マスクとか消毒薬が不足するという報道があつてから、その減りがかなり早くて、そのままやっていきますと備蓄品もすぐなくなってしまうというような状況であります。

これにつきましては、発注もしているんですけども、なかなか入荷の見込みも立たないというところで、3月4日からアルコールの消毒液については回収させていただいて、ただし、手洗いをさせていただくことが重要ということで、石けんを使って手洗いをさせていただくようにご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、最後のほうになるんですけども、（3）のところの質問なんですが、新型インフルエンザ等対策行動計画というものがあるんですけども、先ほど、多分、国、県の検証されているのは上から下りてくるだろうというようなところで、村としても対応したいということなんです。

私もこれを読んでみて、極めて本当にいいことが書いてあるというようなところで、すぐではなくてもいいと思うんですけども、村民に対して概要版みたいなものでいいんですけども、配布というものをぜひお願いをしたいというように思います。

その中のインフルエンザ対策の行動計画の中に、非常にいいことが書いてあるものですから、先ほど答弁の中にもありましたけど、あえてちょっと読まさせていただきます。こんなことが大事だから、概要版として村民に配布をしていただきたいということでもあります。

「この計画の中には、目的、新型インフルエンザ等の発生時に村民が正しく判断をし、行動できるよう、適切な情報提供を行ない周知する、特に、誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことによって、患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。国家の危機管理に関わる重要な課題という共通理解のもとに、国、県、村、医療関係、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報をもとに、適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向の情報提供でなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握まで含む」というような、このようなことが書いてあるんです。ぜひ、概要版等を村民に配っていただく、それと、ホームページにこの計画が載っているから、ぜひ見てほしいということも合わせてお願いをしたいと思うんですけど、その点どうですか、どなたか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 概要版の作成についてということで答弁をさせていただきます。

先ほど、村長の答弁にもありましたけれども、今回、この新型インフルエンザ等対策行動計画、

これについて恐らく見直しがされると思いますので、それを見た上で、村も見直し等を考えていかなければいけないのかなと思っておりますので、それ以降になろうかと思っておりますけれども、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 極めて今、世界、それから国、日本も危機的状況にあるかというように思います。ぜひ、気持ちというものを緩めることなく対応していただきたいなというように思います。

それでは、次に、新型コロナウイルス収束後の観光施策についてであります。

この「収束」という字をこの「収束」でいいのか、「終」わりの「息」ですか、そっちのほうがいいのかちょっとわかりませんが、今回はこの「収束」というものを使わせていただきました。

日本国内での新型インフルエンザによる肺炎の感染が広がる中、各国が日本への渡航に関して自粛勧告を出すなどの動きが出始めています。

今までは順調に増加しつつあったインバウンド客数ですが、回復にはかなりのエネルギーと時間がかかるのではと誰もが危惧しているかと思っております。

この危機的状況から脱出するために、今から村民一丸となつての取り組みが求められていると思っております。次のことについてお伺いをいたします。

(1) 特に中国スキー協会と深い関わりがある村として、さらなる交流を深めていかなければならないと思っておりますが、各考えを伺います。

(2) 国内の誘客についての取り組みについてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 新型コロナウイルスの収束後の観光施策について、2項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、中国との交流につきましては、1983年11月に長野県と中国河北省が友好提携を結ばれており、それ以来、白馬村にもスキー関係者の交流がありました。

近年では一昨年、中国河北省から許勤、省長らの訪問団が白馬村にも来村し、昨年は2022年、北京オリンピックの開催都市である北京市のトップ、蔡奇書記らが訪問団と北京オリンピックの開催が決定してから、多くの方が来村をしているところであります。

白馬村と中国の関係は、大町市、白馬村、小谷村の3市村が白馬バレーとして、2017年12月に中国河北省の張家口市と冬季スポーツを通じた友好交流を推進する覚書を結んでおり、白馬村にとっても極めて重要な市場として認識をしております。

中国国内には、700を超えるスキー場があると言われておりますが、天然雪のスキー場はほとんどないようであります。

人口雪や室内スキー場で、スキー、スノーボードが好きになった中国の方が、天然雪の豊富な日本のスキー場に訪れる流れを継続していかなければなりません。

昨年8月には、長野県のスキープロモーションのために、訪中団の一員として白馬村の魅力についてプレゼンテーションを行ったことも、昨年9月の議会でお話をさせていただいたとおりであります。

なお、長野県が友好提携を結ぶ以前より、長野県日中友好協会、県スキー連盟等が協力をし、中国側の要請に応え、訓練隊や視察団の受け入れなどが行われております。

2022年の北京オリンピックの準備が進む中、北京冬季オリンピック組織委員会や中国国家体育総局関係者など、長野、東京オリンピックの開催地である白馬村へ視察も活発になり、中国のナショナルチーム、ジャンプ訓練隊の受け入れでは、白馬ジャンプ競技場での訓練も行われておりました。

また、冬季シーズンの初めでは、県スキー連盟が吉林省、松花湖スキー場との協定に基づき、長野県のスキー選手が派遣され、早期のトレーニングの成果を上げることができており、白馬村の選手も参加をしているところであります。

長野県は、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして応援をしていくこととなっておりますし、コロナウイルスの感染症が収束後には、長野県はもとより、白馬バレーの一員として文化交流や情報交換などを通じて、引き続き両国の冬季スポーツの振興を図るよう進めてまいります。

次に、国内の誘客についての取り組みであります。この冬のシーズンは暖冬と雪不足により、ただでさえ厳しいシーズンであったにも関わらず、新型コロナウイルス感染症といった新たな危機も発生をし、関連事業者の経営、村内の経済はかつてない厳しさに直面をしています。このような状況でありますので、伊藤議員の質問にもありましたように、村外観光事業を喚起するため、あわせて関連事業者の負担を軽減するため、これらを両輪とする緊急経済対策を実施することといたしました。

村内観光事業を喚起するための支援は、国内観光客に絞ったものではありませんが、地域の状況や個性に応じて、地域ごとの取り組みを村と観光局が支援するというものであります。

具体的にどのような事業を実施するのかまでは、現時点ではお答えはできませんが、実りのある対策になるような地域と村、観光局が協働して取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明な状況でありますので、誘客に変調することなく、事業者の経営不安を払拭し、経営安定を図るための支援も考えてまいりたいというふうに思っております。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） まさに県の日中友好協会ですか、それを通じて白馬村も非常に交流が深いということであります。

その友好協会のホームページを見ると、2月17日に阿部知事と中国の大使と懇談をしているというようなところで、コロナウイルスの発生で苦勞しているけれども頑張っているのをお願いしますと、これからも中国は友好関係にある県の皆様と、これからもずっと協力を引き続き強化することを願っているという駐日大使の言葉であります。

阿部知事も特に五輪が開催地であるところからも、そういう意味合いにおいて、経験のある長野県としても協力を惜しまないというようなコメントが載っております。

そのほかにも、先ほど答弁にもありましたように、中国のスキー人口がこれからも3億人とも予想される中で、中国のスキー、そういう人たちのスキー指導というものはどうしたらいいかというところを学びに白馬にも訪れて、県のスキー連盟の副会長である太谷さんらも対応されて、インストラクターのこんな感じで日本はやっていますよというような交流もあっているいろいろあります。

そのほかにも幾つか選手の強化等や、それから北京のオリンピック会場の近くにトンネルのトレーニングクロスカントリーの施設もつくられているというようなところで、県のクロスカントリーの選手も多分白馬村の選手もそこへトレーニングに行っているのではないかというようなところで、非常に中国との交流が深いわけであります。ですので、今すぐはあれですけれども、収束後も待たず、今からでもお互いにこの情報を共有する中で連絡を取り合っていくことが、非常に大事ではないかなというように思います。

それでは、もう一つ大事なオーストラリアの友好関係ということを持続していくためにも、非常にオーストラリアという国も大事なんですけれども、先日、大規模な催しがあって、いろいろ苦情があったイベントがあったというようなところで、簡単でいいですけれども、村長、どのように対応をされたのかどうか、ちょっとお聞きをしたいというように思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） オーストラリア人の旅行会社が主催する大規模なイベント、村の対応なんですけれども、経過から申し上げますと、2月の末に課長会議県対策本部を実施しました。その中で、3月1日から2,000人、3,000人規模の外国人が参加するイベントがあるよというのが判明しました。

その日のうちに、主催者側にまず内容を確認しに行った上で、その上で中止できないものかというようなことを一度申し上げたんですけども、もうオーストラリアからお客さんが動いているというような状況から中止はできないというような回答でした。ですので、村として、その時点でお願いを徹底してほしいこととして、コロナウイルスの感染拡大の徹底、それからもう一つ、マナー条例の遵守をお願いしたというのがまず初日の動きであります。

次の2日目ですので、イベントの前日になりますけれども、初日は私と総務課の担当が行きました。2日目はやはり正副村長を一度主催者に正式に自粛をまず要請するという行動が必要だというふうに考えまして、村長、副村長、私で主催者に面談を申し込んで、面談をいたしました。その中でも前日と同じように開催自粛を要請したんですけれども、お客さんが動いているので、もう中止はできないというようなお答えがきました。

同じように感染症対策とマナー条例の遵守をお願いしたところが、開催前の動きであります。

3月1日から4日まで開催したんですけれども、1日開催したところ、翌日、地区、八方のエリアでやったんですけれども、地区の皆さんから、あのイベントは村として主催者に強く中止を要請すべきですというような要請書が出てきました。その背景にはコロナウイルス、それからやっぱりアルコールを摂取した後の問題行動なんか書かれていました。それを村、村長、副村長、それから総務課長、私、それから住民課長が対応したんですけれども、地区の要請を受けて、これは本当にコロナウイルスということもあるんですけれども、マナー、それから住民の安全な生活というか、快適な生活空間、それを乱しているなというような判断から、正式に主催者をもう一度呼んで、開催の中止を文書で強く要請したところであります。

その要請書を施行する中で、なかなか同じように中止することはできないというようなお答えでしたので、せめても開催規模を縮小できないのかというようなこともお話させていただいて、開催時間を少しずらして縮小して、行き帰りの参加者の交通をしっかりと主催者側で確保して、道端でアルコールを摂取して、問題行動を起こすようなことを少なくしてもらい、そのようなことをお願いしながら、2日目、3日目、4日目というように経過したところであります。

ここであえて言うのであれば、村として開催を容認したものではなくて、あくまでも中止を要請していたというようなスタンスでこれまで取り組んでまいりました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） このコロナウイルスの関係のところでありましたので、かなり気を使って、村長も対応したかというふうに思います。

ぜひ、オーストラリアの駐日大使にもおわびのメールをいただいたというふうなところで、これからは友好関係を持続していくために、郷に入れば郷に従えじゃないですけど、ルールは守っていただきたい。だけど、私たちは、ぜひおいでいただくには全然大歓迎でありますよというような感じで対応をお願いをしたいというふうに思います。

それで、それと「美しい村と快適な生活環境を守る条例（マナー条例）」ですけれども、この機会にある程度のその罰則規定というのも盛り込んでいくことも大事ではないかなというふうにちょっと思ったんですけれども、罰則規定については、どのように考えるか、簡単でいいですけど、お

答えていただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、通称マナー条例の罰則につきましてではありますが、罰則をつけることについて規定をしているという部分ではございませんが、その罰則を履行するための体制をどういうふうにするのかという部分については、村、行政の職員だけでは当然無理ですので、地域の方たちの協力を得ないとできないというふうに思っております。

これができるかどうかという部分については、いつも役員懇談会の折にも話をさせていただいておりますので、今回非常に八方の地区の方も想定を超えるような行為という部分がありますので、そこら辺をどういうふうに捉えるかと。今回の部分については想定を超えるという部分でありますので、通常のマナー条例としてどういうふうにしていくのかというのは、毎年検証作業を行なっておりますので、その中でまた議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） では、そういうことで、今度は国内の方々、日本国民の方々のぜひ白馬村に訪れていきたいというようなところをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

一つだけですね。一つだけ。いろいろ経済対策のところは同僚議員もやっておりますので、そのところは聞きませんが、一つだけ聞くと、私もいつもこう言っているところなんですけど、スポーツ合宿というところ、その合宿の招聘というところをよく言っているんですけども、そのところについてお伺いをいたします。

それで、もう五、六年も前、もっと前だったか、夏合宿に来る生徒や学生に対しての補助金というものを何か企画したらどうだという話をしました。それで、他のところでは特に積極的にやっているのは、九州もやっていますし、近辺では福井県なんかは全県を挙げて1泊1,000円とかに、そういう単位で合宿に対して、団体に対して補助をしているというような奨励があるというふうなところで、前回質問をしたときにも、それはちょっと難しいよというそういう話があります。

まさに宿泊税のこともありますので、それは難しいかもしれないんですけども、ただ、このスポーツ合宿に関しては、白馬村にはスポーツとか文化合宿もあります。修学旅行もあるんですけど、物見遊山的にその来ているわけではないというふうに思います。

それで、20年、30年、もしかすれば40年近く来ている団体というのが、白馬村に存在するわけでありまして、そういう本当にお互いに、村にとってはありがたい団体が数多くあるということで、このときこそ、おいでいただく、いただいた、これからも来ていただくためにも、この感謝の意をあらわすということが、村として非常に大事なことではないかと思うんですけども、その点をちょっとどなたかお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 新型コロナウイルスの終息が見えない中で、今この時点で何かというのはお答えができないんですけれども、今できることというのは、いつ終息が来るかわからないんですけれども、終息した時点ですぐ動けるような準備を、村、それから関係事業者、地域と準備をしていくというところまでしか、きょうのところは、ちょっとお答えできません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ぜひそういうお客様というのは、もう白馬村にどのぐらいあるか、調査もしてもいいかなと思います。インバウンドばかりじゃなくても、この機会に国内のお客様というところを目を向けていただきたいというふうに思います。

以前に村長に、長い間、20年という関西のほうのお客様が、小学生でしたけれども、来ているというふうなところで、スキー教室だったんですけれども、開校式にぜひ長い間来ていただいているもので、一言ご挨拶をお願いというふうなところで村長にお願いした経過もあります。そのようなところで、できればそういうところの団体に対しても、せめて来たときにも、ご挨拶に村長が向かうということも大事なことはないかなというふうに思います。

それでは、最後の質問にします。それでいろいろこれから白馬のイベントがこう目白押しというふうなところで、今後どうしたらいいかというふうなところもお聞きしたかったんですけれども、時間もありますので、そういうところは、おいおい検証してどうするのかというところを発表していただきたいと。早い時期に発表をしていただきたいというふうに思います。高校野球も中止になった、上高地の開山式が中止になった、大町の国際芸術祭も延期になったというふうなところがあるというふうなところでもあります。

最後に、村長のこの非常に非常事態のところの決意をお伺いをしたいというふうに思います。

安倍首相は、私がこのようにいろいろ小学校の休校とかそういう、「私が決断した以上、私の責任において、さまざまな課題に万全の対応を取るつもり」と、国民に向かって発言をしております。ですので、白馬村としてこの暖冬、雪不足から、新型コロナウイルスの感染対策ということで、非常に国もそうできて、白馬村が今は非常に危機的なところにあるかというふうに思います。

村長は、就任してすぐ神城断層地震に見舞われて、非常に村的にはリーダーシップを発揮されて、もう乗り切ったというふうな経験があります。それと同様に、それ以上のこの災難というものが、今村長の双肩にかかっているかというふうに思うわけでありまして。ぜひ国難ともいえるこの非常事態に村長としてどう立ち向かうのか、決意をお伺いして私の質問を終わりたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） その今の状況について村長の決意ということではありますが、先ほど、田中榮一議員のこのパンデミックという新しい言葉が、きのうの報道で出てきたわけではありますが、WHO

のほうでも、割合当初のほうでは安心していただいていたとか、そんなに拡散はしないだろうというようなそんな報道をしていたところを、もう緊急非常事態だというふうな、世界的な流行だというふうな、そんな報道がありましたけれども、私としては、早くこのコロナウイルスの関係が収束することを願うところであります。

そしてまた、先ほども答弁でもありましたけれども、人にうつさない、そしてまたうつらない、そしてしっかりその手洗いをしてもらう、そしてまた咳チェック等々をしていただいて、先ほどの職員の話にもありましたけれども、具合の悪いときにはもう休んでもらう、そういったことで、コロナウイルス対策については、もう拡散をしない、罹災しないというそういった取り組みをしていくところであります。

そしてまた、終息が宣言された暁には、また白馬村のこのすばらしい山岳景観、元気な観光地になるような取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。今のところは、じゃあ、村で何をやるかという、終息もできない中でなかなか難しいわけでありましてけれども、終息の暁には、そんな取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） はい。

第10番（田中榮一君） 終わります。

議長（北澤禎二郎君） それでは、質問がありませんので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月13日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日3月13日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時52分

令和2年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和2年3月13日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和2年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和2年3月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中 哲
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第6条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番、丸山勇太郎です。本日、最初の質問者となります。

3・11東日本大震災からちょうど丸9年、11・22神城断層地震から5年4カ月、また、昨年2時18分には、能登半島輪島市付近で震度5強の地震がありました。白馬村は恐らく震度1から2だったのではないかと思います。私はしっかり目が覚めました。本日は、そんなタイミングで防災について質問します。

村は、5年前の神城断層地震を見事に復旧させ終了宣言をしました。しかし、神城断層とそこにつながる断層のひずみは、今回は一部が解放されただけとの見方を専門家はしています。地震列島日本では、内陸への影響も避けられない南海トラフ巨大地震が高い確率で予告され、次に白馬村を襲う地震は、全村的なものになる可能性は十分あります。

地震以外でも気象変動による豪雨は全国で災害を起し、砂防事業と山々に守られている本村においても、土砂災害や断面の狭い河川での越水災害などが起こることが考えられます。

全国での災害の教訓から共通して語られるのは、情報の正確かつ迅速な伝達であり、現在進めている新防災情報配信システムは大変重要な事業ですが、いま一つの妥協によって効果を十分発揮できないのではないかと懸念されます。

神城断層地震からの復旧は、文字どおり旧に復した、もとに戻しただけとの意見もあります。内外から多くの観光客が訪れる本村は、5年前の経験や全国での教訓を生かして、村民と観光客の安心安全のため、より災害に強い村、より安心な村になっていかなければならないと考えます。

そこで、次を伺います。

1つ、北海道地震、昨年の千葉県での台風15号災害では、大規模かつ長期間の停電が発生しています。停電を想定した防災備品の配備が必要と考えますが、現状と計画を伺います。

2番目、神城断層東側への地震計の設置計画について伺います。

3番目、2億8,000万円を投下する新防災情報配信システム——以下、新システムと言いますけども——では、屋外拡声子局——屋外スピーカーのことですが——、この屋外スピーカーが設置されない地区が複数あります。明らかに屋外放送がされない地区の住民は、そのことに納得しているのか伺います。

4番目、新システムで防災情報を危険情報として流すものの種類、それ以外の村民へのお知らせとして流す情報の種類と発信方法を伺います。

5番目、新システムの宅内受信機設置希望アンケートに、絶好の機会にもかかわらず、行政区加入の有無、持ち家か借家、アパートか、営業施設か否か、その場合の営業形態などの設問をなぜ設けなかったのか伺います。

6番目、同アンケートの回答率を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山勇太郎議員の防災についての質問に対して答弁をさせていただきますが、今、冒頭、神城断層地震からの復旧は、文字どおり旧に復しただけだという意見もあるということ、私、今、初めて丸山議員の声から聞いたわけでありますけども、村としても神城断層の復旧復興については、全力で村民を挙げて取り組んできたという、そういった自負があるわけでありますけども、そんなことを含めて答弁をさせていただきますが。

1点目の、停電を想定した防災備品の配備についてのご質問でありますけども、まずは、役場の関係では、庁舎の自家発電設備は3時間程度しか対応できないために、公共施設の個別施設計画に基づき、計画的に更新をしております。

防災行政無線は、現無線の自家発電は24時間程度となっておりますが、新しいシステムに移行すれば72時間対応できる設備となります。また、電力の供給といった観点からは、本村は中部電力と災害時等における相互協力に関する協定を締結をしており、中部電力と総合連携をし、自治体活動拠点への電力供給や電力供給施設に関する保安伐採など災害時の長期停電解消に向けて取り組むこととしております。

そのほかに、役場に配備をしてある小型発電機やPHEV公用車、場合によっては、今年度、白馬村消防団中部分団に配備をした救助資機材の搭載型消防ポンプ自動車などがありますが、電

力の供給を問わず、地区へ貸し出せる防災備品は数に限りがあり不十分でありますので、毎年、各種防災備品を計画的に配備をしていくとともに、有事の際には、長野県市町村受援計画などに基づいて、不足をしている防災備品を調達をし、避難所や拠点となる場所に配備をしまります。

2点目の、神城断層の東側への地震計の設置計画についてであります。以前に一般質問で関係する質問があり、答弁をさせていただいておりますが、白馬村内に設置されている震度観測施設は気象庁のものではなく、国立研究開発法人防災科学研究所が設置する強震観測網（通称K—n e t）が役場敷地内に、高感度地震観測網（通称H i—n e t）が瑞穂地区と三日市場地区に設置をされておりますので、現時点で、神城断層地震東側への地震計を設置する予定はありません。

3点目の、新システムへの移行に伴う屋外子局の設置の関係については、今回導入するシステムについては、戸別受信機の全戸配布と、メールやアプリといった複数の機能と連携をして情報を発信することができるシステムとし、屋外子局については、指定避難所など優先的に全体に更新をする方針であります。

なお、この全体のシステム構築については、村が示した技術、提案、仕様書及び村の予算の範囲内ですべての整理をする提案に基づき採用をいたしました。この点については、12月の区長会議で説明をしているところですが、再度、防災アプリや一斉メールの配信等、新しい防災情報の配信について、広報紙やホームページで周知をするとともに、情報提供の配信については、村内各所で複数回説明会を開催する予定であります。これからの利用方法とあわせて、その中でもしっかりと説明をしまりたいと考えます。

また、議会との勉強会の折にも、ご提案をいただきました地区担当職員による地区規模の説明会についても前向きに検討をしたいと考えております。

4点目の、新しいシステムに移行するに当たり、情報の種類と発信方法についてお答えをいたします。

今回、流す情報の種類についても見直しを行なう予定でありますが、現在とそんなに変わらないものと現時点では考えております。防災情報や危険情報は今までと同様に臨時放送で行ない、防災情報の種類としては、J—アラートや避難指示等災害に関する情報、危険情報としては、熊等の有害鳥獣の出没情報など、それ以外のお知らせとしては、健診や選挙など村から住民にお知らせをしたい情報を定時放送として流します。

配信の方法については、臨時放送は屋外子局、戸別受信機のほか、登録者に限定されますが、防災アプリでプッシュ通知による配信、一斉メールの配信となります。

定時放送では、戸別受信機のほか、防災アプリ、一斉メールの配信となりますが、特に定時放送は、現状では同じ内容を繰り返し放送していることから、防災アプリ及び一斉メールへの配信

の考え方について、現在、請負者と協議・調整を行なっているところであります。

5点目の、新システムにおける宅内の受信機の設置希望アンケートに関するご質問でございますが、このアンケートは、令和元年12月1日現在の全世帯に対して郵送をさせていただきました。この調査では、今回の整備するシステムの戸別受信機については、全世帯に対して設置する基本的な考え方に基づき、総設置数を把握するため、特に、同一建物内における複数世帯の重複を避けることを基本に数量調査を行なっております。

したがって、少なくとも他世帯と同居しており、必要がないといった世帯については、建物等を基準とした世帯数と置きかえることができます。加えて、行政区の加入世帯数の分布として捉えることができると考えます。

議員のご質問の持ち家か借家、アパートなどといった所有区分は、先ほどの考え方に基づき実施をしたことから、必要項目ではなく、設問として設けなかったことが理由であります。

最後に、アンケートの回答率についてお答えをいたします。

このアンケートは3,877世帯に発送し、3,004世帯から回答をいただきました。回答率は77.5%となっております。回答をいただいたうち、戸別受信機の希望者数は2,624世帯で87.4%となっており、今後も引き続き、設置についての周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

丸山議員の防災について6項目の質問に対して、答弁をさせていただきました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 神城断層地震への対応復旧は見事でした。死者ゼロは素晴らしいことです。しかし、より大きな次の地震はさほど遠くない未来にいずれ来るものと思っております。

南海トラフ地震や首都直下型地震は、どれだけ日本列島に被害をもたらすか、本当に私も不安でなりません。経験に学び、他地域の事例に学び、次に備えるため、一步でも前に進んだものにしていかなければならないというふうに考えております。

1番目の停電を想定した防災備品、もちろん、これから一気にはいかないでしょうから、年次計画で準備していただきたいと思いますが、おわかりでしょうけども、発電機ですとか、バッテリー照明ですとか、そんなもののほかに、乾電池式の石油ストーブ、要するに、もう100ボルトの電気がなくても、乾電池と石油があれば暖がとれるというような、そういった石油ストーブの設置はお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問、一般的に言う反射型ストーブだというふうに思いますけども、村での備品と備蓄という部分は考えてはおりませんので、私自身も一つ災害用に持っておりますので、そういう点では、そういうものも暖をとるための一つの方策として、いわゆる電源を使用しないというところで周知は図っていければというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 本当に寒い時期は暖房がないと大変ですので、私も、2台、使わないけども買って持っております。

2番目につきましては、地震計のことなんですけども、堀之内から三日市場にかけての地盤の特殊性というものが今回の地震で解明されました。断層を挟んで東と西では全く地盤が違うということでございます。

これについては、研究者や地元からの設置要望もあると思うんですけども、村は、気象庁や、先ほどもありました防災科学技術研究所に設置要望はしたことはないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず最初に、要望したかということにつきましては、要望はしていないというところであります。隣の大町市では、美麻地域には1つつけるんだというのは、情報共有の点で、私どものほうも把握をしていると。

先ほど申しましたHi-netの関係につきましては、三日市場の神明社の近くに設置しているということで、現在も波形等が見られますので、それを見ているというところで、新たな要望ということは、それがあつたものですから、要望してないということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） そういった要望もありますので、研究者や地元からの。ぜひ要望していただきたいと思いますよ、気象庁や防災科学研究所に。だめ元ってということもないですけども、やるだけのことはやっていたらと思います。本当に、震度は、5年前の地震では西と東でも本当にだいぶ違つたという状況がございますので、何も全村に一つということではないと思いますので、ぜひ要望していただきたいと思います。

1番目、2番目の質問は、そういった村民や研究者の心配の声を受けて質問させていただきましたが、まだまだ質問したいことはありますけども、今回は、新防災情報配信システムのことを集中して聞きたいので、このことについては、今回はこれだけにとどめたいと思います。

さて、2年度にわたり、現状2億8,000万円を投じる新防災情報配信システムのことで、残りの時間はこれを中心に再質問させていただきます。

場合によっては、人命にかかわる重要な事業でありながら、ほとんどどういったものになるのかということが住民に伝わっていないのではないかと。そんなことで、議員の使命として、きょうはしっかりと質問をさせていただきます、テレビ中継を含めて傍聴してくださる村民に説明する意味で、また、一緒に考えていただく意味で、入りの質問は最も基本的なところから質問させていただきます。我々自身はちょっとわかっていることではありますけども、そういった村民

に説明する意味ということで質問いたしますけども。

今度の新システムは、まず、アナログからデジタルになるということでございます。現行と、私が感じている最も違う点は、屋外拡声子局の数です。屋外拡声子局って、力行が続く、力行が言いにくいもんですから、屋外スピーカーと言わせていただきますけども、これは言ってみれば、役場の親局から発せられた音声情報を屋外で流す柱つきのスピーカーということで、単位も「本」という言い方をさせていただきます。

現在37本あるのを新システムでは15本にすると。30の行政区に対して15本、だから、全ての地区には設置しないということです。設置するのは、今、村の考え方では、村の中心部に15本、そのうち10本は能力の高い新型スピーカーにするということです。

村がこれに替わるものとしているのが、先ほど村長の答弁にありました宅内受信機、現在のところの普及率は50%台ですが、先ほどの答弁ですと77.5%はアンケートに答えているということで、設置のパーセンテージは上がるものと考えております。

そして、もう一つの手段として携帯電話やスマートフォンに情報配信する、これも新しいことですけども。総務課長に質問します。それに間違いありませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） なぜ、屋外スピーカーは15本しか立てないのですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、今回のシステムの考え方につきまして、最初に説明をさせていただきます。

国では、ここ数年の豪雨災害、基本的には豪雨災害が中心になりますけども、この災害の亡くなった方、高齢者が非常に多いということで、用語でいきますと、災害対策基本法の関係でいうと、高齢者や障がい者、乳幼児については要配慮者、そのほか、災害が発生する場合に、今、避難が困難な方等の場合には、避難行動要支援者ということになります。

この過去の災害において亡くなっている方、高齢者の方が非常に率が高いということで、国の総務省の消防庁では、災害情報伝達手段の整備等に関する手引というものを数年かけて策定をしましてまいりました。そこから出された総務省の防災行政無線の整備の方針としては、まずは、屋内受信機、いわゆる戸別受信機を全戸に配備するというのが、まず一つの柱になっております。これは、今回の整備計画の中でも全戸配布をしていくというところでもあります。

この戸別受信機につきましては、比較的単価が高いということで、国からそれぞれ事業者のほうに低廉化のものをつくれというものが出まして、戸別受信機の整備については事業費が下がったと。そこから見出せる屋外子局の数というものについては、業者の、いわゆる今回は技術提案

型で事業を採択しておりますので、指定避難所等に近いものを中心に整備本数を事業者のほうで定めた。この提案された内容を採択したということで、審査員の中でも、これについては特段、問題はないのではないかと判断をしたところであります。

この提案の採択につきましては、当然庁内だけでは技術的な部分が判断できないという部分がありますので、過去に、国または自治体の受託を受けた事業者や信州大学の先生にも入っていた、この技術提案について問題があるかどうかというような話もさせていただきながら、今回の提案の採択に至ったということでございます。したがって、屋外子局の数につきましては、提案した本数を採択しているという部分でございます。

ただし、現在、総務省の総合通信管理部に電波申請を行っており、今、仮電波というものを受けております。この仮電波の中で、仮に山間地等で支障が出た場合には、これは何らかの対策を施さなければならないというふうには考えておりますので、これは、現在、作業が進んでいるというところでございます。

いわゆる本数等の経過につきまして、若干、国等の考え方を含めて答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 宅内機を配る、携帯、スマホに配信する、それはいいです。これからは、私と、今、執行部のほうで言われたことの違いですけども、私は、屋外の音声情報を出すシステムを補完するものが宅内機やスマホだと考えております。

一方で、今の答弁にありましたけども、行政側は総務省のあれとかも言いましたけども、今後は宅内機がメインで、あとスマホや何かに配信する。屋外で15局では当然届かないところがあるんですけども、届かない、聞こえない地区があってもいいと考えている、この点が非常に重要な点だと私は思っております。

確かに、暴風雨のときなんかは聞こえにくいことは確かですけども、台風ときは、そもそも外に出ませんよね。少なくとも1週間以上前からテレビで予報で台風が近づいてくる情報はありますし、今、これ、一番日常茶飯事な危険は何なのかといいますと、先ほどもありましたけども、熊なんですよ。熊の出没。昨年だけで、昨年の目撃情報は実に133件ありました。熊のことを考えるのがこの問題を考えるのに一番考えやすいかなということで、ちょっとこの熊ということを少し念頭に置きながら質問を組み立てていきたいと思っております。夜間はもちろん宅内機でいいわけです。しかし、日中屋外での防災情報、今の熊のような危険情報はどうするかということです。スマホを持たない老人や小学生をどうするか。観光客はどうなるの。観光客は、もちろんスマホは持っていますけども、アプリを入れて登録しなければ受信しないわけでありまして、そういうことで、再度総務課長に質問します。

天気の良い日中の屋外、東山の小集落や西エリアの人たち、畑仕事をするお年寄り、平日に登下校をする子供たち、休日に友達と外で遊ぶ子供たち、みそら野や和田野を散策する観光客、そういう日中のスマホを持たない老人や小学生、観光客への熊情報や緊急情報を届ける手段は何ですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問が熊ということに限定してのご質問でありますけれども、今回、我々が整備をするのは防災行政無線でありますので、あえて熊という部分で申し上げますと、情報を知り得る部分についてはスマートフォンもしくは、持っている携帯メール等の機能になるかと思えます。ちなみに、直近のキャリア系の携帯電話会社で調べたものでいくと、既に70代のスマートフォンの所持率も5割を超えているということになっております。

実際に、現在が37基のところまで全てのエリアを網羅しているかということ、現時点で網羅はできていません。どこで、それを覚知するのかという部分については、現時点でも畑のところ、エリアという、いわゆる音達エリアに入っていないところもありますので、その点は、現在でも入らないところはございます。それはご理解をいただきながら、今回でいくと、プッシュ型の通知により、それを広くお知らせをするという部分で補完をいたしますので、その辺については、しっかりと村長の答弁にもありましたように、説明をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 確かに、70代の方ぐらまでは、今ほぼほぼ携帯、スマホは持っている時代になりました。でも、80代以降で持っている人はかなり少ないと思えますし、私は、小学生なんかにはスマホなんか持たせないほうがいいと思っています。それは、電磁波という問題があるからです。実際のところ、小学生のスマホ所持率というのは、ほぼ低い数字ではないかというふうに思っています。

屋外スピーカーというのは、今だって、確かに全てをカバーしているわけではないですけども、全世帯にクリアに届かなくてもいいんですよ。何か鳴っている、何か言っているという、それが注意喚起になるわけです。

昨年の台風19号での長野市長沼では、消防団の半鐘の音が避難を促したということで、長野市長が地元消防団を表彰しておりますけども、外の音というのは、私ほうんと大事だというふうに思っております。

この、どこまで届くかということについては、まだ電波の許可とかの関係ではっきりとは出たものはないんでしょうけど、一応、行政の手元には音達カバー図というんですか、エリアカバー図といいますか、そういったものが担当者の手元にはあるんですけども、私、3回、そのコピーを要求しましたが拒否されております。3回目は、議員懇談会の場で要求しておりますので、同

僚議員の皆さんもそのことはわかっていると思いますけども、なぜ、それを出してくれないのか、コピーさせてくれないのかわかりませんが、見せていただいたところによりますと、恐らく、今の村の15局では到達しないエリアとしましては、東山の小集落、内山東下の嶺方、野平、通、青鬼、立の間、これらにはスピーカーの音は届かないのではないかと。

それと西エリア、森が深くて営業施設や住宅、別荘の多い地区、五竜白馬の森、めいてつ、みそら野、エコーランド、山麓、和田野、どんぐり、ここには、やっぱりスピーカーはつかないことになっています。エコーランドと山麓はもしかすれば聞こえるかもしれません。エコーランドは瑞穂西という設置場所によってカバーされる可能性はありますし、山麓は八方のスピーカーでカバーされる可能性がありますけども、それを除いても10から12地区には届かないことになると思います。

昨年12月に開かれた区長会議で、初めて正式に区長会に説明があったと聞いておりますが、一部の区長からは相当の懸念がされたと聞いております。特にお年寄りの多い集落、外の放送がなくて、どうやって情報を得るかに対し、総務課長は、宅内機を持って畑に行けばいいと言ったらしいですが、それは事実ですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問ですけども、宅内機は外に持ち出して聞くことは可能であるという説明はいたしました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） その宅内機にはストラップは付けられるようになっておりますか。あるいは、防水仕様になっておりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ストラップはつけられるようにはなっていると。

ただ、屋内のものでありますので、防水機能はどれまで可能なのかという点については、ちょっと現時点ではお答えできないというところがございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 大量注文して一括納入のときには、ちょっと金額はわかりませんが、その後、買うとなると、1台3万5,000円するというふうに聞きました。もし、外に持ち出して、雨に遭って壊れたら、3万5,000円の機械をただで交換してくれるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 基本的に貸与でありますので、本人でしっかりと管理をしていただくということになります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） ちょっと宅内機を外に持ち出すというのはほとんど考えにくいんじゃないかなと、まず、あり得ないというふうには私は思っております。

とにかく、先ほど言ったような地区にはスピーカーがつかないということなんですけども、これらの10から12の地区には、だから情報格差をつけるということになるわけですよ。中央の集落の住民は3つの方法で情報が受け取れるわけです。屋外のスピーカー、宅内機、スマホ、一方で、東のエリアと西のエリアの10から12の地区には3つの方法のうち2つの方法しか届かないわけです。しかも、スマホを持っていないという方は現にいるわけです。

だから、情報格差ということになるわけです。受け取れない側からすれば、情報差別という言葉にもなるわけなんですけども、人単位で言えば、情報弱者をつくるということになると思います。ちょっと、ここで、ぜひ村長自身にお伺いしたいんですけども、村長は東山の小集落の一つ、野平に住まわれておりますが、村長が住まわれている野平には、本当に屋外スピーカーはなくていいのですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 三十幾つの屋外子局から15というふうな、そういった説明しているわけがありますけども、今、どこまでその電波が届くかということも調査をしている状況でありますので、ただ単に、野平で一地区の住民としてどう思うかということは、できれば、この森上あたりの感度のいい屋外子局から、屋外のスピーカーから野平のほうまで届くようになれば、えらい別に、そこに立たなくてもいいというふうに思っております。そんなことをご理解いただきたい。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 現時点で、私が見せていただいたエリアカバー図では届かないんですよ。野平は見通しいいですから、もしかすれば森上の音がかすかに聞こえてくるかもしれませんけども。例えば嶺方とか立の間、青鬼なんかには届かないでしょうね、それはどう考えても届かないと思います。

一方で、西側のエリア、例えばめいてつ、これは最も新しい行政区で、縦長に森が深くて、都会からの移住者ばかりでなくて、他の行政区のしがらみを逃れて、ここに住民票を置く世帯は大変多いです。181世帯、小中学生が38人おります。みそら野地区、かつての別荘分譲地の広大な森の中に営業施設や住宅や別荘が点在し、今や最も人口の多い行政区となっております。456世帯で小中学生が105人もおります。

和田野地区、ここも森が奥に深く、大きなホテルが複数あり、外国人所有施設も多く、季節的には観光客で膨れ上がります。どんぐり地区、岩岳山からの地すべり地形を分譲して誕生した地区です。水抜き井戸や地下水を出すトンネルで地形を維持しております。まず、新田や切久保か

らの音は届かないのではないかなと。ここにも68世帯住まわっております。

さっき言った東山のほうも、白馬村、これまで東山の小集落には非常に手厚いことをやっけてきているんですね。青鬼の伝建には、もう大変は額を投下されておりますし、立の間や通、ほんの数軒の集落ですけども、大変立派な公民館も建ててきました。村長お住まいの野平、田畑の圃場整備、農業集落排水、中山間の直接支払制度では長期にわたって補助金も出しております。嶺方は、これは野平とともに、かつては選挙の投票所までであった比較的大きな集落で、何といっても国道406の街道沿いです。内山も23世帯、スノーハープは指定避難所にもなっております。

それぞれ諸事情のある地区です。道路や水路を整備し、水道も整備し、立派な公民館を建てても、最も肝心のこの情報提供で差別してはいけないのではないかなと。今、村としても確実に届くと言えないんですね。というか、今言った地区には届かないと思うんですよ。私には、この屋外スピーカーを東エリアや西エリアにつけなくてもいい理由は全く見当たりません。

最近の一番、この世界的なものになっているSDGsの最も中心的なキャッチコピーは、誰ひとり置き去りにしない、誰ひとり取り残さないということですけども、これ、取り残しちゃうんじゃないですかね、その東エリアとか西エリアの住民を。それで、ちょっと近隣の例も調べてみました。この日立国際電気の技術提案書にもありました池田町、池田町は31本立てるとありましたので、一体、自治会の数はどのくらいあるのかなと聞いたら、33の自治会があるそうです。33の自治会に対して31本の屋外スピーカーと。各スピーカーの柱の根元にはボックスがありまして、役場からの放送を流すだけではなく、その中のマイクで自治会自らが避難を呼びかけることができる、独自の緊急放送も可能で訓練にも使っているとのことでありました。松川村は、17の地区に対して19本、大町市は90ある自治会に対して108本と、そういうふうに、みんなやっているんですね。

まだ、この時代は全てがスマホを持っている時代ではないですので。私は、運用が始まってから初めて、村民が気がつくと思っております。「えっ、つかないの、うちの集落」というふうに。つかない地区は、気がつけば納得しないのではないかなと。実際、どの程度、音が届くか聞こえるかというよりは、あることによる安心だというふうに思っております。小集落を見捨てないという姿勢、お年寄りや小学生、そういうスマホを持たない世代に対する情報提供と、そういう意味が屋外のスピーカーにはあるのではないかと。事業が終わってから、この各地区で騒ぎ出して、「つかないの、うちの集落、つけてくださいよ」となった場合には単費でつけることになってしまおうと思うんですけども、そうすると、また財政を圧迫することになります。

時間もありませんから、このことの最後の質問です。設置しない地区には行って説明したほうがいいというふうに思います。職員が地区集会に行って説明する考えはありますか。また、その結果によって、屋外スピーカーの設置箇所は見直す気はありますか、ないですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） お答えをさせていただきます。

まず、基本的な考え方が丸山議員は、屋外子局を補完するものが戸別受信機という考えでおりますので、村は逆で、戸別受信機を補完するもの、いわゆるメールやアプリ等に残る補完するものが屋外子局という認識でおりますので、まず、この点が大きく違っているかと思えます。

それと、各地区で実際に聞こえないエリアが、今、地区の名前も上げられましたが、音達エリアに入っているという、一部ですけれども入っているところもありますので、具体的にどこが音達エリアになるのかというのは、スピーカーの向きによっても変わってこようかと思えます。

それと、地区、これ、長年の中で、地区から要望がありながら営業をしている部分があるので、うるさくて立てるのは嫌だということで、予算を計上して断念をしているという地区も複数ございます。そこら辺から考えますと、全てを完全に網羅するという部分では、財政的には非常に難しいというふうに考えておりますので、予算の範囲内でできるものを提案していただいたということを、また改めて申し上げたいと思えます。

各地区の説明につきましては、先ほども村長の答弁の中にもありましたように、複数回の説明会とあわせて、地区担当職員がおりますので、各地区に出向いて、屋外子局がないという説明よりも、こういう使い方で情報を取得することができるということもあわせて説明のほうは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 確かに、今、総務課長言うように、私の考えと今の行政側のとっている考えは真逆です。でも、どちらを村民は選ぶでしょうか。それは、ぜひ説明会に行って聞いてみてください。行政側のそういった説明で納得すれば、それはそれで、各住民が納得すればとやかく言うものではございませんが、私は納得しない地区は当然出てくるのではないかなと。

確かに、うるさいと言って切っている地区もあつたりするのが何とも言えないんですけども、めいてつですとかエコーランドあたりは屋外スピーカーを切っているという話があつて、これはちょっとどうかなと思うんですけど、それは放送の質のこともあるんですよ。そのこともちょっと触れたいと思っておりますけど、ちょっと時間がないかもしれません。

例えば、今の時報、ウエストミンスターの鐘ですか、キンコンカンコンと、あれがもう6時、10時、12時、3時、6時ですか、そんなに鳴らす必要があるのかとか、そのメロディーも相変わらずのキンコンカンコンではなくて、他の観光地なんかでは非常にさわやかなメロディー流したりしているところもあるんですよ。例えば、教育委員会でやっている子供の見守りの放送、あれなんかも、これテレビで見たことなんですけども、他地区では子供自身の声でやっているんですよ。あれは非常にいいなと思って、今、聞いています。そういったことも考え直していかなければいけないというふうに私は思っております。

それと、ちょっと時間の関係で、宅内機のことをお聞きしますけれども、今これ、住民基本台帳に基づいてアンケートをとって配ろうとしています、会社や事業所には配られないと聞きましたけれども、会社や事業所に配られないのは全くもっておかしいと思いますが、なぜ配らないんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 会社や事業所につきましては、戸別受信機とは別にメールやアプリといった機能を推奨するという考えから、戸別受信機については予定をしていないということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 私の、これもやっぱり、行政と全く考え方が違うのは、そもそも住民基本台帳世帯数を分母すべきじゃないと思っています。宅内機は、人が住んでいる建物、日中過ごす建物に対して設置すると。例えばアパート、アパートは、じゃ、出入りするたびに、Aという世帯が入ればAさんに貸与し、退去するときはまた返してもらうという、そういうまどろっこしいことをするわけですかね。

私は、そうじゃなくて、アパートは部屋の備品として大家に配っておくと。そうすると、誰が入居し退去しようと、もう無駄にはならないし、いちいち貸与、また返してもらうという必要はないわけです。

一般住宅も営業施設も会社も事業所も、むしろ課税台帳から調べて配ると。固定資産税を払っていれば、その見返りとして配るというのがいいんじゃないかなと。そもそも固定資産税とはそういうものではないかというふうに思っております。そうすれば、例えば、住民票を置かずに白馬村に暮らす世帯はそれなりに多いわけです。しかし、いざ災害となりますと、住民票のあるなしも観光客も路上生活者も関係ありません。みんな貴重な人命です。助ける対象です。宅内機は、固定資産税の対価とするにふさわしいものではないかと思いますが、いま一度、宅内機の設置については、その分母を見直す気はありませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 分母の見直しにつきましては、現在、まだ最終的な、各全世帯から回収をいただいておりますので、その回収状況を現在は見ているという部分になります。

基本的に、事業所については、現時点では入れてはおりませんが、中には、アンケートの中に、もうアプリ等で十分だという方もいらっしゃいますので、全体の事業費の中で予備台数がどれだけ確保できるのかという点についても、今後の事業の進捗の中で考えたいと思っております。ただ、基本的には、条例上、防災行政無線というのは住民の福祉の向上という文言が入っておりますので、基本的には住民、いわゆる自治法でいう住民というのが対象になってこようか

と思います。ただし、自治法上の住民というのは法人を加えるというのが自治法の規定になっておりますので、その辺は、進んでいく中で検討の余地は残してはいるということでお答えをさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 昼間、複数の人が働く会社には備えるべきです。

それと、もう一つだけ。なぜ、この宅内機設置希望アンケートにいろんな設問を入れなかったのかと。私は、昨年6月議会で、このことは繰り返し、実は質問しているんですよ、言っているんですよ。多額の費用をかける事業であるから、せっきくの絶好のチャンス、行政区問題解決につなげてほしい。新税も考えているなら、営業施設の把握も必要。それに対して、横山副村長も答えております。ローラー戦術による個別調査も辞さない。せっきくの機会なんですよ、これ、電算に頼んでラベル打ち出して3,000数百、4,000世帯近くにアンケート出すんですから、何でそういった設問を入れることを担当者に指示しなかったのかなど。それ、また別個に、行政区問題のことについてのことは、また別個にやるんですか。それとも、観光施設の把握についても、また別個に金をかけるということですか、せっきくのチャンスを活かさず。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ちょっと観光の点は私からはお答えできませんので、行政区加入の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

村長の答弁にもありましたように、今現在、行政区の、今、住民基本台帳上でいう世帯数と行政区の加入の分母となる数字というのが探り切れていないというところがありますので、これについては、今回の調査表の中でも、実際に複数世帯ということで、設置は1個でいいという等の回答をいただいているところでもあります。

行政区の加入率の調査につきましては、集落支援員と協力をしながら、各地区の規約等をいただきながら、職員の中で名簿照合をさせていただいているという作業はさせていただいております。ただ、分母の数字が把握をなかなかし切れないということで、昨年調査をした、考えられる複数の同居世帯数と今回の調査で見られる複数の同居世帯数、これらがある程度乖離がなければ、ある程度の分母の数が見えてくるのかなというふうに思っておりますので、まずは、今回のところについては、分母となる行政区の数を調べたというところでもありますので、全く手がけてはいないという点ではございません。

加入率の関係につきましては、毎年出入りがありますので、その辺については、集落支援員のほうとも協力をしながら、名簿のほうに照合作業をしながら、精度の高い加入率を算出していきたいということで、これは現在も行なっているというところがございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 宿泊施設の件数調査についてお答えします。

宿泊施設は、人を対象にするものではなくて、施設を対象にして、今年度、観光課として実施いたします。別に実施いたしますということです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は答弁も含め、あと4分です。

質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） だから、宅内機というのは、建物に私はつけばいいと思うんですよ。出入りする世帯ではなくて、建物に配るもの、そういう考えで持っておくと、行政区加入率もわかるし、観光施設等もわかってくるんですよ。そういう調査をするいい機会ではなかったかなというふうに思っております。やってしまったことはあれですが。

では、最後にお願いすることだけしゃべって質問を終わりたいと思いますけども、5年前の地震の経験を風化させてはいけません。次の災害は必ず来ます。備えを怠らず、常に村民に対しても呼びかける、啓発することが大事です。新システムの宅内機配布は、行政区未加入世帯にとっては、初めての郵送ではない配布物を受け取る機会にもなります。この機会に行政区加入のお願い文、温暖化防止の取り組みの啓発パンフレット、これは今なければちゃんと作ってからの話ですけども、あるいは、防災のパンフ、ごみの出し方ガイドブックなどなど、この宅内機設置のときに、職員が出向いて配っていただきたい、話をしていただきたいと思います。

そして、私は、今やろうとしていることには不備があると思っております。それは、屋外スピーカーの数です。それを素直に認めることも必要だというふうに思っております。これも地区に出向いてしっかり説明して、もし地区が是が非でもつけてくれと言ったら取り組んでいただきたい。我々も村民のために真剣に訴えているわけです。この1時間だけの議論で終わらせるものではないというふうに思っております。ぜひ見直すところは見直していただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから5分間休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第11番太田信子議員の一般質問を許します。

第11番（太田伸子君） 11番太田伸子でございます。令和2年は私たちにとって衝撃的な幕開けとなりました。1月末から中国武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症が今や全世

界に拡大し、WHOがパンデミック宣言を行ない、この2月27日には安倍首相が全国全ての小中校、特別支援学校などの臨時休校を要請すると表明し、白馬村もその要請に応え小中を休校としたところであります。一日も早い感染防止の手立てを行ない、この病が終息することを願っています。

また、私たち白馬村は過去にも雪の少ない年を何回か経験しましたが、何とかそれぞれを乗り越えてスキー産業の振興を図ってきました。今年ほどの寡雪状態はまさに異常であり、村内経済に大きな影を落としています。

今回はこの2つの現状を鑑みて、村長のお考えを伺います。

初めに、気候変動についてであります。令和元年12月定例会で白馬村気候非常事態宣言をしていますが、村長の意図を伺います。

2番目に、平成29年6月に白馬村ではCOOL CHOICE——賢い選択を宣言しています。この宣言から2年以上が過ぎますが、これまでの施策を伺います。

3番目に、2月23日に行なわれた大北地域気候変動対策セミナーの村長のご挨拶で、ゼロカーボンシティーを目指すと表明されました。具体的な施策を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の気候変動について3つの項目で質問をいただいておりますので順次答弁をさせていただきますが、1点目の気候変動宣言の意図を伺いますの質問ですが、気候変動は世界各地の課題であり、気候非常事態宣言は世界的な流れであります。3月も10日現在で気候非常事態宣言運動を展開しているオーストラリアの専門団体CEDAMIA(セダミア)の運営サイトの宣言都市一覧を確認しますと、登録の自治体は1,460に上がり、日本においても13の自治体が登録をされているところであります。

人類の活動を原因とする気候変動によって劣化する地球環境はもはや持続可能とは言えず、危機的状況であると認識をしているところであります。地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとって極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村のだからこそ村民とともに気候変動に対して行動を起こさなければならず、その流れに乗ることが当然だと思っております。

また、地元の白馬高校生が主体的に取り組んでいる活動にも何とか応えたいという思いもあり宣言をいたしました。

2点目のCOOL CHOICE——賢い選択を宣言後のこれまでの施策のご質問ですが、昨日の加藤亮輔議員への答弁のとおりであります。若干補足をしますと、宣言を機に日本EVクラブ、白馬EVクラブと連携をし、EVシェアリングの事業やCOOL CHOICE新聞の発行事業を実施しているところであります。

また、最後に2月23日に行なわれた大北の地域気候変動対策セミナーの村長の挨拶でゼロ

カーボンシティを目指すと表明をいたしました。具体的な施策を伺いますとのご質問でございますけれども、まず長野県ではゼロカーボンシティ宣言と気候非常事態宣言とを同日で宣言を行ないましたが、本村では気候非常事態宣言を行なったものの、環境省のゼロカーボンシティの認定にはゼロカーボン宣言が必要であり、県の指導もありこの認定を受けるために宣言をしたものであります。これは一般的に考えると両宣言とも内容には差異はないわけでありますが、同様の宣言といえますので具体的な施策については昨日の加藤亮輔議員の答弁のとおりであります。

1点目の気候変動についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今回の村長の答弁の中でゼロカーボンシティの認定を受けるためにはこのゼロカーボンシティを宣言することが認定を受ける条件とあるんですけども、これ、認定を受ければどのような効果というか、認定を受ければどのようなふうなものがあるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ゼロカーボンシティの認定を受けた町というご質問でございますけれども、ここは県のほうのご指導もいただきまして、県とタイアップしたいろんな事業の展開ができるということで、県が主体になるもの村が主体になるもの、それぞれ考えられると思いますが、広く活動を県民または村民に知らせるための事業として補助事業の活用も可能ということで宣言に至ったという経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） この気候非常事態宣言の中に5つの項目が掲げられています。1番目のところに他自治体の取り組む模範となりますというふうに書かれていますが、模範となるためどのような行動をとられるのか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 他の模範となるのは何かというご質問でございますが、昨日、加藤議員のところでも答弁させていただきましたが、一応よくいわれるのは調達、施設の整備というのがやはり行政等でいくと目につくようなんですが、いわゆる再生可能エネルギーの協議会の設立に向けて準備会というのを立ち上げるということをお話させていただきました。その中では調達だけに限らず電力の販売、それと社会における資源循環、こちら辺についても意見を出していただきながら、それぞれ専門的な方も入っていただきながら意見交換をしたいというふうに思っておりますのでそこから出される先進的な意見というものをほかの広くお知らせをしながら発信していきたいということを考えているということでございます。まだ具体的な内容についてはこれからということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） きのうちもその準備会を設立するという話でした。それで年内に1度ぐらい開催とおっしゃっているんですけども、準備会はいつごろ設立して年度内といっても1年間に1度ぐらいしかまだ計画がないというところ、その準備会はいつごろ設立される予定になっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 協議会の設立の要綱につきましては既にできております。人選についてももう入っておりまして、各団体からの推薦等の名前もいただいているところでありますから、そちらの方々に年度内に1回ぐらいというふうに考えておりますが、昨今のこの新型コロナの関係もありますので、どこでできるかというのは判断をさせていただきたいと思っております。会については既に要綱上では設立しているということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） それでは、この森林の適正管理というものを3番目に掲げられていますが、管理を行なう活動組織というものはどんなところで行なわれる予定になっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 担当課といえますか、どこになるのかというような感じでお答えをさせていただきたいと思っております。宣言の全体的なものにつきましては総務課のほうで文言等を定めさせていただいておりますが、やはり森林部分というのは同じく再生可能エネルギーで申し上げますと、木質バイオマスに関係になるかと思っております。

新年度の予算の中でも、まきの熱電併給施設ということも考えておりまして、実際にその木質バイオマスをどのように調達していくのかという点がやはり大きな課題となっておりますので、この辺につきましては新たな税目もありますので農政課のほう为主体となって取り組んでいくということになると認識しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 森林の整備というものは自然エネルギー以外のところにも効果が出てくることだと思います。ぜひ行動を早めに取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

それでは2番目の経済対策についてお伺いいたします。

先ほどの冒頭でも申し上げましたが、今シーズンは寡雪で大変皆さんがお困りになっている。それから1月は寡雪でほとんどのスノーハープの大会は中止になりました。2月に入って、これからよくなるのかなと思っていたら、2月からはコロナウイルスの影響で外出ができなくなって、

村内も大会がほとんど自粛されて中止になっております。その点を鑑みまして経済対策お伺いいたします。

この冬のシーズンは寡雪で除雪事業者は出勤が極めて少ない状態です。事業者への対応をお伺いします。

2番目に雪不足により1月はスノーハープの大会はほとんど中止になりました。また、2月からはコロナウイルスによる外出自粛や大きな大会の中止で村内も観光事業者は大きな痛手になっています。そこで、村の対策を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の2点目の経済対策について答弁をさせていただきますが、最初に雪不足に伴う除雪の事業者の対応についてをお答えをいたしますが、まず、今シーズンの除雪の実績でありますけれども、2月末までの除雪出勤をベースに昨年度と比較いたしますと、稼働率は約40%となります。本議会開会の挨拶でも申し上げましたとおり、こういった状況が続きますと除雪の事業者にしてみればオペレーターの確保や重機の更新が滞り、引いては村全体の除雪事業に影響を及ぼしかねないことが懸念をされます。

これまでの例で申し上げますと平成27年シーズンは寡雪の年であったことから、翌28年度から機械管理費分を固定費としてお支払いをすることといたしましたことはご存じのことと思います。

先ごろ、この件につきまして村内の建設の組合の皆さんから要望をお聞きをする機会がありましたが、その内容といたしましては機械管理費の増額、労務費の最低保証を設けてほしいといったものであります。安心・安全な村民生活を確保していくために円滑な除雪体制の構築は重要だというふうに考えておりますので、来年度の除雪業務発注に向けて今回の要望を踏まえた上で新たなルールづくりを考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、観光関係の経済対策についてであります。本定例会招集の挨拶の中でも触れましたし、昨日の伊藤まゆみ議員と田中榮一議員との質問にお答えをしたとおり、村内観光需要を喚起するため、あわせて関連事業者の負担を軽減するため、これらを両輪とする緊急経済対策を実施いたします。

2点目の質問については、以上といたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第11番（太田伸子君） まず、除雪事業者の皆さんのことをお伺いいたします。

この白馬村にとって除雪事業というのはとても大変重要なところであって、雪が降ったときにたちまち困るところであります。村内の中の除雪をしていただくということは私たちが安全に安心して車を村内移動できる、よその観光客の皆さんからも白馬に入った途端に除雪がとてもいいというふうにお褒めいただいて、観光客の皆さんもスキーヤーの皆さんたちも安心して来ていた

だけの村になっているというところで、冬の事業の観光にとても大事なことだと思うんです。それで、村長が今新しいルールをつくって来年度の除雪事業者の確保というか、その皆さんを守っていきたいような答弁をいただきました。

ことしについてなんです。ことしの冬、村を守るためにいろんな事業所で投資されているいろんな除雪車の重機を投資していただいている皆さん、それから雪は少ないといわれていても降るんじゃないかというところでオペレーターの皆さんを確保していただいていたというところに対しての補助というものなのか、入札して事業所にお願いをしているわけです。入札するときにはキロ数とかも決まっていると思うんですけど、その辺のところでは何か補助を出すような施策はお考えになっていないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、本年度の除雪事業者に対する支援という面でのご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず除雪事業は非常に白馬村にとって重要であると、特に機械の確保であったり、あるいはオペレーター確保という面で本当に事業者の皆さん、苦勞いただいて除雪に当たっていただいているということに関しましては、まさに議員ご指摘のとおり私も同じ考えであります。

その中で今年度、つまり令和元年度の除雪の契約の中でどういった対応ができるかという分でございますけれども、今、太田議員のほうからもお話がございましたとおり、白馬村全体では神城、北城、合わせて43工区ございまして、それぞれ入札を行なっております。当然、入札を行なう前提ではベースとなる設計の仕様というもの、あるいは時間というものを示しをして、業者さんから入札をしていただいておりますけれども、一部の工区に関しましては複数の業者さんが入札して、いわゆる競争をして落札をしてという、今現在は落札をした業者さんに対応をしていただいている工区もございまして、入札の公平性という部分から言いますと、ことしの契約分について今の段階でベースになる金額なりを変えていくという部分については正直難しいのかなと今思っております。

今回の建設事業組合の皆さんからの要望をいただいて、要望の内容というものはある意味明確でありまして、やはり雪が降っても降らなくても保障できるような固定費の部分の何とか増額してほしい、もうちょっとふやしてほしいという分がはっきり要望をいただいておりますので、先ほどルールづくりという答弁をさせていただきましたけれども、その部分で今後、来年度に向けてしっかりしたルールづくりをしていきたいというのが私どもの考えであります。

あと、除雪機、当初予算のベースで見ますとことしは2億円を委託料として計上させていただいて、今、予算審議をいただいております。2億円といいましても村の全体の予算60億から言いますと3%を超える率にもなるわけでありまして、将来的な当然財政負担ということも生じてくることもございますから、そういった分の整合性等もうまく検証しながら最終的にはやはり事

業者の皆さんにとってある程度やっぱりことと比べればメリットがあるようなというふうにしていかなければいけないのかなと、それは私も担当課の課長として考えておりますので、ご理解いただければと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ことしの当初予算は2億円で令和元年度も2億円の予算をとっています。

それで、雪の多いときにはもちろん皆さん稼働していただいた分として1億円近いお金を補正でつけてお支払いしているというところもあります。2億円使っていないからというのではなくて、今の事業所の皆さん、大きなところは大きなところで苦労もあると思うんですけども、個人的な皆さん、個人的でやって入札に入っていた方々は、もうオペのお金を払えないから重機を売ってでも賃金の確保をするというふうなお話も聞きます。もし、そういう事態になってしまったときに、来年度の事業者さんというのは減ってくるわけですので、ぜひその辺のところは建設課の皆さん、ご相談に乗っていただいたりして、事業所が少なくならないような手立てをこの先も考えていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど村長、観光事業者の皆さんに対して1,000万円ずつの補正をつけて観光局と地域の皆さんが計画されたものに対して補助率4分の3の400万を上限としたものをつけるというふうな緊急経済対策というものも考えられていますけれども、なかなかそこだけでは無理だと思えます。観光事業というものは、まずは先行投資、先ほどの事業者さんもそうですけれども、除雪の事業者さんもそうですけど、観光事業というものはまず先行投資されている事業者の皆さんが多いと思えます。この冬のお客様を迎えるために、去年のうちにボイラーなり暖房器具なりお布団とかベッドとか、そういうものを迎えるために先行投資されている。その皆さんはこの冬にお客様を迎えた中から払えるつもりで施設をよくしていただいてお客を迎えようとしていただいている。ところが、今回の場合のように大きな大会がほとんど中止になって、キャンセルになっているというところがあります。観光課のほうでは、どれほどのキャンセルが出ているかは把握されていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） しっかりとした数字とすれば、1月末の状況でこちらは主に暖冬雪不足なんですけども700泊余り、あと9,400万円ぐらいの損失という集計があります。また、しっかりした数字ではないんですけども、それ以降の2月末、コロナウイルスの影響でどれぐらいの状況があるのかと幾つか宿泊施設にヒアリングしているんですけども、お聞きしているところだとやはり2月の末、イベントの自粛要請、それから臨時休業の要請、それをきっかけに3月の末は相当な落ち込みがあると、実際にお聞きした中では3割は前年比5割、4割というような状況もお聞きしております。

また、大規模な大会のキャンセルの影響というところでは、岩岳の学生スキー大会がキャンセルになったことでスキー場、それから宿泊施設、それらを合わせれば2億円近くの損失になるのではないかというようなお話を聞いています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 簡単に2億円に損失になるのではないかと、1月では9,400万円ではないかというふうなところで観光事業者の皆さん、去年に設備投資された皆さんは2月、3月に今度は支払いの時期に来ています。

それで、村長は経済対策として融資の利子補給を今までは2分の1という利子補給の融資制度がありましたけど、全額をするというふうにおっしゃっていただいています。とてもありがたいことだとは思いますが、この融資制度の全額補給というのは1年間払った後に最後に払った利子が戻ってくるということで、この全額補給していただいても、もちろんこれはやっていただきたいんですけども今借りても来年に利子補給の全額が返ってくる。借りるということは元金は返していかなければいけない。皆さん、その借りても元金が返せるかということも今悩んでおられます。その辺のところを行政の皆さんはどんなふうにお考えになっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 利子補給補助金の仕組みとすれば、支払った利子、その実績に応じて村が補給するというような仕組みになります。返済に充てる資金はどうするのかというようなお話なんですけれども、そのあたりはもう一つの柱であるお客さんを呼ぶというような支援策、これは今回の補正で1,000万円お願いしているんですけども、その資料を活用していただきつつ、お客さんを呼んで収入を得て返済に充てていただくと、その後に年度利子分は村が補給するというようなことを考えています。

また、こちらの1,000万円の補正に係る共同支援補助金なんですけれども、これだけコロナウイルスの影響が広がってきたり長引いたりすると、それだけでは足りないことも出てこようかと思しますので、追加対策というものも考えつつ、そちらはお客さんを呼ぶというような施策に集中的に使っていきたいなというふうにご考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 聞こえはいいんですけども、私すごくピン트가ずれていると思うんです。これ、コロナウイルスで日本中の皆さんが今動かないんです。幾ら誘客の手立てを打っていただいても、お客様は来ない、これは収束のめどもまだ立たないうちから白馬へどうぞ来てくださいということに関してお金をかけて、そのお金をかけるアイテムをじゃらんとか、国内じゃない村内の皆さんに落ちるお金ではなく、よその会社の白馬村ないでない会社をお願いをしてこう

いう誘客の活動をされるというところは私はいかがかと思いますが、村長、どのようにお考えになります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今の楽天とかじゃらんというのはまだ具体化した事業ではありません。基本的に今回、補正でお願いしている緊急経済対策は地域の方が考えてやる事業であって、その企画もまだ上がってきておりませんので、楽天、じゃらん、外に行くお金というような限定は現時点ではありません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） じゃらんとか楽天とかいうのがないとおっしゃるなら、今おっしゃったのでこれから使うお金は村内に落ちるお金というふうにとめてよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） そのこちら側で用意するお金が直接的に村内に落ちるということではなくて、それをきっかけにお客さんが来てここで消費するということを期待しているものです。なので、例えば宿泊を伴う旅行でそれを促す、喚起するようなものをするとなれば、宿泊料が落ちますし、飲食も時期によっては索道もというのは広がり期待したものであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 太田議員。

第11番（太田伸子君） なので、しつこいようですが、宿泊を伴うものをみんなで考えてというんですけども、今、宿泊を伴うような行動になるでしょうか。白馬村は幸い今コロナウイルスに感染された方はいないというところで安全かもしれませんが、都会からそういうお金、確か一様に今のところ2,000万になると思うんですけども、それだけの費用をかけてみんなで誘客したときに、お客様が見えますか。動きますか。今まで来るはずだった人たちがみんなキャンセルになっているんです。そこでこの2,000万、無駄金使うような感じに私は思えてなりませんけれども、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） ちょっと整理させていただくと、それを今すぐ使ってくれというようなことではありません。各事業者、村も局もこの新型コロナウイルス感染症の終息の状況、国内の情勢、それから村内の経済状況とかをしっかりと見極めた上でそれを使うタイミングというのは考えていきますので、今すぐというものではありません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今すぐ使わないのであれば、今すぐ困っている村民の皆さんに使っていただきたい。私はそう思います。

ことしの令和2年度の予算の中にスクールバスの運行事業が出ています。スクールバスの運行事業、予算がつくというところで予算をとられています。これは私たち9月、12月の定例会で2回継続審査にしながら審議をした中で趣旨採択をさせていただきました。それで、その事業にはことし1,530万という予算がついています。趣旨採択をした事業に1,350万ついていて、2年連続で私たち議会が採択している村内のリフォーム補助金について、これは採択しています。これについてはこの事業は全然復活にならないんです。ことしの12月は観光事業者のものも含めた中でのリフォーム補助金をつけていただきたいという陳情書がありました。それも採択していますが、そこには全然予算がついていない。私はいろんな先ほどから予算書を審議させていただいている中で一応つけてあるという金額が多々あります。別にそれをいちいちとがめだてすることもない、これから計画するための予算をとっていると言われるのでよしとはしますけれども、ぜひそういうお金があるなら去年の4月からさかのぼってでもこのリフォーム補助金のようなもので今困っている観光事業者、観光事業者だけではないです、村内の飲食業者の皆さんもとても人の移動がなくなってこまっているというところがあります。何もお金をばらまくのではなく、使ったものに対する補助金をつけるような、そういう事業を見直すというところは考えていただけないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えいたします。まず、スクールバスの件につきましては、私どもも最初から完全実施ではなくて試行するという、これは非常に議会の趣旨採択の趣旨に沿っているというふうに考えております。

あと、比較の中で議会採択された事業について予算化されていないとありますが、もちろん議会における請願、陳情の採択というものは重く受けとめるべきだとは思いますが、いわゆる保護者の方からの私どもからすると切実な要望という中でのもの、あとリフォーム補助金については前にお答えしたとおり平成23年から3年間行なって、効果があることは存じあげておりますけれども、今そこについては企業者支援とか、そういったほうの事業にシフトしてきたという経過がありまして、あと今、非常に村内、建築ラッシュというところもあって見送った経過がございます。もちろん、今後の予算についてはいろんな、今、議員がおっしゃったとおり住民が使ったものに対する補助みたいなことは考えていかなければいけないと思いますが、ただこのコロナにつきましては本当に2月下旬から急激に事態が深刻化しているということもございまして、それに対する経済対策までははっきり言って想定しておりませんでした。本当に雪不足を中心に考えていたものでありますので、そこら辺はぜひ8月末まではこの経済対策事業を有効にとりあえずしております。ただ今後の成り行きにおいては、もっと柔軟性を持ってもいいかなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 別にスクールバスのことは私は今通告もしていないですし、何も出す気もないです。それから、コロナウイルスのことは私たちも毎日のようにどンドンと状況が変わってきている、いろんな大きな大会、選抜高校野球までが中止になる、それからカナダで行なわれるフィギュアの世界選手権まで、また東京オリンピックもどうなるかというふうなことが毎日のように言われている中ですので、そのもととリフォーム補助金がついていなかったのがどうのこうのではなく、ぜひこの経済状態を見ていただいて柔軟に困っている村民が多いんです。村民の方のまずは調査をしていただくとか、相談窓口を設けていただくとかというところをぜひしていただかないと、税金の申告が1カ月延びて、ことしの予算書の税金、村税は少し増収という形になっていますけれども、払えるか払えないか皆さんとても頑張っていたかなければいけないときだと思っています。なので、ぜひ村民を守るためにも考えて行なっていただきたいというふうに思いますので、検討を迅速にお願いしたいと思います。毎日変わっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に北アルプス連携自立圏の取り組みについてお伺いいたします。

連携協定に基づく取り組みとして、令和2年度実施予定、11分野、25事業のうち、移住交流事業についてお伺いいたします。

これは北アルプス連携自立圏の取り組みというのは、大町を中心に5市町村で取り組んでいる事業であります。その中でこの連携事業の移住交流事業の第1期と2期の白馬村の負担金を伺います。

2番目にこの1期の移住交流事業の成果を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 北アルプスの連携自立圏の取り組みについてでありますけれども、太田議員もこの連合議会の議員で、このことをしっかりと議論をしていたというふうに認識をしているところであります。

その中で最初に答弁をさせていただきますけれども、負担金についてのご質問でありますけれども、北アルプス連携自立圏の連携ビジョン、圏域への移住交流の流れをつくる取り組みの白馬村の負担額は第1期は365万円、第2期は664万5,000円となっております。

次に、第1期の連携自立圏移住交流事業の成果についてという質問であります。移住希望者は移住先を必ずしも市町村をピンポイントで探しているわけではなく、住まい、仕事、景観等、さまざまな要素から総合的に判断をしていることから連携をして圏域全体の情報や魅力を発信し、相談に応じることにより、移住相談の増加、移住の増加に結びついているところであります。実績につきましては、移住相談件数は平成27年度は339件に対し、平成30年度は1,662件、移住者につきましては平成27年度が32人に対し、平成30年度が194人となっております。

また、連携自立圏の取り組みの中から生まれる効果といたしましては、各市町村で独自の知見

やノウハウを持っていたとしても圏域全体が地盤沈下してしまえば住民が安心した生活を維持していくことが困難であります。人口減少、少子化、高齢化が進む社会の中で地域住民の生活を守り、未来につなげていくためには限られた財源や人材を最大限に生かしつつ、国、県との縦の連携、市町村間の横の連携、民間、大学等異分野との連携とあらゆるつながりを生かす必要があり、自分さえよければから連携が進めば自分の広域全体の発展へと連携の重要性について改めて認識をしているところであります。

移住定住施策につきましては、この広域連携事業に加え、白馬村単独事業も実施をしておりますが、内容につきましては移住セミナー開催事業、情報発信事業、移住相談事業、お試し移住事業等になりますが、平成30年度からは地域おこし協力隊1名を採用し、情報発信事業を中心に各種の取り組みを進めております。今後も社会の動向を注視しつつ業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、北アルプスの自立圏の取り組みについての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 平成30年度の移住者というのは194人、これは自立圏の中での移住者と思います。白馬村では、この中、194人の中から何人が移住されているのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 広域全体で、平成30年194に対して、本村の移住者につきましては76という計算でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 194のうち76名の方が白馬村に移住されているということによろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） そのとおりで結構です。この数値につきましては、県のほうで集計をしており、上半期、下半期ということで半期ごとに出されておりますので、その数値ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） この自立圏でやるということは、とても私はいいことだなというふうに思っています。大町を中心として、この大北圏内というのは、車で行くと、都会でいう一つの都市ぐらいの規模ではないかなと。今、車社会ですので、車で移動するにはそんなに時間のかからないところであるというふうに思っています。

その中で、毎回のように、私は一般質問でこの移住定住のことをお願いしているんですけど

も、池田、松川などは安曇野市とかのベッドタウンみたいな形で移住者が多いのかと思っていたら、この頃は、人口減少にとても力を入れてきているというところを伺っています。

それで、白馬村の移住ガイドを見ると、これ、移住ガイドのすぐ働くというところのページなんですけれども、住宅を探すというところで、白馬村では空き家バンク等による住宅のあっせんが行なっていません。不動産事業者を通じて物件を探していただくか、個別に所有者に当たっていただくこととなります。何かとても冷たいんですね。

それで、池田町とか松川村などが……。

(「不動産屋ないのか」の声あり)

第11番(太田伸子君) 不動産屋はありますよ、松川にも池田にも。ありますけど、やっぱり空き家バンクを利用すれば補助金が出る、中古物件を買えば70万円出る、新築すれば120万円出る。やはり、若い方たちは、それだけでは全然足りませんけれども、やはり、みんなでこの自立圏で動くなら、もう少し白馬村も温かいこういう何か施策というものを考えるお気持ちはないんですかね。毎回申し上げて、申しわけないんですけど。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 太田議員からは何回か空き家バンクの話をいただいております、私どものほうでも、現在も含めて研究もさせていただいております。

金利の状況を見ますと、まず、市町村が介して売買等を行なう場合には、いわゆる宅地建物取引業法、いわゆる宅建法の処置というのは、地域おこしの方でもっているとか、南のほうに行くと、専門的な、いわゆる資格を持っている方が手数料を取りながらやっているというお話も伺っております。これに対しては経費が出てくるようになりますので、検討はしなければならないという点の一つ。

それと、やはり空き家バンクを見る中で、非常に思っていたものと違うという問題というのも出ているというのも一つ事実であるというふうに伺ってはおります。村とすれば、何回かいろんなご提案をいただいておりますので、これらをクリアできる形で、何らかの形ができないかということで、現在、集落支援員のほうで精神的に取り組んでいるところ、いわゆる仲介というのかあっせんというのか、どこまでかわりながら市町村が経費をかけずにできるのか、この点を現在調べて、各自治体のほうに回って聞き取り調査をしているというところがございます。確かに、ガイドで探してくれというだけでは、やはり若干冷たい感というのは否めないと思いますので、その辺は、現在、歳入に入っているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員。

第11番(太田伸子君) ぜひ検討をお願いしたいと思います。

私は、194件、4人の移住者の中から白馬村に79名もの皆さんが来ていただいたというこ

とは、とてもありがたかったかなというふうに思います。こういう補助金をつけなくても、こういう冷たい移住のパンフレットがあっても、白馬村に来ていただけるなら、この広域で事業をやっている中で、白馬村がもう少し温かいものがあれば、もっと来ていただけるのかなというふうに思いますので、ぜひ考えていただいて、白馬村の人口が外人の方でふえるのではなく、ぜひ若い方、日本人、日本人だけではないです、外国の方も村をよくしていこうという方がぜひ住んでいただけるような村の行政にしていいただければいいかなというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませので、第11番太田伸子君の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） 1番、太谷修助でございます。冒頭に当たりまして、登壇されました各議員の皆様からもございましたけど、新型コロナウイルスの終息を切に願っているものでありますが、村内の経済活動にも大変大きな損失を与えておると思います。過去にもない雪不足に加えて泣き面に蜂とはこのことだと思っております。あまた多くの試練に耐えて私もむち打って今日まで来たんですが、いかんせんこの先が見えませんので非常に心が鉛のように重いという現実を抱えています。そうは言いましても何とかやっつけていかなきゃいけないので頑張りたいと思います。気を取り直して一般質問をしたいと思っております。

今回、私はソーラーパネルの設置と景観についてを質問いたします。

下川村長は12月定例会で気候非常事態宣言をいたしました。そして、2月23日には大町市で開催された大北地域気候変動対策セミナーの席上でゼロカーボンシティ宣言を行ないました。さかのぼって2017年の6月にはCOOL CHOICEも宣言しています。矢継ぎ早に次々と異常気象、地球温暖化、暖冬といったようなフレーズをもじった宣言をしています。それだけ世界規模で急速に地球が傷み始めているんだと思います。そして、これらの宣言をこの白馬村が発信したからある意味インパクトがあると思ったようです。世界中から景観、観光、当初の対象として注目されている本村であります。とりわけスノーリゾートでの楽しみジャパノとかジャパノーといわれているような良質な雪です。ことしは雪不足でロングコースは期待できなかったと思いますが、その諸外国のゲストの皆さんからはこのすばらしい景観を楽しみたくて白馬に来ていると思います。そうした世界中の皆さんの気持ちを裏切るような行為、計り知れないような白馬のダメージ、県にも先駆けて気候非常事態宣言をしてから、さらにありが群がるように産業パネル業者が村を訪れると聞きました。自然エネルギー、再生可能エネルギーと時代は確かにエ

コ社会に、地球に優しい時代に入らざるを得なくなっているのは実情だと思います。

1980年ごろからでしょうか。地球温暖化が叫ばれ、白馬村第4次5カ年計画では自然エネルギー、再生可能エネルギーについて研究が始まっています。太陽の熱は確かに何にもまして貴重なエネルギーであると思います。一般家庭に自家用の屋根に設置をするような単純なものならよろしいんですが、個人の権利としては大変大事なことだと思いますが、荒廃地や休耕地、広い空き地、原野、山林にもし産業用ソーラーパネルのようなものが設置されましたら、景観を売り物にしている白馬村では特に北アルプス側の視点場から見た東側の鳥瞰は、きらきらと輝いた見苦しい光景を想像してみるととても見苦しいものになると思います。景観を大切にしたい本村、白馬村のイメージは台無しになってしまいます。こうしたことを踏まえまして、私は次の質問をしていきたいと思います。

ソーラーパネル設置と景観について。1、ソーラーパネル設置があるとすれば、気候変動との関係が考えられるが、村はいつごろから検討してきたのか。2、気候非常事態宣言後、パネル設置事業者が村を訪れるということであるが、県内外含めて何カ所くらいあるのか。3、産業用パネル設置事業者が村の気候非常事態宣言と景観に対して一体どのような考えを持っているのか。4、村はCOOL CHOICEを初めとしてさまざまな宣言をしているが、特に気候非常事態宣言を県よりも先駆けて行ったのはどのような考えからか。5、SDGsを含め持続可能な社会を構築することは再生可能エネルギーが不可欠な選択肢と考えられるのは本村では、何が可能性があると考えられているか。6、太陽光パネルを設置して村の電力の半分を補おうとしたらどのくらいの面積が必要か。7、設置計画が進んだ場合には、東山遊歩道付近にある村有林の活用はどうか。8、ゼロカーボンシティ宣言をした村長は本当に実践可能と考えて宣言したのか。

以上、8点をお伺いしますが、きのうの加藤議員、それからきょうの太田伸子議員の質問ともかなり重なるところもございますので、省略していただいても結構ですが、せっかく答弁書をつくっていただいていると思いますので、再度、村民の皆さんのために発言していただければありがたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷修助議員からはソーラーパネル設置と景観についてを事前に通告をされておりますので、順次答弁をさせていただきます。

昨日の議員の皆さん、そしてきょうもこの気候変動のことについては数人から質問をされておりますので、省いて答弁をさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1点目のソーラーパネルの設置計画の質問でありますけれども、村としてソーラーパネルの設置計画はございません。

2点目の気候非常事態宣言後におけるパネル設置事業者が村を訪れているとのことであり、県

内外合わせて何社くらいあるかの御質問でございますが、気候非常事態宣言後において村に訪れているのは不明ですので、村に対しての相談という点でお答えをいたしますと、県内業者者より長野県の景観条例に基づく相談は1件ありました。なお、水面下で不動産業者に相談はあるというふうにお聞きをしているところではありますが、これは定かではありません。

3点目の産業用パネル設置事業者は村の気候非常事態宣言と景観に対してどのような考えを持っているかとの御質問でございますが、事業者側の考えをお聞きをしておりますので、計りかねます。

それから、4点目、村はCOOL CHOICEを初めとしていろいろな宣言をして、今、気候非常事態宣言を県よりも先駆けて行ったのはどのような考え方からの質問ですが、どちらが先に行なうべきということはありませんが、村としては地元白馬高校生が取り組んでいる活動に応えたいという気持ちはありましたが、宣言するのであれば、全国の町村で最初の宣言自治体との気持ちを持っておりましたので、インパクトとしては大きかったのではないかとこのように思っております。なお、この非常事態宣言につきましては、5月19日に白馬村のウイング21でこの気候非常事態宣言シンポジウムを開催され、そこで長野県知事の阿部知事、そしてまた私、そしてまた外国のアメリカ、ユタ州のパークシティーからの方もおいでをいただきシンポジウムを行なったところでありますが、そんな中でこの白馬村のすばらしい景観を次の世代に残していく、こういったことは非常に大事であるという認識はつねづね持っていたわけでありまして、それが発端だというふうに思っているわけでありまして、特にことしの雪不足、本当に我々が経験したことのないこの気候変動であります。そんなことで村としても先駆けて進めていかなければいけないということは太谷議員も理解はいただけるものというふうに思っております。

それから、5点目のSDGsを含めて持続可能な社会を構築するには、再生可能エネルギーが不可欠と考え本村での可能性についての御質問ですが、SDGsは環境ばかりではなくて、先ほども丸山議員の質問にもありましたけれども取り残さないというそういったことも前段にあるわけでありまして。そんな中でSDGsも含めて持続可能な社会を構築するためには再生可能エネルギーが大変村としても大事だというふうに考えて、本村での可能性について小水力発電、そしてまた木質バイオマス発電と熱利用、太陽光発電など可能性があると思っておりますが、それぞれの課題については、まず小水力発電については昨日の加藤亮輔議員への答弁でも触れましたが、莫大な導入費用がかかる資金調達であります。また、木質バイオマスの発電と熱利用については森林整理と材料の調達方法はもちろんでありますが、これも導入費用にかかる資金調達であります。太陽光発電については議員御指摘のとおり景観とのバランス、そして本村における日照時間が重要であるというふうに思っております。

そしてまた、6点目の太陽光のパネルを設置をして村の電力の半分を賄うとしたらどのくらい

の面積が必要と考えるかとの質問であります。村は電力事業者ではありませんので電力量の正確な数値は持ち合わせておりませんが、あくまでも素人としての考えでありますけれども、一般家庭の消費電力量を年間19万2,000キロワットと仮定をした場合に太陽光パネル発電量は1平米当たり100キロワット、年でありまして年にも100キロワットと仮定すると19ヘクタールとなりますので半分とすると9.5ヘクタールとなります。先ほど年間の電力量であります。先ほど申し上げましたが、仮定の話ではあります。日照時間、そしてまた設置角、設置高等の観点が必要でありますので詳細な数値は専門の業者にお問い合わせをいただいたほうがいいのかと考えます。

そしてまた、7点目の設置の計画が進んだ場合には東山遊歩道付近にある村有林地等を活用してはどうかとの質問であります。1つ目の質問でもお答えをいたしました。村に設置計画がありませんので御意見として賜っておきたいというふうに思います。

そしてまた、最後にゼロカーボン宣言をしたのは村長は本当に実現可能と考えて宣言をしたかとの質問であります。先日の加藤亮輔議員、そしてまた先ほどの太田伸子議員の答弁とも重複をいたしますけれども、地球温暖化防止のために2050年に温室効果ガスの実質の排出量ゼロを目指すことが世界的な流れであります。宣言を実現するよう官民一体となって取り組む必要があります。簡易的な観点ではなく前向きな観点で、私が幾ら一人で声を上げて村民、そしてまた皆さんからも協力をしていただかなければ、この2050年までの排出量をゼロを目指すということは大変難しいというふうに思っておりますけれども、再三私のほうからお話をしているわけがありますけれども、まず一歩、村民がこの環境というものが大事ということを常にこの山を見ながら一人一人の村民が考えていただく、こういうことが非常に私は大事であるというふうに思っているところであります。宣言をしたから何をやるかという、そういうその質問が多々あるわけがありますけれども、私が12月4日の宣言をするときも議員の皆さんにそういう説明をいたしました。村長、まだ早いんじゃないか、こういう話もありますけれども、まずみんなで意識を共有することから始めようじゃないかということで皆さんから御理解をいただきまして宣言をさせていただきました。そして、村民が一人一人環境が大事だということをやれば村が先に立ってこの環境に対する後援会、こういったこともしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

第1番（太谷修助君） 村長の答弁を聞いていまして、安心したものとちょっと残念かなという部分と2つあります。まず、安心したのはソーラーパネルのことを私お聞きをしたんですが、ちょっとアブノーマルな情報もありまして正確にどうなんだろうかと、村に現実的にこれだけの宣言をしたんだから相当盛り上がってきているのではないだろうかというのが私の一つの疑問であっ

たんで、そのあたりは民間の事業者で当然あると思いますけども、そういう中で自分たちの村がこういう宣言をしたからこれはもうぜひという部分で動いている部分もあろうかと思いますが、とりあえず今は村長の御答弁で安心した部分もございます。

残念だと思うのは、気候変動もこれだけのあれをしていますから、自然再生エネルギーを使って庁舎の中にもそういう勉強会を立ち上げたという話ですので、きのう新聞でも見ますと官民一体になってということで村長がきのうの加藤議員の質問にお答えいただいていますので、あらゆる可能性のあるエネルギー対策を講じていただく中に最終的には太陽の恵みを一番私は多いと思いますので、太陽光パネルのほうに移行するのはこれから先、何十年か先には世界的にもそういう傾向になっていくのかなというちょっと残念な部分もあるんですが、今回私が質問しているのは、あくまでもこの村が一番大切にしているところの景観というものをこの村の財産を傷つけてしまうようなことになってはいけないので、いつもそうですが、これから先のためとして村長にお伺いしたわけです。

その中に1、2、3は答えはないということで大変安心しています。それで、4番目の非常事態宣言を県よりも先駆けてと先ほども吉田課長のほうからも県のほう、あるいは国から環境省のほうの関係があって、そういう宣言をすることが大事だろうということでやったということがよくわかりました。

そして、そのことをやることによって同時にきのう村長が答弁で言われたようにやっぱり何らかの形で準備会を立ち上げてスピーディーにやってもらおうと、その加藤議員もおっしゃっていましたが、やっぱり時間がありますのでとにかくスピーディーに、気候変動は待ってくれませんが、それで私、この前の2月23日に大町市で行なわれました大北地域気候変動のセミナーに行ったときに江守先生がお話した中に、村長はきのうの答弁の中でまず一步というお話だったんですが、私は非常にそのホットハウス・アースという、地球がもう丸つきり温室の中にあるような状態だということをととても興味あって聞いていまして、そして最後に白馬村を含めた大北の人たちにアンケートで地球温暖化をとめることができるかと手を挙げたときに、私はできるように手を挙げました。その理由というのはもともと人間がつくったものですから、人間たちが努力をしたらそれはとめることが可能だというふうに私は思ったものですから、手を挙げて、特に白馬村を含めた大北の人たちは、ほかのところでは2割8割とか3割7割だけど、先生は4割6割とおっしゃっている気がするんですが、私はその可能性にかけてやっぱりこの村を守るためにというよりも人類そのものが消滅してしまうようなことにならないように今から活動することが私はとても大切だというふうに思っています。

グレタ・トゥーンベリさんが言う活動をしていることは私も非常に感銘を受けますし、小さな彼女が一生懸命あれだけ体を張って何とかしなきゃいけないから大人の人たち考えてよという気持ちは私はすごくわかります。ですので、この村はそういう景観を一番大事にして、世界中から

お客さんも来られて注目されているところだけに、村長がああいう発言をさせていただいたことをとても私は感謝をしていますし、それ以上を言った以上は村長も責任をとらなきゃいけないし、ここに住んでいる私どももみんな議会も行政も、それから村民の人たちもみんな一丸になって取り組まなきゃいけないということだと思っていますので、そこが村長、準備会ができましたら早々いろいろな業界の皆さんを集めてあれだと思えますけど、ただそこで一つお願いをしたいのはどんな準備会でも委員会でもそうですけど、この村にでき上がったものはいつもどこかの代表の決められたような人が顔だけ借りて出てきているという部分に私とても違和感がありまして、そこでは自分が与えられて1年か2年の任期の中で順番で跡もなく配属ということで余り大した発言をしていないんです。そうじゃなくて、今回は子供たちや女性の方やそれからその一般の人で危機感を感じているような人も含めた中での議論をして準備会をつくってこの村をいい方向に持って行ってほしいというふうに思っています。

それで、質問なんですけども、村長あれでしょうか。メガソーラーとかのパネルの話はとりあえず結構なんですけど、白馬村の中で今までも一般質問させてきていただいたんですが、たくさん土地のある特別な人がお一人でたくさん土地を購入したり持っていらっしやったりするんですが、そのパネルは設置されるというような話はないんですが、もし将来的に再生可能エネルギーの中で太陽光で行くぞという話になったときに、そういうものがこの村の中にあつちにもこつちにも大きな土地を持っている人たちのところに仮に設置がされるとしたら、仮の話はいけないと思うんですが、もしそうなったらこの村の環境は、あるいは景観というものは根底から崩れてしまうと思うんですが、そのことについてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 今、仮にというお話でありますけども、村長の答弁にもありましたとおり太陽光の発電施設につきましては、やはり景観との調和というのが一番懸念されるという部分ではございます。これらの地上設置型のソーラーパネルに関しましては、他の地区を見ましても住民の反対運動もあるというような地区もあるというふうに聞いていますし、県や国等に確認をしたところ、まず景観法においては設置に当たりハードルを設けるということは可能ではあるんですけども、設置そのものを規制するということはできないという指導を受けておりますので、この辺は一つの懸念材料にはなろうかと思えます。

それと、県のほうも景観条例の景観規則の一部改正ということで、この本年1月1日以降に着手するものにつきましては、まずは眺望点、これまで白馬の中は1カ所ですけどもビューポイントとして指定されているところ、これを設置箇所からその眺望点を見たときにどうなんだというようなイメージの鳥瞰図みたいになるのか、そういうものの設置というものも今県のほうでも指導してございます。

また、太陽光発電施設の設置に当たっての配慮する事項がどういうものなのかというのも添付

の書類として義務づけられているというようなどころがあります。

県の条例の中で当然のことながら今度は市町村がどういうふうに対応するのかという部分については県の方向でも市町村と連携した取り組みということで、太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルというのが作成をされております。これに基づきまして村のほうでも特に景観という点では高いハードルを設けながらできるというふうには思いますが、そもその規制そのものは非常に厳しいものがありますのでそこら辺をどうするかというのは課題の一つであるというふうに認識はしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。高いハードルをやっぱりつくって、みんなでこの景観を守っていくという姿勢は貫いていってほしいと思います。

私は八方尾根とか五竜の頭に行ってこっち、東側を見たときに、今、総務課長がおっしゃるようにビューポイントからこう見たときに、例えば村長のお住まいの野平なんていう場所は私に言わせれば桃源郷だと思っています、白馬の。そういうところ、あるいは蕨平とか、それから堀之内、あのあたりの東山を見たときの山の風景の中にそのきらきら光るようなものを想像したときに耐えられないなというのが私の本音でございまして、ただそれがどうしてもこの村がその方向に行かなきゃいけないということでしたら、それもやむを得ないかと思いますが、まずそんなとこにいかないまでにほかの再生可能エネルギーである加藤議員もいつもおっしゃっているような小水力発電とか、コストもかかるかもしれないけど、まず一番可能性のあるものからやってみようということで、さっきバイオマスのこと出たと思いますけども、そういうことからスピーディーにできることから皆さんから意見をいただいたり、やれることから行政のほうもやっていってもらいたいというふうに私は思っています。

それで、今、総務課長からそういう県のほうとか、あるいはそういう市町村のマニュアルがあるというお話でしたので、そういうのはあれしましたら私にも見せていただければありがたいと思います。

それで、今、小水力発電のちょっとお話をさせてもらったんでついでなんですけど、12月定例会で田中麻乃議員が一般質問で一部上場の大手企業がエネルギー事業に算入していて、水利権だとか漁業権も含めて村の資源であるそういう再生可能エネルギーになるものを地域外の人が勝手に事業を興して営利につなげているというようなことについてということで質問をしましたら、答弁のほうでは想定していなかったという答弁があったと思うんですが、そこをちょっともう一つ私は理解ができないんで、再度その質問にお答えいただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 再質問をいただきましたが、通告をいただいている内容でござい

ませんので、ちょっと答弁については控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 通告になかったものですから総務課長もちょっとあれだと思いますけど、またそれは調べてちょっと御返答いただければありがたいと思います。

それから、小水力発電については私もコストがかかる場所なんかというんですけど、今のほうのあれを見ても平川の小水力発電というのはとてもスムーズに動いて、例えば長いスパン、五、六十年ぐらいのランニングコストがかかっても耐久年数的に五、六十年もつということを考えれば、例えば同じ電力でも仮の話ですけど、ソーラーパネルのように最近是非常にいいものもできあがっているらしいんですけど、やっぱりそれでも20年、30年で水力についてはその半分で、逆に言ったら倍長持ちするというようなものでいったら私はあくまでも水力発電からこの村の準備会をつくったら、そこからまずはあたまで入って行ってもらいたいなんて思っています。いずれにしても小水力発電を含めて再生可能エネルギーについては、この村は待ったなしで対応していかなきゃいけないと思っていますので、よろしくお願ひします。

それで、先ほどのお話ちょっと戻らせていただいて申しわけないんですが、江守先生がお話した中で、多分これは大抵の人がいろんなものを見て御存じかと思いますが、ちょっと非常に背中がぶるっとするような先生方の意見ですので、ちょっとここで発言させていただきたいと思います。

地球の気候の温暖化は今現在、1度高くて1度から1.5度までの間にいるらしいんですが、10年ごとに0.17度ずつ上昇しているそうです。これを2度未満に抑制しようとしたのがパリ協定なんですが、その論文どおりに仮に2度に治める努力をしても、地球システムがほかの要素を誘引してそのままでは済まないらしいんです。地球の気温が4度から5度まで上がるそうです。そうすると、先ほど私がお話したホットハウス・アースで要するに温室地球という形になって海面は10メートルから60メートルまで上昇する、それからその要因としてフィードバックプロセスとしては具体的には永久凍土の溶解、それから海底にあるメタンハイドレードの溶解、海洋バクテリアの呼吸増加、アマゾン川熱帯雨林の消失、亜寒帯林の消失、北半球の万年雪の消失、それから夏の北極海の氷の消失、それから南極の氷の減少だそうです。そして、気温が1度から3度上がると、まず北極圏やグリーンランドやアルプス山脈や南極西部の氷が大幅に溶けだして、そしてエルニーニョ現象や熱帯雨林の消失でつながって、最終的にはシベリアの凍土が全て溶けていくという状況だそうです。それになるにはこの前の江守先生は数百年から1,000年かかるというお話をしていたそうですが、先生もこのメンバーのお一人なんですが、スウェーデンのストックホルムの大学教授はその倍のスピードでいこうという予測をしております。それほど異常気象というのはとんでもないところまで来ちゃっていますので、一刻も猶予のない状態になっ

ていますので、村としても宣言をしたらとにかくスピーディーにどンドンと決められたことや暗中模索で結構ですから、前に進んで行ってほしいと思っています。

それで村長にお伺いしますが、きのうの加藤議員のように1人の1歩じゃなくて、100人の1歩という話で前に進むことはとても大切だということでそれ以上具体的なものは聞かせていただけなかったですけど、加藤議員のときも太田伸子議員のときにもとにかく前に進むのがということで、その決意はわかったんですが、もう1つ村長何か具体的なことは出ませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 再三私のほうから、まず村民がこの環境を大事だということをそれぞれ認識してもらおうということが非常に大事だということを再三申し上げているわけでありまして。それが1人の100歩よりも100人の1歩だと、そういったことを言わせてもらいましたけども、村としてもこの白馬村の環境、気候がどういうものかということもそれぞれ勉強する必要もありやしないかと、そんなことで先般、ある先生からここにおいでいただいて、そして白馬の気候というものはこの状況だということ、そういった、ことしは特に雪が少ない、そしてまたこの特に富山湾から入って来る低気圧が非常に勢力が弱いためにどうしてもここは雪が少なかったというようなそんなお話からいろいろなお話を聞く中で、ぜひ先生、来て白馬村で白馬村の気候というものはこのものだということをぜひ講演をしていただきたいというような、そんなお願いをしたところではありますが、それはその村民が一つの認識を持つための一歩だという思いでいるわけでありまして、たまたまコロナウイルスが発生したものですからちょっと時期がずれるにしても、ぜひ村民の皆さん、そしてまた行政、議会の皆さんからも参加いただいて、この前の2月23日の江守さんのようなお話をもっと細かく、白馬の気候というようなことで絞って講演をしていただければと、こんなふうに思っております。先生いわく、学者なものですからいろいろな捉え方をしているわけでありまして、そういった話を聞くことも白馬の環境がこういうことで今雪が少なくなっている、そしてまた日本が今一番この温暖化のために被害が被っている、台風15号、19号、そしてまた各地で九州のほうでも昨年、一昨年、大きな災害がありましたけども、世界の中で一番この気候変動の被害をこうむっているのは日本だというお話もありましたけども、そんなことも勉強しながらこの白馬の気候というものとはという話を講演をしていただくよう今取り組んでいるところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そういう講演も私ももちろん知識ありませんから、そういうプロの先生方からの専門家の御意見を頂戴して前に進めればよいと思うんですが、例えば今この村の中で何かできないかという話になったときに具体的にこういうことをまずやってみようというものを何かちょっと今村長の口からお聞きしたかったんですが、極端な話、神城と北城とあったら、きよ

うは北城が電気付けたら神城は電気消すとか、それはちょっと極端なんですけど、何かやれることがあると思うんです。それをみんなが答えは当然ありませんから、提案をしてもらって、子供たちからいろんなジャンルの方から提案してもらって、おい、この村で今やれることの一番簡単なことは何だろうと言ってテーマをあれしてやってもらってもいいと思いますが、何かそのあたり村長、一つ頭に浮かびませんかでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） その一環としてCOOL CHOICE——賢い選択というそういったこともこの白馬村で数年前から取り組んで環境に優しい村づくりということで取り組んでいる1点があります。そしてまた、このバイオマス、今玄関のところまきを積んでおりますけども、そういったことをしながらこの森林整備で出たまきをこの町内で使うとか、そういったことも一つの方法でありますし、それから前にもお話しをしたわけでもありますけども、村内にも小水力の発電を計画している団体があります。そんなことのできのうもそういった答弁をさせていただきましたけども、村としてもそういったところへも応援をしながら、何とかこの白馬村の環境に取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

そしてまた、きのうの農業もそうなんですけど、農業がこの環境にもたらす影響力、非常に貢献しているというふうに思っております。私はかねてから多面的という言葉を使っているわけでもありますけれども、気温を下げる、そういった役割、そしてまたあるときにはダムも役割もしてもらって、そういったことで今、村でも圃場整備の計画をしていますけれども、農業は非常に私は環境に貢献をしているというふうに思っております。そしてまた、各いろんな農地があるわけでもありますけども、そういったところが荒廃地になりますと本当に環境にも影響ありますし、そんなことも含めて村としてもこのぼんやりとした計画ではありますけども、まさにこの白馬村が一番山岳景観に見合う、そういったことを今私の申し上げたことを一步一步やるのが私は非常に大事ではないかというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 今の小水力を含めてという話で、ちょっとその話を深掘りさせてもらえればと思うんですが、今、白馬村にある小水力発電のところで行っているその水を同じように使ってもっと何か所かにそういうものを設置するようなことは可能なんですか。そこをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 上下水道課長というよりも、村内の庁内の小水力発電研究会のメンバーということでお答えさせていただきたいと思いますが、現在ある平川発電所の下流側、例えば右岸、飯森、もしくは左岸のみそら野地区においてはさらに発電機を設置して発電をすることは可

能でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） それって、川の何カ所もその同じ流れて来る水を使って何回もつくること
が可能ということなんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 基本的に小水力発電の発電量は水の流れの量と落差によって決まります
ので、同じ勾配のところであれば何カ所つけても発電量としては一緒になってしまいますので
適切な場所に発電機を設置するというのが有効な方法というふうになっております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、通告に従って、通告に関係ある質問にし
ていただければと思いますので。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 済みません、幾つか質問した中で1、2、3なんかはそういうことじゃな
いということで非常に安心しましたんで、時間的にはとても早いんですが、やめてもいいんです
が、これから先の村長の考え方とか我々の方針として小水力発電を含めてどういう方向でとい
うのは先ほど聞きましたけど、どのくらいのスピードでやるか、ちょっとそこだけ聞かせてくださ
い。どのくらいのスピードで準備会を設立して、どのくらいのスピードでやっていきたい、来年
にはこういうことをしたいとか再来年までにはこれをしたいとか、そういう考え方がもしあつた
らお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 御質問が今後の設立準備会を含めての進め方ということで私のほ
うからお答えさせていただきたいと思いますが、複数の議員さんから質問のありましたとお
り、できれば年度内に1回会議をやりたいところであります。その中で具体的にディスカッショ
ンを重ねて早い段階で基本的に今考えておりますのはそのメンバーでいろいろな意見を出しても
らったものをそのまま協議会組織に移行できればというのが担当課とすれば思いがございませ
ん。ですので、新年度に入り、どこら辺かという目途まではちょっと申し上げることはできませんけ
ども、早い段階で協議会として立ち上げ、それぞれの担う役割であつたりとか、どういうものを
進めていく、それは先ほども同様な質問の中でありましたとおり、施設の調達の関係、それと電
力の販売の関係、それと資源循環の関係、その3本柱をどういうふうに関係を担ってやっていく
のかというところで今議員の御質問でいくと特に調達の部分というふうになりますので、やはり
これには施設の調達するためには資金計画というのが立たないとできない部分がありますから、
それはその中でいろいろな意見交換をしながら資本を民間に委ねるということも考えられると思
いますし、その辺はフランクに対応していきたいというふうを考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。早急にそれが成立してスムーズに動くことを期待しております。

現代人は光と臭いと熱に非常に敏感だというお話の中にもう一つ含めたら私は環境に非常に敏感だと思っていますので、先ほどから再三言うように、白馬村が持っている一番大切な景観というものを大切にしながら、将来の白馬村をつくっていきたいと私は思っていますので、そのためには微力ながら協力させていただきたいと思います。

この問題は、これから今きょうは表面化していませんが、これから先々いろいろなどからまたソーラーパネルの話も出てこようかと思えますし、それから土地の取得の問題も出てこようかと思えますので、環境景観に沿った質問はこれから随時、定例会のあるごとに私も質問していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問もありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時52分

議長（北澤禎二郎君） 津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

初めに、12月議会の一般質問において、森林税に関する件について対応、答弁いただきました。早々令和2年度の予算に森林税にかかわる調査、またデータベース事業等を編成していただき感謝申し上げます。

白馬の山林は、先人たちが育てた村の大切な財産です。現在、手入れが行き届かなくなった森林をしっかりと整備していただき、有効に活用してもらうことを大いに望むところであります。また、以前に職員の海外研修の復活を提案いたしました。このことについても、次年度より再開されることを聞き、事業遂行に当たっては、広く深く見識を習得してもらい、白馬の将来や村民益にかなうよう努めていただくことをお願いいたします。

それでは、私の一般質問を通告に従いながら行ないたいというふうに思います。

自治基本条例の制定についてについてを一般質問いたします。白馬村では、大きな方向性を整理した総合計画があります。10年を一区切りとして第1次から、現在第5次総合計画まで策定されました。それぞれの時代背景をもとに地域の将来像を明らかにし、基本理念と目標を定め、どのようにつくっていくか、また効率的な行政運営の指針が盛り込まれた計画です。総合計画は基本構想、基本計画これは5年です、実施計画これは3年です——の3つから成っており、本年は基本計画の最終年度に当たります。2011年の地方自治法の改正により、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなりましたが、自治体の判断で議会の議決を経て策定する旨の通達もされ、

本村では第5次総合計画が策定されたものであります。

そこで、10年間、これは2016年から2025年までになりますが、変わらない白馬村の基本理念、白馬の豊かさとは何か、多様であることから交流し合い、学び合い、成長する村について、この理念を達成していくまであと5年です。白馬に集う皆さんが激しい時代、時代変化にもお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越えて、豊かさを感じながら成長していくことができるのでしょうか。

過去の10年、5年の時間の流れよりも、今は時代が進む時間が余りにも早く感じ、計画の実行が後追いのような格好になってきています。近年は自治会への不加入や少子高齢化の予想以上の進捗により、労働生産人口の低下、外国人定住化や外国人の土地の所有が30ヘクタールもあり、以前には想像もつかない地域課題が出てきました。基本理念にある10年、20年先の理想の姿を住民みずから思い描くとするならば、普遍の定めをつくるべきと考え、自治基本条例の制定を提案したいと考えます。

当村には、普遍の理想像として村民憲章がありますが、条例ではありません。自治基本条例は地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どんな方法で決めていくか文章化されたものです。自治体の仕組みの基本ルールを定め、情報の共有や市民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う住民、首長、議会、行政等の役割や責務、審議会などへの住民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めています。また、設置した自治体は現在大体全国で390市町村と聞いていますが、中には、この住民基本条例が最高規範としている自治体もあり、村民憲章を入れていくことも可能であります。

そこで、次のことについて伺います。

- 1、第5次総合計画の基本理念を具現化していくための方策として、自治基本条例の制定をしていく考えはあるか。
- 2、行政でいうところの地域住民とはどのような存在と考えているか。
- 3、自治区への加入が低下していく中、地域コミュニティーにおける共助の精神をどのように形成していくか、また、防災や福祉、教育などの公助における対象としている者は誰か。
- 4、村外から住民や文化や風習が違う環境で育ってきた外国の方たちへ白馬に暮らすことへの理解や、故郷への愛着を醸成していくための方策は何か。
- 5、総合計画の半期を迎え、白馬の豊かさとは何かの具体案、グランドデザインとか将来像になるかと思いますが、村民または地域住民が考えることができたのか、あるいは行政はこれを示すことができたのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員から自治基本条例の制定について、5つの項目で質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の自治基本条例の制定についてであります。自治基本条例は平成の大合併にあわせて制定する自治体が多くを占めており、その制定の目的の多くの条例がパターン化していることが見受けられます。津滝議員がおっしゃいます自治体の最高規範といった点では、条例の位置づけは平等であり、自治基本条例が通常の条例に優越することは認められないと解釈をしております。したがって、本村の自治体運営の現状を鑑みると、それぞれが果たす役割といった目的の点では、住民はもとよりさまざまな方々の交流人口を踏まえ、総合計画の基本理念の多様性については十分認識をしておりますし、その意味では検討する分と捉えます。

そして、この条例制定については、現時点で申し上げることはできませんが、自治基本条例の制定が本村にとって持続可能な行政体制をつくり、自治体運営の基盤強化につながることであれば、前向きに検討したいというふうに考えます。

2点目の、行政でいう地域住民の解釈についてであります。一般論としては、地方自治法に規定する住民と同じく捉えれば、住民の要件で規定をしている住所を有する者及び法人については、主たる事務所等の所在地をもって住所とするといった解釈から、これらを指すと考えます。ただし、通告いただいたご質問が、自治基本条例についてでありますので、他の自治体の例や自治基本条例における地域住民としての考え方を申し上げるのであれば、これらのほかに村外で働く者や活動する団体なども含めるべきであると考えます。

3点目の質問と4点目の質問につきましては、答弁の内容が重複しますので、一括をしてお答えをさせていただきますが、初めに、自治区への加入が低下していく中、地域コミュニティにおける共助の精神をどのように形成をしていくか、村外からの移住者や文化や風習が違う環境で育ってきた外国の方たちへ白馬村に暮らすことへの理解や故郷への愛着を醸成していくための方策についてお答えをいたします。

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、行政以外の主体による地域における課題解決や地域協働の推進は、今後の地域経営の重要な課題であると捉えています。しかしながら、現在、地域においては地域で助け合うのが当然という生活文化を持たない若年世代や、国内外からの移住者等が地域の世帯構成の中心になりつつあること、役員や区費の負担を担いたくない人や、住民の連帯感の希薄化などに伴い、行政区への加入率の低下や担い手不足、活動の停滞等が生じつつあります。これは、白馬村に限らず、全国の自治体で抱えている課題であります。議員がご質問の共助の精神をどのように形成をしていくか、白馬村に暮らすことへの理解やふるさとへの愛着を醸成していくための方策については、行政区への加入が有効な手段と考えます。しかし、行政区への加入については法的拘束力に欠け、お願いになっているのが現状であります。

共助の一例を申し上げますと、和田野区では、100人もの住民が日本人、外国人関係なく普請に参加をしていると聞いています。これは行政区、自治会における共助の力だと思っております。

行政区への加入は日本の文化であり、共助の精神の形成とは表裏一体の関係にあり、共助の精

神があれば行政区への加入につながり、行政区への加入が共助の精神を形成する上で欠かすことができない手法です。そして、行政区へ加入することで、村のことや地域のことを知り、理解し、故郷への愛着が醸成されるものと考えております。

行政区への加入率の向上に向け、情報発信方法の工夫や地区のことを深く知ってもらう接点づくり等が地道な手段であると同時に、行政区の皆様にも区に加入していない住民に対して積極的にコミュニケーションをとるとともに、共助の大切さを伝えていただき、行政と住民が一丸となって加入率向上に向け取り組んでまいりたいと考えます。

次に、防災や福祉、教育など公助における対象としている者は誰かにつきましては、まずは公助とは、法律や制度に基づき行政機関などが提供するサービスなどを指すことから、自分や地域で解決できない課題に対して、行政や公的機関等の各種サービスを利用することで、この対象者を地方自治法に規定する住民の意義と同じく捉えれば、共助という考え方は、同じく住民の要件で規定をしている住所を有する者及び法人については主たる事務所等の所在地をもって住所とするといったことから、これを指すものと考えます。

最後に、総合計画の半期を迎え、白馬の豊かさとは何かの具体的な姿が村民または地域住民が考えることができたか、あるいは行政は示すことができたかについてお答えをいたします。

第5次総合計画につきましては、白馬の豊かさとは何か、多様であることから交流し、学び合い、成長する村を基本理念に掲げ、安心してみんなが暮らせる村、新しい仕事をつくり出す村、一人一人が成長し活躍できる村、魅力のある自然を守る村の4つの基本目標掲げ、基本計画の中で具体的な施策について展開を行なっているところであります。

取り組みとしては、行政区の継続的な支援、開かれた行政運営、多様な人々の交流、共生、防災・減災の強化、日常の住みやすさの確保、子育て支援、障がい者支援、高齢者福祉、健康づくりと地域医療の充実、行政改革の推進、競争力と持続可能性を高める観光地経営、優良農地の保全、森林の整備と活用、商工による振興、創業支援、次代を担う子どもたちの学習支援、スポーツによる健康づくりと活力の創出、自然環境に調和をしまちづくりの推進など、さまざまな角度から数値目標掲げ、目標達成に向けて取り組みを実施をしているところであります。

来年度で前期の基本計画が終了となりますが、評価につきましては、毎年庁内で内部評価と評価委員による外部評価の実施を行ない、結果についてはホームページで公表をしているところであります。それぞれの事業を顧みますと、目標値を上回った事業と目標値を下回った事業、評価の高い事業と低い事業、目標値を見直した事業が存在をしますが、総合計画の基本理念に向かい、行政も村民も時代の変化に対応をしながら、真剣に取り組むことができていると感じています。

来年度には、後期基本計画の策定作業が入りますが、これらの評価や反省事項をもとに、計画策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、津滝議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 5つほど、今回質問をさせていただいているんですけども、一番答弁の長かったというか、一番多く時間を割いていただいたこの自治会のところから再質問をさせていただくんですが、この白馬村の総合計画をつくっていくときに、白馬の中でエリアキャラバンというのを行なって、それぞれの地域の皆様からいろんな今課題にしていること、これからの村はこうあるべきだというようなことをいろいろ聴取していった経緯があります。そのときの結果を広報はくばで2016年ですが、載っておりましたんで、そのときの文面を読まさせていただきますが、3日間で約40名参加していただき、少子高齢化、後継者不足、加入率低下、外国人との共生といった各地区の課題や通年安定雇用、移住者への住居整備、移動手手段の確保、グリーンシーズンの観光といった村の課題が上げられ、それらを解決するための取り組みとして、移住者も含め多様な人が交流、活躍する場づくりを行政に頼り過ぎないことというようなことが、そのときの話として出ておりました。その他に、東山の活用等が提案されたというようなことが文面として載っておりました。

これは、同僚議員なんかも毎回一般質問で区の加入率が低くなっているから、これは何とかしていかなきゃいけないんじゃないかというようなことが言われているわけですけども、その中に、近年やっぱり思うことというのが、私なりになのか行政側も考えているのかというところで、その辺のちょっと情報の共有をさせていただきたいなというふうに思っているんですけども、先ほどの中から出てきている、このときにももう既に懸念されていることなんですけども、外国人とか外からの移住者等いろんな課題を一緒になって解決することができていくのかというようなことについてお伺いをします。

まず、住民課長にお伺いするんですけども、午前中も外部からの移住者は何人というような話が出ていたんですけど、特にこの外国人に対してどのぐらい今白馬村におられて、冬と夏でかなり差があるという話を我々も聞いているんですけども、どのぐらいの割合で、特にエリア的にはどこのエリアが一番外国人がお住みになられているか、まずお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） まず外国籍の方の住民登録人口でありますけど、3月1日現在で1,184人です。全人口に占める割合は12.4%という状況であります。

次のご質問のエリア別ということでありますけれども、以前から地域別の外国籍の方の人数というのは公表しておりませんので、ここでは公表は控えさせていただきたいと思いますが、ちなみに、3月1日現在で一番住民登録の多い地区の人数といたしますと、230名の方の登録がある行政区がございます。

答弁は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そしたら、先ほど私の前段のお話でも申し上げましたけども、外国人の方が所有している土地、令和元年、昨年と同僚議員が質問したときには208人ぐらいの方が約30ヘクタールくらいを所有しているという話を聞いていました。そのときの前年比でいくと、20%強の前年比があったというような話を聞いてはいるんですけども、令和2年度1月1日時点でもう既に税務課のほうでは多分掌握なさっているのかなというふうに思うんですけども、令和2年度はどのくらいふえたのか減ったのか、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） 土地の話ですけども、平成31年度がおおよそ30ヘクタールということですが、令和2年の新規課税に向けて今準備を進めておりますが、おおよそ31ヘクタール強、32ヘクタールに近い面積ということで、前年比1万8,000平米プラス0.23%の増というようなことになっております。所有者でいきますと、前年比35人の16.83%増ということです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 以前よりも外国人の所有の方が土地も所有し、さらにこの白馬の中に住んでいるということで、一番多い地区では、地区名は今おっしゃらなかったですけども、230名の方が住んでいらっしゃる地区もあると。我々の中で想像するのは、当然、この西側のスキー場エリア、さらに八方というところを中心にしたところかなあというふうに思います。

ちなみに、この外国人の方々というのは、先ほどの区に加入しているかどうかというところの把握はされているのでしょうか。その辺は何か調査したというような経緯はありますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 外国人の方の行政区の加入の調査につきましては、本年度、1回行なってはございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） すいません、今言うようなところでいくと、割合でいくとどのぐらい皆さんが加入しているかというのはわからないんですか。加入調査したというのはわかったんですけども、どのぐらいの割合で入っているのか。皆さんが入っているのか、いや、そのうちの10%ぐらいしか入っていないのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 外国人に限っての率を出しておりませんので、その中での外国人の方で何名入っているのかというところで数字を出しているだけです。ちょっと今手元にはございませんので、どのぐらいの率なのかというのはちょっと申し上げることはできませんので、

よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） どのぐらいの割合が入っているかどうかというのは、確かにわからないと思いますし、それから各地区で区への加入割合についても、今、区長さん等を通じて、今加入割合を出しているというようなことになっているようでもありますけども、やっぱりさっき言った地域コミュニティをどうやってつくっていくかということの中で、そこに住んでいらっしゃる方と一緒に一つ一つの方向性を見出しながら、地域をつくって、コミュニティをつくっていくという形になるんですけども、やっぱりそれぞれ隣近所軒を連ねているところがでんでばらばらで、これがいい村づくりになるかという、これはなかなか非常に難しいところがあるのかなと私は思います。

何かそのところでもって、区の中に加入を促進していく、先ほど地域を知っていただくというような答弁の話が出てきましたけども、なかなか我々そこに住んでいる人間も一緒に入って地区の中でやろうよというふうに言っても、加入金が高い、荷役がある、役員をやりたくない等々いろんな理由を言って、さらにこれは日本人から出てきている理由ですけど、外国人にそういったようなことを理解させながら、一緒になって地域の中のことを考えていく、公共性をお互いにつかさどっていくというのは非常に難しい問題じゃないのかなというふうに思うんです。その点、村長どんなふうにお考えになりますか。多分、そんな話は聞いていると思うんですけど。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 加入の関係については、私議会のときからそういった課題が、いろんな方からいい意見が出ているわけでもありますけども、なかなか非常に今の、特にこういった時代になってきて非常に難しいというのが現状であります。そんな中で、村でも何とか加入率向上に向けて、集落支援員とかそういった方を採用しながら取り組んでいるわけでもありますけども、なかなか難しい状況であるというのは否めない事実であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それでは、地区ではなくて今度学校、子どもたちの中で今そういう外国籍を持っている子どもたちが小学校、保育園等々に行っているわけですけども、そういう中で、子どもたち同士の中でコミュニティというのは、子どものコミュニティというのは当然あるわけですから、親御さんも含めてです。そういうようなところでコミュニティ、コミュニケーションというのはどういう状況にあるのかということの子育て支援なのか教育課の課長にお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 今、村内の小学校では、子ども自身が外国籍あるいは

両親のいずれ方が外国籍というお子さんで在籍している方が今31名ほどいらっしゃいます。学校教育の観点からは、国際人権規約の精神にのっとりまして、外国人であっても希望すれば無償で義務教育をさせるということにのっとり、大人の考えではそういうことを言いますが、子どもの社会においては、国籍が違う、あるいは言葉が違う、文化が違う、宗教が違う、いろいろなことがあろうかと思えますけれども、そういう分け隔てはなく仲よく過ごしているというように感じております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 子どもたちは、私なんか見ている言葉なんか言わなくても、結構コミュニケーション能力というんですか、そういうのが高いし、一つ教室の中で先生がいて、そこの先生にある程度リーダーシップを発揮してもらいながら、そういう中でうまくやれていると。何で学校でうまくいっているものが地域の中でうまくいかないのかなという、こんな論法もちょっとあたりなんかするんだと私は思います。

もう一回、ちょっと住民課長にお伺いするんですけど、今、今度何か国ぐらいの国の方が白馬村にお見えになっていて、それで一番多い国、例えば上位5つ程度ぐらいでもいいんですけど、もしおわかりになるようだったら教えていただきたいです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） すいません、令和2年3月1日現在であります、国籍別でいいますと、全部で44カ国でございます。トップ5ぐらいということですので、順に申し上げますと、オーストラリア、台湾、イギリス、中国、カナダという順で、成果説明書、平成29年、30年と見ますと、オーストラリアの次にイギリスが来ていたんですが、イギリスと台湾が逆転したというのがことしの3月1日の状態ですが、あと2週間ありますので、変動があらうかとは思いますが、答弁は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） この小さな村の中に44カ国の方がお見えになられているというこういう現実。それから、子どもたちが全部ではないにしても、そういう子どもたちが地域の学校へ通っている。また、地域の中で住んでいらっしゃるというこういう状況。当然、そういう中で白馬に土地を求めて、先ほど所有者も非常に高くなってきています。土地は当然、もともと白馬村に住んでいらっしゃった方、以前かなり古くから住んでいらっしゃった方が所有して、それを買い求めてこちらに入ってくる、もしくは空いた営業しなくなった施設をもってそこに入ってきたというような状況です。

最近よく聞く話なんですけど、誰れさんに土地が売れたというような、誰れさんがかわりに営業をやっているとかというような話をよく聞くんですけども、こういう日本国内だけではなくて、世界からこの白馬が注目されていて、そういうところからどどん人が入ってきていて、

こういうところでコミュニティーを形成していくという現状があって、先ほどの行政の中でつくっている総合計画なり何なりの計画、総合計画が一番上にある計画でありますから、こういったようなことを我々日本人はこうかというようなことがそれなりに理解できるようなところがあるんですけど、これを理解させて一つにまとめていくというのは相当いろんな意味で大変な状況になっているかなというふうに思うんですけど、村長でも副村長でも構わないんですけど、こういう状況下を鑑みたときに、うまく白馬村の中を、昨年ラグビーがあったんですけど、ワンチームとか、最近では長野ではONE NAGANOとかというような名前があったりなんかするんですけど、一つにまとまっていく、今回はコロナウイルスで国難というふうに言われているんですけど、こういうようなところを情報のある程度一元化しながらまとめ上げていくというのが行政の一つの私は仕事だと思っているんですけど、こういうようなところを状況を考えてみて、どのようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 確かに私も今44カ国という国の数を聞いて、本当にこんな村は多分全国でもないだろうなというふうな感じを覚えました。そういった本当に多様性を持った住民がいる自治体をまとめていくというのは、それは大変な難事業であります。どういった方法がいいのか、確かに外国人の方々も自治会活動に参加するというのが理想でしょうが、なかなかそれが理解されることもないでしょうし、あと、恐らく1,184人のうちの半分以上は夏になればいなくなるようなそういった方々だと思いますので、ただやはり外国人のまとまりは、例えば観光業の経営者の団体とかありますので、そういったものとの交流というか情報交換とか行なっていくことは非常に重要なことというふうに思っています。

ただ、なかなかワンチーム、オール白馬、そういったことをどうやって行なうかというのは、一生懸命考えなきゃいけないなというふうに今感じたところです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 言葉が通じる風習が同じということであれば、文書を配って、育ってきた環境も同じですし、それを理解してもらおうということが普通ですけど、なかなかこれを一つにまとめていくということは、これから大変なことかなというふうに思います。

当時、今から、ことしは5年目なんで5年前ということになる、総合計画をつくったとき、こんなことを想像したかどうかは別として、非常に急速に急激にというふうに言ったほうがいいと思うんですけども、当時を想像した以上に外国籍の方が入っている、もっと言えば日本人も国内、村外から入ってくる人たちも相当多くなってきているというのが実情なのかなというふうに思います。

それ以前から、ここに最初に私が述べたとおり、広報はくばに載せたとおり、やはり区への加入問題というのは、ずっとそのときからもあったというようなことであります。そういうような

ことを、先ほど村長答弁の中では、地域住民とは誰を指すかというようなことを私も聞いてはいますけども、やはりここに自治法で定められたもの以外にも、結局ここで働いている人たちも地域住民ということで解釈するとするならば、やっぱりここに住んでいる人たちと、よく公助で、私は白馬に税金を払っているから、白馬の恩恵をしっかりと受けるべきだというようなことを言っている方がおられたりなんかしますけども、税金を払っているからではないと私は思っているんです。ですから、やっぱりここでコミュニティーをつくっている人たちがやっぱりこの住民ではないかなというような意識で私はおります。

ただ、そういう人たちにやっぱり光が当たっていくようにしていくのが行政のある種の仕事かなど。そういうのをある種整えていく従来の地方自治法であったりするものの中で、補完できないことを補完するのが先ほど私が提唱していた自治基本条例なるものではないかなあと、そんな考えを持って今回制定を問い合わせさせていただいたわけであります。

以前、この自治基本条例については、平成30年度の9月議会において、同僚議員がどうかというようなことをしております。そのときの答弁では、基本的にはもう検討はしないというか、制定はしないというような話だったんです。今回は、こういう急速な時代背景をもとに、またどうやって地域をまとめていくかというような話の中で、前向きに検討してもいいんじゃないかというふうにし少し変化したかなというふうに思っているんですけど、ここでちょっとお伺いするんですが、当時と今と変化した理由というんですか、その辺について、先ほど村長とか副村長なんかもおっしゃっていた部分も入っているかなというふうに思うんですけど、少し変化、私はしていると思うんですが、その辺の変化というのはどういうことなのかということをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 自治基本条例に対する考え方の変化という点でお答えをさせていただきます。

やはり5年前の総合計画を立てたそのときの交流人口、多様性というのはどちらかというと国内的な多様という部分が非常に多かったんですけども、現在の多様性というのは、国内にとどまらず国外という部分も出てきております。先ほど村長の答弁にもありましたとおり、それぞれが果たす役割、ここら辺がいかに関内外の方に理解をしていただくのか、これがわからないまま自治を進めていくとなると、非常に曖昧なままになるのかなという点がこのところかいま見れるという点ではございます。

先ほど、村内の事業をされている方という方も、一応窓口にはなっていますが、どこまで網羅できるのかというのは、それぞれネットワークも違っているというお話も伺っておりますので、その点から、若干考え方については整理をさせていただきたい。ただ、行政区の問題につきましては、よそでもあります加入の促進の条例、こういうものもどうかということで、法律の

専門家にも伺ったことがあるんですが、やはり法律に抵触をするという部分もあり、じゃあ仮に自治基本条例を制定をするとすると、そこら辺のうたい方というのは非常に、載せてはおりながら、先行で行なっております自治基本条例の中でも、しなければならぬと言っておきながら、パブリックコメントの中では、これはあくまでも理念だという言い方もしておりますので、その辺の整理も当然のことながら必要かなというふうには思っている状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それで、自治基本条例を全国で390ぐらいの自治体がつくっているというところで、制定されている自治体はそんなに、自治体というくりの中ではそんなに多くはないわけですけども、当然なくともちゃんとやれている、できるよというふうに言っているところもあるわけでありまして、このあたり、この地域という意味ですけど、近いところと言えば安曇野市が制定をしています。安曇野市はご存じのように、もともと平成の大合併によって合併してできたまちでありまして、穂高とか豊科、明科、あそこらあたりが中心になってできたまちであります。当然、先ほどの言葉をかりて言えば、生まれも育ちも違う人たちが一つのまちの中でどういうふうにこれから一つのまちをつくっていくかという形の中で、当時そういうことを懸念して、まちを一つにしていくためには、何か一つの形になるものをつくろうということで、この自治基本条例を制定したというふう聞いております。

またしかし、確かにそういうことは必要なのかなというふうに私も感じますし、ネットや何かで見るところの、これは安曇野市のホームページにも載っておりますけども、逐条解説であったり条文を読むと、やっぱりそういうことが書いてあったりしています。

白馬村は小さな村ではありますが、非常にそういう意味でいえば多様性という、先ほどそちらの執行部の皆さんも使っておりましたが、多様性ということでは物すごい意味での多様性がこの村にあるのかなと。だから、そういう変化があった中で、先ほど総務課長がおっしゃるところの当時とは違う様相になってきたので、これからその部分をしっかりと考えていかなきゃいけないのかと。考えるに当たってはいろんなことをクリアしていかなきゃいけないし、自民党のホームページなんか見ると、一定間のパターン化をされているみたいなのところもあって、これも決していい話ではないです。地域によっていろんな差異があって当然だと私は思いますので、そういうパターン化を取り払って、白馬に必要なものを取り入れていただいて、特にもう揺るぎない白馬村の憲法に等しいものであります村民憲章、こういうようなことを載せていただいたらいいのかなあというふうに思います。

総務課長にお伺いするんですけど、基本条例を仮に、仮にという言葉を使っていいかどうかわかりませんが、一つの村をまとめていく一つの総合計画やそういう計画を実行していくに当たって、メリット、デメリットというものがあると思うんです。こういうことはいいと思うけど、こ

ういうことは悪いみたいな、感じていらっしやることで結構でありますので、メリット、デメリットをもしおわかりであるようならお答えいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） メリットとデメリットということでございますけども、メリットとすれば、それぞれ条例、条例を含めていろいろな例規を一元化できるという点ではメリットかというふうに思います。逆にデメリットとしては、それを一つにまとめるための作業が必要というのと、もう1点はその条例を制定するに当たってのプロセスが非常に大切かなというふうに思います。これをどういうふうにしていくのかという部分については、議会基本条例が既に条例として制定をされておりますので、当然のことながらそれも網羅するということも必要になってまいりますし、それぞれの例規上、要綱であったりとか定めているものもこの中に含めるということであれば、住民の皆さんの意見を聞きながらやるということになると、恐らくこれは推測ではありますが、結構な期間がかかるのではないかなと。それがあえて言うとなデメリットかなというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 確かに、それなりの住民合意を得ながらパブリックコメントもとって条例をつくっていく、住民参加型の自治基本条例というものをつくっていくって、もし検討していただけるのであればつくっていただきたいなあとも思うところです。

よく言うところの、条例の中には地方自治法で対応できていない部分について、しっかり織り込むということがどこの自治体もおやりになられているようなことであって、これもパターン化されているんですけども、最高規範とするという話があつたりなんかするんです。これは日本の国の中の最高規範は憲法でありますから、憲法を超えるものはないんですけども、憲法とのすり合わせがあつたりとかというような話も聞いたりなんかします。

それから、住民の参加というところをどういうふううたっていくかということがあります。行政計画、これはもう既に白馬なんかでもやられていることなんですけども、住民の役割って何なのかと、そういうこともちゃんと明記していく部分があると、その中で先ほどの自治体への区の加入等々についてもうたっていくというような話になるかなと思います。

それからもう1点、これも大きな話になりますが、情報の公開、これも白馬村は情報公開条例がありますので、既に条例化されているんですが、このことについてもうたっていかなきゃいけないというふうに考えます。さらに、これはよく言われることなんですけども、住民投票というのをうたっていると、ですね、みんな。何か村全体でこのことを決めていかなきゃいけない、このことを決めていくのは実はこの場所、議会が決めていくということになるわけなんですけど、でも提案者は行政側であつたり議会側であつて条例をつくっていくということなんですけども、住民投票とい

うのは、住民みずからがこういう案件について賛成ですか、反対ですかというようなことを聞いてやるというようなことであります。そういうような住民投票をやっていく、これも慎重になって考えていかないと、やみくもに住民投票条例をつくってやっちゃって、後でもって取り返しのつかない話になるということもままあるというようなことを聞いたりなんかしています。

そういうような、今あるようなメリットとかデメリットのことについて、十分行政側のほうも調査をしていただき、また議会のほうも何か機会があればそういうことで研修もしたいなあというふうに私は希望するものでありますけども、ぜひこういう制定について、前向きにみんなでこの地域をまとめていくということでお考えをいただきたいなあというふうに思います。

もう少し時間大丈夫ですかね。それで、先ほど私、懸念している中の一つの中に、外国人に対しての土地の所有率という話がありましたけども、これについて簡単に我々、この地域住民がもうここに跡継ぎもいなくなったり、田畑もやらなくなったので、買ってくれる人がいるんだから買ってもらって、自分たちはお金にかえたもので生活をしていくというような考え方が非常に多くあると聞いています。

特に八方地区なんかの話をお聞きすると、1人の外国人に相当数の土地が行っているというような話も聞いています。誰が誰に土地を売るのが悪いとかという話ではないんですけど、こういう今の状況を鑑みたときに、何か日本の法律では、外国人に土地を売ってはいけないということはないわけですが、何かこのことに対して私はすごい懸念を持っているんですけども、こういうことを制御する、規制とは言わないですけど、制御する何か方策はないものかということをお考えしているんですけど、これについてお答え、もしできることがあれば。また、そういう状況も多分村長、副村長、ほかの課長さんたちも存じ上げているかなというふうに思うんですけど、こういう状況下を考えたときに、どうしたらこの白馬の自然を将来にわたって守っていくことができるかということをおちょっと真剣になって考えてもらいたいなと。どうですか、どなたでも結構です、これは。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 外国人の方の土地の所有の問題につきましては、非常に行政としても大きな問題だということで、毎年行なっております県の北アルプス地域振興局のほうにもこの課題につきましては、投げかけさせていただきました。結論から申しますと、今の日本の国内にある法律等では、現実対応ができないというのが正直なところであります。これに当たっては、監視、いわゆる監視区域の中に置くということも国土法の届け出の中にできないかというような話が一番実現性があるのかなというふうにも思ったんですが、今、国内では1自治体のみで、これはもうほぼ無理だろうということでもありますので、現状の中では難しい。ただ、どういうことができるかどうかという点については、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 難しい問題ですよね、本当に。村長初め執行部の皆さん、各課題に対応している課長さんの皆さんも、やっぱりちょっと今持っている法律の中だけでは何とかできないということが、やっぱりままあるんですよね。農地法もあったり、今の国土法もあったりいろいろしているわけですけども、ここは精神論で私話させてもらおうとするならば、土地を手放すということは、もう自分の中では農業をやっているものですから、耕作している土地は手放してほしくないというのが自分の気持ちであります。

この耕作、白馬の農地がどんどん何か違うものに転化されていくと、やっぱり一つの産業が衰退してしまいますし、白馬としての原風景がなくなってしまうと私は思っているので、その農地を守るために自分は農業をやっているつもりであります。そこで儲かるとか儲からないはもう二の次であります。ですから、ここはもう精神論でいくしかないかというふうに自分では思っています。そんなに簡単に土地を手放すなよと。そんなに簡単に手放していいのかと私は言いたいです。土地を手放すということは、魂を売っているのと私は同じかなと。何か違うんじゃないかなと思うんです。

やっぱりこの白馬の自然、この白馬の景観、先ほど同僚議員も言っていましたが、軽々にソーラーパネルをつくってほしくないという話をしていましたけど、確かに、パネルをつくったら太陽光発電になって温暖化の制御にはなるかもしれないですけど、本当にそれでいいんですかと、そういう話ですよ。どんどん土地が1人の外国人さんによって買い求められていって、その最後はどうなるわけですか。大変なことに私はなるんじゃないかなと思います。

日本国と言いながら外国の土地になってしまうわけです。よくニセコの話が出てきたりなんかしますが、本当に白馬がああなってしまうといいのかと、何か今考えなきゃいけないんじゃないかと私は思います。

ぜひ、そんなところに魂の話までさせてもらいましたが、そうならないように、我々の思っている何か心にあるものをうたい込んだ自治、この白馬村に住むに当たってこれだけは守ってこうよと、そういう気持ちになっていただけるような条例をぜひ行政の皆さん、考えてください。それから我々議会の人間も住民の代表として考えていきましょう。

以上で私の質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1、一般質問を終結いたします。

△日程第2 議案の訂正の件

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 議案の訂正の件を議題といたします。

ここで訂正理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案の訂正についてご説明をさせていただきます。

3月3日に提出をいたしました議案第22号 令和2年度白馬村一般会計予算についての訂正を、白馬村議会会議規則第20条の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをごらんください。

予算書になりますが、第1条歳入歳出予算第1条中、60億5,000万円を59億4,500万円に改め、第1表歳入歳出予算を改めるものでございます。

内容につきましてご説明をさせていただきます。

歳出明細の92ページをごらんください。6款1項3目地方創生推進交付金事業の交付金事業補助金を事業主体である民間企業の事情により、執行不可能のため1億500万円を減額して、地方創生推進交付金事業費を2億8,390万円から1億7,890万円に訂正するものです。これにともない、歳入明細の21ページをごらんください。

14款2項6目観光商工費国庫補助金を地方創生推進交付金は補助率2分の1のため、削減しました事業費1億500万円の半分5,250万円を減額して、1億4,195万円から8,945万円に訂正するものです。

同じく歳入明細の16ページをごらんください。10款1項1目地方交付税で国庫支出金の補助裏である5,250万円のうち8割の4,200万円が特別交付対象ですので、2節特別交付税を4,200万円減額して3億4,702万1,000円から3億502万1,000円に訂正し、残り1,050万円を一般財源分として1節普通交付税を15億7,000万円から15億5,950万円に訂正するものであります。何とぞご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） よって、議案第22号の訂正の件は許可することに決定いたしました。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月18日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり予算特別委員会、議会全員協議会等を行ない、3月19日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から3月18日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり予算特別委員会、議会全員協議会等を行ない、3月19日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

令和2年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和2年3月19日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和2年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和2年3月19日(木)

(第4日目)

追 加 日 程

- 日程第 3 議案第28号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 4 同意第 1号 白馬村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 5 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 発委第 1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 9 議員派遣について

令和2年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和2年3月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康祉福課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中哲
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

議案第28号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号、同意第2号（村長提出議案）説明、採決

発委第1号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

6) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第28号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第6号)
2. 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命について
3. 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
4. 発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びをに議案の採決行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 令和2年第1回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案15件、請願1件、陳情1件です。審査の概要と結果をご報告します。

議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について。

落倉辺地に落倉自然園の木道改良事業を追加するものです。

意見として、飯森をやったときにザゼンソウがなくなった、気を使ってやってほしいというものがありません。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第2号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてです。

ケーブルテレビ白馬の指定管理者に、株式会社エーアイシーコミュニケーションズを指定するもので、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついてです。

麻績村筑北村学校組合が3月31日をもって脱退するための規約を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決
すべきものと決定しました。

議案第5号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変
更する協約の締結の協議についてです。

28年3月に締結した5年間の連携協約が本年度終了し、さらに5年間継続することになり、
それに伴い事業を見直し、11分野25事業を実施、新たに2分野5事業を追加するものです。

質疑に入り、5年間やっでの恩恵と新たな事業とはに対し、同じ事業についてはスケールメリ
ットがある、新たな事業は圏域マネジメント能力の強化でRPAの事務処理方法の連携事業、
地域を支える人材の育成で地域ファシリテーターの養成事業、森林情報整備事業を、森林環境税
が入ってくるので、大北内で構築するとの答えでした。

甲は大町市、乙が白馬村だが、乙の白馬村が企画提案することができるのかに対し、大町市が
主体で行なうが、内容については、圏域で協議する、合意を得て見直しも可能、町村部からの提
案も生かせる、実質的には並立だが契約上は甲と乙になるとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべ
きものと決定しました。

議案第7号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例についてです。

総務課の所管事務となっていた景観形成及び屋外広告物に関する業務を建設課に移管するもの
です。

質疑に入り、景観形成及び屋外広告物だけを移管するが、環境政策とまちづくりをセットで移
管しないと一貫性がない、開発調整と環境審議会も建設課に移るのかに対し、移すことになる、
条例のほかに課の組織規則があり、そこで具体的な事務事業を規定していて、条例通過後となる
との答えでした。

しばらくの総務課のサポート対応と建設課のマンパワーの対応は、課の設置と人はセットだ
と思うがに対し、移管は両課で検討してきた。建設課は業務がふえるので増員し、係長クラスのポ
ストを置き、専門的に取り組めるよう人事配置に配慮していきたいという答えでした。

景観行政団体に移行するということは、県の関与がなくなるということで、役場の中だけで景
観をコントロールし、指導をしていかなければいけない。精通した職員を育てていかなければい
けないと思うがに対し、スペシャリスト養成は必要と思う。村内に資格を持った方がいるので、
非正規であっても採用を今後検討していくというものでした。

建設課になると議会内での委員会の所管も変わる。景観計画あるいは条例案など、事前に議員

懇談会の場で説明いただけるかに対し、他の分野も議員懇談会を行なっているの、柔軟に対応していくという答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第8号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例についてです。

住民基本台帳法施行令の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う改正を行なうものです。

旧氏の使用、成年被後見人の見直しなどです。

質疑では、旧氏と新氏とで印鑑登録はできるかに対し、どちらか1つしかできないという答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第8号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてです。

会計年度任用職員のサービスの宣誓の通達があり、規定をつくってサービスの宣誓を行なうというものです。

質疑では、宣誓とはしほりと義務が発生するのかに対し、地方公務員法でサービスの宣誓が規定されている。一般職の非常勤なのでやらなければいけない。憲法、法令を遵守し、住民福祉の向上のために尽くすという覚悟を村長に宣誓するというものでした。

討論はなく、採決したところ、議案第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

働き方改革関連法及び人事院勧告により、時間外勤務の制限時間を定めるもので、規則で詳細を定める。規則では月45時間、年間360時間の範囲内で所属長が命令できる。健康管理措置の強化などを規定するというものでした。

質疑では、災害時の会計年度任用職員の勤務はに対し、災害時は非常事態になるので協力をいただくが、臨時的任用職員も視野に入れて対応していかなければいけないと思うという答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第10号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第11号 パートタイム会計年度任用職員の報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

パートタイム会計年度任用職員の定額支給の職種と支給額を定めるもので、看護師、介護員、助産師、管理栄養士は、大北医師会と協議する中で決めたもの。学校給食パン運送運転員は、今までどおりとするものということです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第11号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

人事院勧告に伴う改正の4月1日以降分を上程したもので、住居手当ての支給対象家賃額を引き上げ、支給上限額を1,000円アップする。12月に引き上げた勤勉手当の支給率を6月と12月に平準化するものです。

質疑では、持ち家の人は対象にならないということかに対し、対象にしていないという答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第12号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第13号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてです。

旅費を国の基準に合わせて改正するもので、職員、議会議員、特別職のいずれも全て同じにする。県外甲地方の都市を追加するものです。

質疑では、一部を下げたところは、に対し、一般職、議員、特別職ともに、県外日当、宿泊料、食卓料が下がっている、日帰りの日当は国と合わせ上がっているという答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第13号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第14号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてです。

寄附金の一部を寄附者への返礼品贈呈経費に充てた後、控除した額を積み立てる方式への改正です。

質疑では、経費の中には人件費も入れるのかに対し、返礼そのものに係る経費と考えているという答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第14号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第15号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例についてです。

長野県における条例と管理規則に伴い、料金と還付を改定するものです。

質疑では、指定管理契約は村に有利になるよう更新したかに対し、令和2年度更新で県と協議中、使用料が落ちていることは県も考慮している。今後、映画の公開、聖火リレーも行なわれ、それが周知となり利用率が上がるのだが、金額は上がっているという答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第15号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項です。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,923万3,000円を減額し、予算総額

を64億4,863万1,000円とするものです。

課ごとに主なものだけ報告します。

総務課ではふるさと納税事業999万4,000円は寄附額増によるもの、電算業務費は広域連合の2月補正に伴うもの、広域常備消防事業は広域連合負担金による精算、ふるさと白馬村を応援する寄附金は寄附額に合わせて積立金3,834万8,000円を増額するものです。

質疑、討論はありませんでした。

子育て支援課では、放課後子ども教室事業の97万円の減額は、スタッフが確保できず事業実施に至らなかった、児童手当等給付事業606万9,000円の減は、事業完了に伴う減額ということでした。

質疑では、放課後子ども教室事業の指導員の応募がない理由はに対し、コーディネーターと指導員は地域の資源の技能を持った人とのマッチングで、二、三人目星をつけたが事業に至らなかった。令和2年度は、コーディネーター1名、指導員2名を確保したという答えでした。

討論はありませんでした。

教育課では、学校環境整備事業1,092万3,000円の増額は、国のGIGAスクール構想で学校のICT環境を整備し、端末の1人1台環境、デジタル教科書、デジタルコンテンツ環境の整備5カ年計画を策定、本村では白馬中学校へ10ギガの通信線導入工事費として予算を計上する。北小管理事業は、特別支援学級の間仕切りをカーテンレールにするための修繕費、学校給食関係は事業完了による減額というものです。

質疑に入り、通信線をかえると何が変わるのかに対し、高速大容量のネットワークをつくる現在の通信速度1ギガが10ギガになる。小学校はどうするのかに対し、来年度行ないたい。古いタブレットを8月に補助金を活用しながら入れかえていきたい。電磁波障がいの人がいるが、学校でも調べて把握すべき。準要保護児童の人数が減った理由はに対し、当初予算では83名が実績は66名だった。第3子を免除したので減ったということでした。

意見として、小学校への古校舎に高速通信線をつけても、統合小学校になったときには無駄になる。むしろ先生方のスキルアップが必要というものがありました。

討論はありませんでした。

生涯学習スポーツ課では、スノーハープ維持管理事業75万円の減額は、木橋の修理工事と除雪機購入の入札差金による減額です。

ナショナルトレーニングセンター事業は、29年度と30年度の過年度国庫交付金返還金388万円を計上したものです。

質疑、討論はありませんでした。

健康福祉課関係では、高齢者祝い金は6名を見込んでいたが2名となり減額、心身障がい者福祉事業自立支援費給付費500万円の減額は、複数のサービスの方が入院等による減、検診等委

託料50万円の増額は、住民健診、予防接種受診者の増によるものということでした。

質疑、討論はありませんでした。

住民課では、戸籍住民基本台帳事業費は、番号カード関連事務により、入出ともに205万3,000円の増額、塵芥処理事業費は広域連合負担金、山麓組合負担金で1,546万3,000円の減額というものです。

質疑、討論はありませんでした。

税務課関係は、徴税費で職員手当の減額のみです。

各課審査が終わり、全体討論はなく、採決したところ、議案第18号所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第19号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）です。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万7,000円を増額し、予算総額を11億1,626万1,000円とするものです。

療養給付費、高額療養費で重症者が社会保険から国民健康保険への移動があったことから増額になったことによるものが主なものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第19号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

請願第1号 幼児教育・保育の無償化の対象から除外される給食の副食費について白馬村として保護者の負担を免除するための請願です。

請願者は、新日本婦人の会白馬支部支部長、高橋英子さんです。

内容的には12月の請願と全く同様に、前回請願事項の認可保育施設を今回は、白馬幼稚園、しろうま保育園等とだけ改めたものです。

請願者より趣旨説明があり、12月に上げた請願は文言不備を指摘され、議会は文書主義なので不採択とされたが、納得いかなかった。今回は幼稚園も明記して再提出した。白馬村の子ども・子育て支援事業計画では、子育ての地域づくりを目指すとしているが、村は子育てに冷たい。給食は食育でもある。若い世代の経済対策として減免をしてほしいというものでした。

請願者への質疑では、直前に提出された署名の数と村内での人数の報告に対し、432筆を出した。村内外の内訳はわからないというものでした。

食育と無償化の関係を言っているが、無償化するとなぜ食育になるのかに対し、食べることは地場の食材や調理を工夫するとか、教育の一環としての食育がされていたと思うが、お金を取ることで崩れる。保育の一環として無償化してほしいというものでした。

幼稚園と保育園に行ったが、払っている保護者からは何の意見も出されていない。4割は払っていない。本当に無償化の意見があるのかに対し、幼稚園には署名活動には回らなかった。食育と無償化の関係は意味がわからない。保育園は食育をよくやっている。この制度は高所得者にと

って有利で低所得者は変わらない。保護者に聞いたが、無償化するよりは保育士賃金を上げてほしいという話があった。

保護者が望んでいるとは感じられないがに対し、保育園はこれまで副食費を含めて保育料となっていたので、当然無償にすべきだと思う。

困っているお母さん方から協力していただきたいということで動いているのかに対し、何人かのお母さんに意見を聞いた。隣でやっているものをなぜできないかという素朴な疑問から動いているということでした。

国がやらないものをなぜ白馬村がやらなければいけないのかに対し、国がやればよいと思う。やらないから多くの市町村が、これではいけないということで減免の声を上げたと思うという答えでした。

執行部への質疑に移りまして、子育て支援課をつくって子育て支援に頑張っているなど思っているが、行政側はどのように捉えているのかに対し、ゼロ歳から18歳を一元化で行なっている。子育ての何が足りないかのごく一部で、足りないのは公園ではないかと思う。子育てに充実した村にしたいと思っているという答えでした。

有料分のバランスをどう考えているのかに対し、小学校も第3子は無償化した。就学援助費も行なっている。幼稚園、小中のバランスはとれているという答えでした。

無償化しているところは私立幼稚園がないところ、幼稚園を含めるとなると国の方針でやることの考えはに対し、定例教育委員会の中でも議論をし、ある意味の公平性で幼稚園も含めて国の指針どおりにやるのがよいとなったという答えでした。

討論に移りまして、まず、採択すべき、村の子育て支援策を充実していくにはよい施策と思う。国が行なわないなら自治体が前に向かってやるべき。

次に、不採択。2回目の請願だが、幼稚園が入っていなかったことだけで不採択にしたわけではない。子育て支援に村は力を入れている。一番は公平感だが、制度設計のバランスがとれているとすれば現行でよく、親を含めてこそその食育だ。

次に、趣旨採択。保護者の考えが見えず、判断する基準にならない。子育て支援策としてはわかるが、保護者の気持ちがわかる趣旨で請願提出を。

最後に、現在と二、三年後の将来は違う。12月議会では一生懸命審議した。3カ月たったから採択とはならない。今時点では否決というものでした。

採決したところ、請願第1号は、委員長を除く委員少数の賛成により、不採択すべきものと決定しました。

陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書です。

陳情者は、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子さんです。

陳情の趣旨は、国は2022年以降、医師を減らすため、医学部定員の減について検討してい

るが、医療現場では長時間の時間外勤務を強いられている。OECDの調査でも、人口1,000人当たり医師数は、OECD平均3.5人に対し、2.5人、36カ国中31位と絶対的な医師不足の現状がある。このままでは医療不足で地域医療が崩壊する。国に対し2022年以降の医師養成定員減の方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均水準以上にふやすことを求める意見書の提出をお願いしたいというものです。

質疑に入り、行政はどう思うかに対し、国では、人口減少と少子化を踏まえ、医療の受領は減少すると見込んでいるようだが、全国一律ではなく、医師数は地域で偏りがある、大北は医師不足であり、また医師の高齢化も進んでいるという答えでした。

討論はなく、採決したところ、陳情第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

これにより、発委により国へ意見書を提出します。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 長野県町村公平委員会を

共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 パートタイム会計年度任用職員の報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めま

す。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号の討論に入ります。本案に対する委員長報告は不採択です。よって、まず原案に賛成の方の発言を許可します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。請願第1号 幼児教育・保育の無償化の対象から除外される給食の副食費について白馬村として保護者の負担を免除するための請願に賛成の立場で討論を行ないます。

我々、議員のほとんどは子育てを終えているため、残念ながら今の子育ての状況を理解していないのではないかと思います。40%強が非正規で働かざるを得ない今の状況は、我々の世代が結婚をし、家族を得るのが当たり前だった時代とは全く異なっております。結婚もままならない中、家族を持ち、子供を持ち、なおかつ食育まで家庭に押しつけられたらたまらない、そんな声が聞こえてきそうです。ゆえに、生活苦や子育てのストレスからくる虐待、豊田市の三つ子事件のような悲しいことも、ふえることはあっても減る兆しは見えません。

そのような社会情勢で唯一手を差し伸べてくれるのは自治体であり、自治体の子育てに深くかわかり、自分の村はこれだけ自分たちを大事にしていると知ってもらえれば、地元愛が生まれまします。結果、Uターンにつながると私は信じています。現在のように近隣町村が免除等をしている中、当村だけがしていない、となると、そんな地元愛を育むなど夢のまた夢、望むほうが無理というものです。また、村が副食費を全額出すことで、村の全責任において食材を購入することが可能となります。

今、農業は高齢化し後継者がいない、田畑を維持できない、これは食料自給率の面からも、また景観の面でも大きな問題です。なぜ、農業はこのような状況であるかといえば、供給先が確保されていないことが原因であります。村が主導権を握り、地場産品の供給先となり、行く行くは契約栽培にし、地場産品を高額で買い取ることで、農家が安定した収入を得ることが可能になります。また、有機農業にしてもらえれば、子供たちの食は、地元が顔が見える安心・安全なものになっていきます。

この副食費の免除を足がかりに、村の課題である後継者不足の解決と農業振興にもつなげられるという大きなスキームを構築できる、そんな大切な一歩であると考え、私は賛成いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対する方の発言を許可します。津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 請願第1号に対して、原案に対して不採択です。すいません。津滝俊幸です。原案に対して不採択です。

この請願は、昨年12月において不採択となった内容と同一内容の請願です。消費税を8%から10%に変更になった折に、政府において保育料の無償化が制度化され、今まで副食費は保育料に含まれていたものが、食費が別とされ、副食費として徴収されるものの無償化にする請願であります。

現在、保育園においての副食費は所得に応じて徴収されており公平性が保たれています。また、幼稚園においても、保護者の負担増という声が聞いていないとの園からの話もあり、バランスが

とれていると認識します。何の不足もないと考えるところです。

そもそも、食費ぐらいは各保護者が負担すべきと私は思っています。何でもかんでも公費で負担していくことが子育て支援とは私は思いません。

以前にも申し上げましたが、制度が始まったばかりであり、制度の様子を見ていくべきです。白馬村では独自の子育て支援に取り組んでおり、他町村と歩調を合わせていく必要は全くないと考えます。

よって、この請願は不採択とすべきです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。請願第1号 幼児教育・保育の無償化の対象から除外される給食の副食費について白馬村として保護者の負担を免除するための請願を採択すべきとの立場で発言します。

今、白馬村及び日本において一番の関心事は、新型コロナ感染問題ですが、それと同時に少子化対策も重要な課題です。

少子化問題がクローズアップされたのは1989年、それまで最低であった1966年のひのえうまの数値を下回る合計特殊出生率1.57を記録し社会問題になった30年前です。2005年には過去最低の1.26まで落ち込み、2017年の衆議院選挙では、少子高齢化を国難と言い、希望出生率1.8を2025年までに実現すると掲げ対策してきました。しかし、その効果は全く上がっていません。

この間、村も子育て支援を切れ間なく対応するため、妊娠出産から高校まで一貫した支援体制の構築など努力していますが、子育て育児に対する認識の変化、経済的な負担の増大から村の出生数は1997年109人から、昨年2019年は41人、率は1.18まで減少しました。

私が考える解決策は、結婚や子供を諦めている閉鎖的な状況を改善すること、将来に希望が持てるように、また計画を立てやすいように、正社員として働く若者をふやす雇用の改善、そして子育てや教育の経済的負担が保護者に集中しない仕組みづくりが必要と思われまます。

少子化で地方が衰退する中、政府もやっと子育て支援策を大きく前進する、保育所、幼稚園などの保育料の無償化を打ち出しましたが、制度設計が進む中、消費税を10%にしたにもかかわらず、予算が足りないとの理由で、これまで保育料に含まれていた給食の副食費を無償化の対処から除外しました。そのため、全国の自治体はその対応に苦慮し、副食費を徴収する自治体と免除する自治体ができ、新たな自治体格差がつけられました。政府の責任は重大です。

子育て支援に力を入れている全国の自治体は、保護者負担を軽減するため、年間5万円強の副食費の徴収免除を国にかわって行ない歓迎されています。

長野県下77市町村のうち、30市町村は副食費を免除し、31市町村が国の制度以上の独自

減免を実施しています。しかし、白馬村は国の制度内の免除で……

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員、持ち時間は終了しましたので、討論を中止してください。

第7番（加藤亮輔君） はい。まとめます。現在保育園児は102名と幼稚園児82名です。あと465万円を出せば免除できます。ぜひとも、この制度を、請願を賛成することを皆さんにお願いして私の発言を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択です。したがって原案について採決します。
請願第1号 幼児教育・保育の無償化の対象から除外される給食の副食費について白馬村として保護者の負担を免除するための請願の件は原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長（伊藤まゆみ君） 令和2年第1回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案7件であります。付託されました議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第3号 白馬村グリーンスポーツ夢白馬施設白馬村山小屋等の指定管理者の指定についてであります。

当村が所有するグリーンスポーツ、夢白馬、山小屋4施設、野外緑地広場の4施設を管理する指定管理者を公募にて応募があった一般財団法人白馬村振興公社に指定するもので、指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第6号 村道路線の認定についてであります。

県道白馬美麻線の一部の旧道部分を村道に移管するもので、起点・終点は神城12388番地の1、幅員7から13メートル、延長は92.6メートルであります。

質疑では、移管された後村が村道改良しなければならないことはあるのか、との問いに、道でない部分は舗装しており、村で改良等の必要はないと、の答えでした。また、村道の認定後は除雪の対象となるのかと、の問いに、既に往復の間に対応している、村道にしないと建築確認の関係に影響する、との答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

4月からの民法改正に合わせて改正するもので、村単住宅という言い方と税の滞納要件を削除、また移住・定住の推進を図るため、村内に居住もしくは勤務という条件も削除し、移住後は住所を移してもらう、同様に、民法改正により保証人の連署を削除するものであります。

質疑に入りまして、公募方法でユーテレをやめて、行政ホームページに改める理由はどの等の問いに、行政の事業であるので、行政ホームページ、行政無線、庁舎の掲示の3本で対応していきたい、との答えでした。

また、ユーテレには村も大きなお金をかけており、多くの村民にユーテレに加入してもらうためにも、村の情報を幅広く扱うべきユーテレは残していいのではないかと、の問いに、運用としては、条例に載せなくても可能なのであらゆる媒体を使っていきたい、との答えでした。

家賃を滞納した場合どうするのか、との問いに、民法上で債権になるので消滅にならないよう管理していく、との答えでした。

また、震災被災者は削除するとのことだが、被災者入居時の条件は改定されるのか、との問いに、この項目は、神代断層地震の被災者を優先するという事で村独自で加えたもの。

同じ項目の第6号、これは新旧対照表では省略されております。

2、現に生活に困窮していることが明らかなもの、とあり、震災に限定せず幅広く入居可能にする、との答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第16号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第17号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてであります。

白馬村営住宅管理条例の一部改正で、村単住宅を削ったので、村営住宅の使用料の部分を削除

するものであります。

質疑討論はなく、採決したところ、議案第17号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項であります。まず、農政課関係であります。

追加交付決定による農業委員会補助金等交付金54万9,000円を増額。

経営体育成支援事業補助金377万7,000円の増額は、申請者1名のトラクター、ドローンの購入で、次年度への繰り越しを予定しております。貸し出し用電気柵の利用が多かったため、有害鳥獣駆除委託料21万6,000円を増額しております。

質疑に入りまして、経営体育成事業補助金の事業者は、との問いに、神城地区の法人認定農業者1名との答えでした。この補助金の事業者負担は、との問いに、総事業費1,491万円、補助金677万7,000円の融資主体型補助で、融資の50%を補助するもの、との答えでした。また、経営体育成事業補助金は、認定者であれば補助金を受けることができるのかと、の問いに、認定農業者、新規就農者が該当する。ハードルが高いので、ある程度の経営規模が必要である、との答えでした。

また、全部の認定農業者に通知をしているのか、との問いには、当初予算の段階で通知している、との答えでした。こういった事業があるなど、認定農業者の相談に乗ってほしいが、との問いには、法人のみだが、農家懇談会を行ない、希望を把握している、との答えで、認定農業者の中に農地の保全をしてない認定農業者がいる、個々の農家が認定農業者以上に保全をしている、集落営農にも農機具の補助をするなどの検討をしてほしいが、との問いには、指導はしているが改善してないところがある、景観もあり、進めていきたい、集落営農の補助はなく、認定農業者の機械購入、多面的機能支払い交付金と、中山間地での保全の3つである、との答えです。

また、あぜの草刈りには本来は地権者という話が多い。小作料は一律で、管理が行き届かず、あぜが崩れることも見受けられる。あぜ草は地権者が刈る、またはあぜを含まない小作料と2段階にすることを検討してほしい。農機具の補助金の今年度の実績はとの問いに、利用は6名で満額の方は4名、との答えでした。

討論はありませんでした。

続いて、観光課関係であります。

緊急経済対策1,000万円の増額は、観光局への負担金で観光事業の喚起に向けた支援と関連事業者の負担軽減の2つの取り組みを予定しております。

交付金事業負担金1,366万円の減額は、ドローン事業の一部未実施による366万円とグラウンピング施設的设计中止を受けて、1,000万円を減額。

商工振興事業では、創業支援申請が当初予算に計上した7件を上回る8件になり、不足分

110万円を増額するものであります。

質疑に入りまして、交付金事業負担金1,000万円の減額は、2年目事業の施設拡張の設計費用か、との問いに、そのとおり、との回答で、設計ができなかったら次の年の事業ができない、その時点で令和2年の当初予算を削除すべきではないのか、との問いに、当初予算の入力期限である12月時点では順調に進んでいるということで進めていた、八方尾根開発株式会社は1月24日にことしの設計と事業を繰り延べするという決定がされ、県と内閣府にそれが可能か相談し、オーケーが2月10日に出た。補正の入力を2月10日にした。タイミング的にずれがあった、との答えでした。官民連携での事業だが、八方尾根開発が事業を取り下げるといえることはないのか、との問いに、変更にあたっては国とは相談というレベルの段階で、4月以降文書でのやり取りになるかと思う。八方尾根開発に確認し、確定情報を得た上で慎重に進めて行きたい、との答えでした。事業が進められなかった場合、国に対して信用度が下がると心配するが、との問いに、補助金事業に対する認識が薄い部分があった、地方創生推進交付金事業は、地域の活性化に資することが第一であるので、事業主体になる責任を強く申し入れていく、との答えでした。

また、ドローン事業の未実施の内容は、との問いに、事業は実施している。負担金は山岳ドローン物流協議会に支出し、マウントリブラに業務を委託。機体、電波、気象の問題で時期がずれた。荷物を2号雪渓までしか運べなかった。また、登山客の荷物も上げることができなかった。できなかったことの積算で減額した。全体で3年間の事業で、今年度はドローンの物資輸送をマウントリブラが行ったが、新年度は提案を受けて楽天が物流を行うとのこたえでした。また、マウントリブラは新年度以降も事業に参加するのか、との問いに、協議会のメンバーであり、4年以降の事業を見据えていると、の答えで、山頂まで荷を上げられなかった会社に2年目、3年目も事業に参加してもらおうのか、との問いには、地元企業の自立に向けて動いているとの答えでした。

緊急経済対策1,000万円は、観光局が事業を展開するとのことだが、1回目の計画の締め切り日の3月5日に申請はあったのか、との問いに、その時点ではなかった。春以降の事業に対しての支援になる。第2回目の締め切りは4月14日に設定しているとの答えでした。

また、コロナウイルスの状況が見えない。8月は東京2020で国内客の移動は限定的と思われる。支援に対する応募がなかった場合1,000万円は村に返却するというのでよいか、との問いに、その後の追加対策の状況を見て判断していくが、例えば1,000万円が余った場合、村と局の均等で500万円は返却する、との答えでした。

討論はありませんでした。

続いて、建設課関係であります。

除雪事業3,000万円を減額し、工事の前倒しに充てるため、道路維持・補修工事費に2,000万円を計上。道路改良起債事業1,689万7,000円の減額は事業費の振り替えと事業の確定によるためのもの。河川総務事業の県単、河畔林整備事業は県の補助金交付がされなか

ったため500万円を減額。

災害復旧工事費415万円の増額は、菅1、菅2の災害復旧工事でケーブルクレーンの仮設費用の増額が見込まれるためであります。

質疑に入りまして、使われなかった除雪費で道路の白線を引いてほしいが、との問いに、白線は交通安全整備費として当初予算で200万円を計上し、春先に発注する。今回の除雪費分は分けて地区の小規模修繕を中心に発注していきたい、との答えでした。

また、B級事業者はこの暖冬で除雪の仕事が少なく大変だった。工事発注の情報は、そういった事業者に出されているのか、との問いに、経済対策としても行うが地区要望に應える使い方に重きを置いている。優先順位は工事の場所で500万円以下は大体小規模工事になる。B級事業者がどこをやるかがある。通常発注でも事前に情報を出している。発注から入札は3月中に行いたい、との答えでした。

討論はありませんでした。

続いて、上下水道課関係であります。

合併浄化槽整備事業補助金を29件に補助し、最終精算の結果19万6,000円の減額であります。

質疑では、申し込みは29件以上あったと聞いたが、との問いに、45件の申し込みで、抽せんで29件となった、との答えでした。

討論はありませんでした。

各課の審査終了後、全体を通した討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第20号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）であります。

3月末の執行状況を見て、収益的支出水道事業費用の営業費用280万円を減額。資本的収入の分担金及び負担金105万8,000円の減額は、県の道路改良に伴う物件移転補償費、消火栓工事負担金であります。資本的支出、建設改良費200万円の減額は、配水備工事材料費で、どちらも3月までの執行状況を見込み、不用額を減額するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第20号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第21号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）であります。

収益的支出、下水道事業費用、営業費用では255万7,000円を減額するもので、3月末までの執行状況を見ての補正であります。

資本的収入及び支出では、開発や建物建築の増により、資本的収入負担金等の分担金で204万4,000円、及び受益者負担金で88万6,000円の増額、県道の物件移転費補償費39万

1,000円の減額、計253万9,000円の増額です。

資本的支出では、区域外流入補助金70万2,000円の減額と工事請負費22万7,000円の増額。建設改良費47万5,000円の減額になります。

質疑では、受益者負担金は新しく本管が入ったのか、区域外流入は何件か、との問いに、過去の猶予地に家が建つため受益者負担金を付加し、6件あった。区域外流入は18件との答えで、受益者負担金の猶予地は更新手続をしないと時効になると言われており、神城地区は点検を実施したが、北域地区はしていない。今後問題になると予想されるが、整理はしてあるのかとの問いに、適切に運用していくとの回答がありました。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第21号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

産業経済委員会の委員長報告は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号 白馬村グリーンスポーツ・夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定については、委員長報告の通り決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 村道路線の認定については委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 白馬村営住宅管理条例

の一部を改正する条例については委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第17号は、委員長報告の通り可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第4号)は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第18号は、委員長報告の通とおりに可決されました。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時11分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、産業経済委員長から発言に対する訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。産業経済委員長。

産業経済委員長（伊藤まゆみ君） 先ほどの令和2年第1回白馬村委員会定例会産業経済委員会の審査報告の中の議案第6号 村道路線の認定についてで、間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

県道白馬美麻線の一部の旧道部分を村道に移管するもので、起点は神城12388番地1、終点は12385番地1であります。

以上です。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第2、予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

予算特別委員長より報告を求めます。

第11番太田伸子予算特別委員長。

予算特別委員長（太田伸子君） 予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本定例会におきまして予算特別委員会に付託された案件は、予算審議6件であります。3月3日から9日、さらに9日の自由討議の際に委員会継続の提案があり、17日に審査を再開し、6日間にわたり審査しました。各会計の予算書、主要な施策の予算説明書、その他説明資料に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業を主眼に審査を行ないました。

初めに、議案第22号 令和2年度白馬村一般会計予算についてであります。

令和2年度当初予算編成に当たっては、長期的に健全財政を堅持するため、歳出の徹底した圧縮を目指し、手法として一般財源の枠配分方式を採用しています。

各課は、配分された一般財源の範囲内で創意工夫のもと、予算を組み立てることとして予算要求します。

また、地方債の新規発行額は元金償還額以下とすることで、地方債現在高をこれ以上ふやすことのないように努め、財政調整基金の繰り入れを前提としない予算編成を目標にしたとのことです。

令和2年度の予算規模は59億4,500万円で、前年度当初予算と比較して3億7,200万円の減です。

村税は14億5,600万円で、前年度比6,700万円の増です。

個人住民税は2,700万円の増、法人村民税は200万円の増、固定資産税は3,000万円の増で計上しています。

次に、各課の審査において質疑・意見は次のとおりです。主なものを、課ごとに報告いたします。

総務課関係では、ふるさと起業化支援事業補助金と地域おこし協力隊起業支援等補助金の違いはというのに対し、ふるさと起業家支援事業補助金は、計画を立てて起業する者に対して補助する。事業に対して村が認めたときにそれに対してクラウドファンディングして金額の手数料を除いた部分が補助金となる。地域おこし協力隊企業支援等補助金は、地域おこし協力隊でなければ利用できない。国の制度で任期を終えた時点で100万円、加えて村が100万円を上乗せし、定住していただくよう補助するとの答弁でした。

地球温暖化対策事業で、村は非常事態宣言、ゼロカーボン宣言をしているが、それに伴った予算はとの問いに、村民が環境を守ることか真っ先ということで宣言したクール・チョイスやバイオマスの取り組み、小水力発電という事業者もあるので、行政として支援をしていきたいと、村長は答弁されています。

村の財源がふるさと納税への依存が大きい、ふるさと納税をふやすことを考えているのかに対し、ふるさと納税は積み立てているので通常の経費と考えている。現在3億1,000万円を超えている。返礼品メニューや企業版ふるさと納税も拡充していきたいと答弁がありました。

税務課関係では、外国人データベース構築事業のオープンデータは、税務課での閲覧か庁内での共有を進めていくのかという問いに対し、データベースのデータ収集事業と公開用のウェブサイト作成事業の2本、ウェブサイトオープンデータを載せたいと思うという答弁がありました。

コンビニ収納の導入コストは726万円であるが、運営コストはどのくらいの費用が生じるのかという問いに対し、令和3年度経常経費に約80万円を計上する予定、システム使用月5万円、基本使用料1年23万円、地方銀行に5万円の経費、その他に1件60円を見込んでいるという答弁がありました。

建設課関係では、村は立地適正化計画を何に活用する予定かとの質問に、公共施設の管理計画があり。公共施設で集約していかなければいけない。使わないものは除去し新しいものはエリア

の中に集約していく。国の考え方として市町村に計画を立てさせて交付金や補助金を交付するという節がある。村は主体性を持って計画し、計画を運用していかなければいけないとの答弁でした。

除雪事業者がいるが、補償も含めて新年度の予算に反映されているかとの問いに、2億円計上しているが、最終的には出来高になる。発注のルールとして個人単位で除されている方もいるので、来年度の除雪の発注の仕様を検討していかなければいけない。建設業者から固定費をふやしてほしいという要望は出ているとの答弁でした。

農政課関係では、気候非常事態宣言やゼロカーボンシティ宣言をして事業計画を農政課で行なう考えはなかったのかという問いに対し、庁内に検討委員会が立ち上がり、各課横断的に研究しているという答弁がありました。

農地法5条転用して、外国人が買っているが、買わせない方策はないのか、農業委員会と村のかかわりがわからない、駐車場にせず分譲しているかという問いに対し、取得させないのは難しい、農地転用は理由が大事と考えている。農地を利用しなければいけないのか、申請段階で事務局としても審査している。副村長からは、農地でなくなった時点が村は手を出せなくなる。くぎを刺す行動はしたほうが良いと考えているという説明がありました。

有害鳥被害対策事業のトレイルカメラ設置の増額は、根本的な対策になっていない、生活しているところに獣のが入ってくる、対策は電気柵が有効と言われているが、対策を講じていかなければいけないのではないかと問いに、猿の被害は対策が難しい、地域ぐるみで追い払いをすることを各地に話をしていきたいという答弁がありました。

猿は、地域住民で追い払うことが有効で、住民にチラシをつくって促がし、音のなるものを地区に渡すとかしたほうがよい、熊は猟友会に頑張ってもらうしかないが、報酬の増額を考えてもらいたいという意見がありました。

健康福祉課関係では、配食サービス委託料の見込みはどの問いに、新年度280食を見込んでいる。食育計画第2期は令和3年までで、来年度は野菜カレンダーをつくっていたが、食育はどう住民に周知していくかとの問いに、食育は対象者の幅が広く、子育て支援課の母子保健事業や教育委員会の学校教育の中にも入ってくる。食育推進委員の学校給食試食を兼ね情報交換や地域の分野での高齢化、課題について話合っている。食と栄養を考える会があり、食育を取り組んでいるという答弁がありました。

認知症に対する白馬村の対応はという問いに、認知症推進委員を配置している家族相談会や認知症の理解をいただく認知症サポーター養成講座や講演会を開催していると、答弁がありました。

住民課関係ではクリーンコスモ姫川が経年劣化で寿命が来ていると聞いている、下水道に入れる話は進んでいるのか、との問いに、前任者において地元説明会を行ない、抵抗が出ていた、こちらも経済比較ができなかったため、再度説明会を要望している。臭気を懸念する地元の気持ち

を優先しながら進めていきたい。

ごみ集積場設置補助金の新年度設置希望はどこかの問いに、森上区1カ所、みそら野地区では小規模ステーション設置を希望しているとの答弁がありました。ごみ集積場小規模ステーションの設置費用はとの問いに、プラスチックは5万円程度、景観に配慮したものになると17万円ほどであるとの答弁がありました。

クリーンコスモ跡地でSPFのふん尿処理と生ごみ処理堆肥化を計画してはいかがか、生ごみから出るメタンガスは電気になるという意見がありました。

教育課関係では、子育て支援課では土地購入費の場所と面積はとの問いに、場所は保育園の西側で935平方メートル、今年度の予算で不動産鑑定をした、未満児室や給食室も不足するので、保育園の拡張も視野に入れ、当面は駐車場に使いながら将来的な組み立てをしていく。

副食費の金額は1食220円、村負担は1,072万円、246万円が徴収する副食費との答弁がありました。

病児保育はファミリーサポートでも預かるのかという問いに、インフルエンザなどの感染症は断わるが、病気によっては預かると、社会福祉協議会では言っていたと答弁がありました。

すみません。

次に、教育委員会教育課では白馬高校の寮費5万5,000円の根拠はとの問いに、5万円から5万5,000円に上げた、管理者から経費に見合う適正な負担の指示があり、消費税増税もあり1割分値上げした。在校生も含めてアップすることとしたとの答弁がありました。

北小の村費講師を1名増員の理由はとの問いに、新年度6名が特別支援学級に入級するための支援講師との答えでした。

将来の学校統合のあり方検討委員会設置の答弁があったが、予算はないがメンバーと開催頻度はとの質問があり、予算は報償費に入っている、10人で4回を想定、メンバー構成は未定ですとの答弁がありました。

スクールバス試験運行の対象学校と想定利用人数はとの問いに、小学校のみ対象、児童対象数は133人、うち神城で29人との答えでした。PTAの陳情では、距離は関係なかったが試験運行の距離はとの質問に、おおむね3キロ以上の児童を対象と考えている。陳情ではバス停をみそら野だけで20カ所と言っていたが、バス停要件と数はとの問いに、どこの場所というのは想定していない、バス停から自宅までの距離500メートル以内を基準としている、との答えでした。実施期間はとの問いに、4カ月としている、連続か夏冬かは計画は定まっていないとの答弁です。

遠距離通学補助金は、年額で距離、行政区で分けているが、試験運行の実施期間による日割り計算か、全額払うのかとの問いに、予算は12カ月分を計上しているが、試験運行費分は減額し、日割り計算となるとの答弁でした。

保護者の役割はの問いに、PTAと協議することになるが、大雨、大雪、災害などバス停の送り迎えや新年度の1年生はバス停まで送ってほしいと考える、乗る乗らないを選択する考えはない。

予算計上した理由は、の問いに、学童の安心安全の実証をしたいとの思いと、特別交付税措置があるということ、運行してみないと需要がわからないので、網計画に沿った形で地域公共交通の取り組みの始まりかと思うという副村長からの説明がありました。網計画に沿ってやることは定時定路線を意味しているとも、まるごと乗せてくるのがスクールバスだは思うが、基本の考えは、との問いに、子供の登下校の安全が第一、地区の子供は必ず乗ることが基本、網計画は昼間の時間帯をフリーで走ることであるとの答弁がありました。

事業費1,530万円の積算根拠はの問いに、大型バス1日4万5,000円、朝は1時間、下校時は1時間半運行、下校は低学年と高学年と違うので2往復する、マイクロバスは3万5,000円を3台、タクシーは5,090円で3台、国の特別交付税の対象となり1,000万円程度交付されると聞いているとの答弁でした。

大型バス、マイクロバスの振り分けはの問いに、大型バスは神城に29人、マイクロバスは北小のエリア、朝は2往復する、タクシーは野平、嶺方ですとの答弁がありました。

保護者の意見を聞いたが、公平さに欠ける多少でもお金を取っての対応はという意見を聞いた。バスの同乗者はどうするのかとの問いに、同乗者を乗せる考えはない、点呼を行なう予定もないとの答弁がありました。

家を出たが、時間に間に合わなくバスに乗れなかったときの措置はとの問いに、そこが課題ですとおっしゃっていました。

令和2年度の事業は試験試行で行なうことで、令和3年度は本格運行として考えているのかとの問いに、今回は免許を持っている事業所に委託し、運用について試験をする。やるかやらないかは担当として考えていないとの答弁でした。

次に、教育委員会生涯学習スポーツ課では、青鬼の伝建を観光につなげていく調査・研究はしているのかとの問いに、歩くルートをつくってそこだけ歩くことができないか地元と調整しているとの答弁でした。

震災アーカイブ負担金100万円は毎年かかるのかの問いに、今年で区切りをつけ、データを白馬村に移管をと考えているとの答弁でした。

氷河調査は調査しなければいけない優先度が高かったのかとの問いに、唐松沢が氷河と認定されたので白馬沢、杓子沢、不帰沢もお願いした部分もある。杓子沢は白馬駅から見える。白馬沢は馬尻から登山道を整備すれば行くことができる、観光になる。村と県と新潟大学の3者で調査をする。県ではライブカメラも設置していただける。学習登山の面もあわせて行っていきたいとの答弁がありました。

上下水道課では、合併処理浄化槽整備事業1,532万円で早期の補助は住民票がないと補助が受けられないのかとの問いに、一般財源510万円でふるさと白馬村を応援する基金の繰入金、補助の対象としては定住人口にならないものは補助の対象としないとの答弁がありました。

今年度は、10件以上補助を受けられなかった下水道施設の拡充はしていかなければいけないと思うので、研究をしてほしいとの意見がありました。

観光課関係では、地方創生推進交付金事業のグランピングの施設拡張工事で八方尾根開発では、新年度では拡張できないと言っているが、との問いに、今年度は設計をやる予定であった、八方尾根開発の理事会があり、設計拡張工事の1年延長の決定がなされた。国・県に問い合わせると新年度になって対応するよう指示があった。早い段階で落とすことも考えないといけないとの答弁でした。

グランピング事業ができなくて6月に補正するということが、議員の指摘でわかったが、事前に説明しなかったことの意図を聞かせてほしいとの質問に、八方尾根開発から報告を受けたのは事実だが、計画変更について国の承認を受けてから説明していきたいと思っていたとの答弁がありました。

議会に予算の提案権はない、予算について使わない金額が1億円あるので修正をして再上程する気はないかとの問いに、執行しない確率が高い状況の予算ではあるが、確定次第速やかに落とさせていただきたい。また、確定していない部分もある。八方尾根開発は、設計を行なうと聞き、全て落とすというものではない。歳入も確定の精査をしていかなければいけないという説明がありました。

執行しないものは削るべきと思う、議会サイドで修正してよいかに対し、正式な交付決定の内示がないので、編成段階での当初予算でご理解いただきたいと説明がありました。

ドコモのモバイル空間来訪調査の委託料はこの問いに、モバイル空間統計は、地方創生推進交付金委託料715万円、これまで宿泊客数の統計だったものを、来年度は数のほかに移動と分布を見る。

来訪者調査分析等委託料は観光地経営計画の中で、推進進捗管理としてグリーンシーズンと冬のシーズンに満足調査をJTBFに委託している。アンケート調査の委託料として320万4,000円との説明がありました。

JTBFの委託は要らないのではという質問に対し、今の状況はJTBFを頼らざるを得ないということでご理解いただきたいとの説明がありました。

JTBFは継続的に委託し、5年になる。縮小はしていかなければいけないと思っているとの答弁もありました。

落倉木道工事は2年間で1,500万円になるが工事の内容はこの問いに、落倉木道の工事は全長260メートル、幅1.5メートル、軟弱な地盤でもあり、現状の木道は沈んでいるところがあ

り、土台を強化する、100メートルぐらいは補強できると考えている。財源は、辺地対策事業債8割補助の有利な補助を使うとの説明がありました。

宿泊産業イノベーションは専門家を招聘して勉強するという解釈だが、内容はどの質問に、宿泊事業者を対象に講義・グループワークなど年3回、観光地のあり方を研修していく。6、9、11月に開催。おおむね20名を予定しているとの答弁でした。

駅前の観光案内施設と、無線LAN整備426万円の予算の内訳は、また観光案内はランドステーションにも入るので近くに2カ所は必要かとの問いに、主は駅前の観光案内所業務、Wi-Fiのシステムサーバー保守が40万円、春にスノーピークがオープンするので、駅前に案内所がなくていいのかこの1年様子を見たいとの説明がありました。

「まちあるき」満足度向上整備支援事業の対象組織は、どの問いに、八方の未来委員会、未来委員会は八方尾根観光協会の専門部会としてとらえている。未来委員会が企画して観光協会や振興会が事業主体になるとの答弁でした。

ナイトシャトルバスの1,538万円の内訳、新年度の利用人数の見込みと本年度の利用実績はどの問いに、チラシ作成と1日バス4台で12月19日から3月7日までの79日間の運行を予定。1台1日4万2,000円の契約、新年度は1万6,000人を見込んでいる、今年度の実績は1万2,000人の乗車との答弁がありました。

観光課の暫定的討論に入り、グランピング拡張のための事業費は調整がつかないから上げておくというのはおかしい、削除した予算にしてほしい、住民福祉に資する形になっていないので反対という討論がありました。

委員から、議案22号の採決に向けて自由討議の動議が出され、委員の全員の賛成により、各課の審査が終わったところで、行政・傍聴者の退席をいただき、自由討議を行いました。

自由討議では、財政調整基金の繰入を前提としない予算編成をするため、枠配分方式を用いて予算を組んだといいながら1億5,000万円を崩している、地方創生交付金事業補助金1億500万円について行政から修正案を出したほうがいいのかなどの発言がありました。

地方創生推進交付金事業については、修正することに賛成の意見が多く、行政と修正について協議することとしました。

審査を再開し、委員会は継続し、予算特別委員会の採決を別の日に改めることとしました。12日の本会議で議案の訂正請求書を可決し、17日に審査を再開しました。

訂正は、予算総額60億5,000万円から1億500万円を減額し、59億4,500万円、地方創生推進交付金事業補助金1億500万円を削除し、1億7,890万円とする。

歳入は、国庫補助金を見込んでおり、補助率2分の1、5,250万円を減額し、8,945万円とする。残りを普通交付税から1,050万円を減額して15億5,950万円に改めるものです。

質疑、意見に入り、行政の訂正の対応を評価するという意見がありました。

各課の審査が終わり、議案第22号に対しての討論に入り、スクールバス事業化され住民要望が実現されてよかったとも、行政も訂正してくれてよかった、立地適正化計画については創生の活性化につながらないし、村民益につながらない、温暖化の事業には不満が残るが全体としては賛成する、枠配分方式を採用したが課ごとに差がある。マンパワーが足りないといいながらいろんな事業に手を出している。必要な事業を精査し、余計なことに手を出さない予算にしてほしい。訂正は英断で評価するので賛成。予算には賛成。前副村長の手がけた事業を持て余している状態。

スクールバス試験運行事業は、審議の中では網計画に沿ってとは言っていたが、スクールバス単独でやろうとしている。網計画をどう始末つけるのかわからない。無電柱化に伴う修景事業は一流デザインに委託し、ちゃんとやってもらいたいという要望をつけての賛成討論もありました。

採決したところ、議案第22号令和2年度白馬村一般会計予算、は委員長除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は11億110万7,000円です。国民健康保険税は2億3,000万円を見込んでいます。退職被保険者制度が平成26年度末で廃止され、対象者がいなくなるため、現年分課税分は計上していません。

質疑に入り、保険者努力支援制度交付金は何をすれば交付金が来るのかという質問に対し、特定健診受診率、徴収率向上に関する取り組みの実施状況、給付の適正化に関する取り組みの成績になるとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第23号は、委員長除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出の予算は、1億238万7,000円です。

後期高齢者の保険料は7,784万5,000円。保険料は2年に1度の改正となり、新年度がその年となります。

一般会計繰入金は315万6,000円、保険基盤安定繰入金は2,110万3,000円です。

質疑に入り、保険基盤安定繰入金はどこから入るのかとの質問に、村からですとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第24号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額448万5,000円、歳入は使用料87万円、一般会計からの繰入金355万3,000円が主なものです。

歳出は、処理場運転管理委託料171万4,000円、長期債償還元金149万8,000円が主なものです。

質疑に入り、償還の最終年度はとの問いに、令和15年度ですとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第25号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和2年度白馬村水道事業会計予算についてです。

水道事業収益3億2,607万円、水道事業費用2億7,318万7,000円です。

基本的収入6,859万円、資本的支出1億6,520万9,000円、資本的収入及び支出の予定額は資本的収入額が資本的支出額に許して不足する額9,193万9,000円は損益勘定留保資金、建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税基本的収支調整額で補填するものとします。

質疑に入り、水道の長寿命化計画があったと思うが、漏水対策を含めたものかとの問いに対し、更新計画で過去3年取り組んでいる、おおむねの順位づけの計画を立てていきたい、経営審議会で議論しながら検討していきたいとの答弁がありました。

経営審議会の委員構成は、との問いに、使用者の代表として区長、商工会、学識経験者として県企業局に依頼、一般公募を3名、議会からも代表をお願いしていくとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第26号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第27号 令和2年度白馬村下水道事業会計予算についてです。

下水道事業収益5億2,355万6,000円、下水道事業費用5億2,355万6,000円、基本的収入3億9,299万2,000円、資本的支出5億1,448万2,000円、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,149万円は損益勘定留保資金で補填するものとします。

駅前の無電柱化のところには、管路が通っていないかとの質問に対し、駅前の無電柱化は歩道部分であり、下水道は車道部分に入っているため、現時点では影響ないとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第27号は、委員長除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

すみません。教育委員会のところの子育て支援課のところ、副食費の金額に関する答弁のところ、「246万円」が徴収する副食費として申しましたが、「264万円」です。訂正いたします。

それと、議案第26号の令和2年度白馬村水道事業会計予算のところ、資本的支出「1億6,052万9,000円」と申し上げましたが「1億9,502万9,000円」であります。訂

正しいとします。申しわけありません。

すみません。先ほどの水道事業会計ですが、資本的支出額は「1億6,052万9,000円」です。訂正いたします。お願いします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。議案第22号の討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 令和2年度白馬村一般会計予算は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 令和2年度は白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号の討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。これも、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号、令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。

よって、議案第25号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決も起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号 令和2年度白馬村水道事業会計予算は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決も起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号 令和2年度白馬村下水道事業会計予算は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から議案の提出の申し出、同意案件の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の

申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 議案第28号、日程第4 同意第1号、日程第5 同意第2号、日程第6 発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第28号、同意第1号、同意第2号、発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第28号、同意第1号、同意第2号、発委第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べる事ができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第3 議案第28号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第6号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 議案第28号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第28号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明いたします。

第1条繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費によるものです。

1枚おめくりいただきまして、第1表の繰越明許費をごらんください。

令和元年度から2年度へ繰り越す事業は6事業となります。

まず、2款1項スポーツ振興事業407万円は、東京2020オリンピック聖火リレーの運営委託料です。

5款1項農業振興事業677万7,000円は、国の補正予算による担い手確保経営強化支援事業である経営体育成支援事業費補助金です。

7款2項道路維持補修事業2,000万円は、5号補正で計上いたしました緊急経済対策による道路維持補修工事費となります。同じく村道改良国庫補助事業3,614万7,000円は、橋梁の改良工事費や実施設計等の委託料です。

9款1項学校環境整備事業857万3,000円ですが、これも国の補正予算による白馬中学校の情報通信ネットワーク整備事業費です。

10款2項現年発生公共土木施設災害復旧事業補助3,622万7,000円は、7月の豪雨による菅の村道の災害復旧事業費です。

以上の合計額1億1,179万4,000円を次年度に繰り越しをしたいというものがございます。説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第28号 白馬村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第4 同意第1号から日程第5 同意第2号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

同意第1号から同意第2号は会議規則第39条第3項の規定により、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、同意第1号から同意第2号は質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第4 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

平林教育長の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命について、次の者を白馬村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、北安曇郡白馬村大字北城249号番地、氏名、平林豊、生年月日、昭和33年2月16日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

平林教育長は、議場に入場してください。

△日程第5 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を白馬村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、北安曇郡白馬村大字神城25397番地、氏名、白河勉、生年月日、昭和26年12月1日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、第2号は原案のとおり同意されました。

△日程第6 発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書です。

陳情第1号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりです。

内容は、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医師現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準にすることです。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第9 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和2年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月3日に開会して以来、本日まで17日間にわたり令和2年度一般会計予算を初め、条例改正などに慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

特に、議決をいただきました新年度の各予算につきましては、村民の生活、福祉の向上のため、重点事業を中心に適正に執行をさせていただきたいと考えておりますので、議員各位を初め、村民の皆様のご支援・ご協力をお願いを申し上げます。

世界的な流行となった新型コロナウイルスによる生活や経済への影響はいまだに先行きが見通せない状況であり、観光地である白馬村においても、今後の生活への不安が村民の間に広がっており、一刻も早い終息により、世界がもとの状況に戻ることを願うばかりであります。

そのような状況の中で、昨日に開催をいたしました新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、現在の状況は、広範囲にわたる災害に匹敵をするやむを得ない状況であると判断し、白馬村税条例の定めにより、固定資産税第1期の納税期限を1カ月延長し、5月の納期とすることに決定をいたしました。経済対策事業とあわせ、村としては、困っている皆さんのために少しでもお力になればというふうに思っております。

また、4月2日に実施予定の東京2020オリンピック聖火リレーは、17日の組織委員会の発表によりますと、最初の3県となる福島県、栃木県、群馬県のセレモニーについては来賓や関係者の入場は可能とするが、一般観覧客の入場を中止とし、公式プログラム以外も中止となりました。また、沿道応援の案内について、聖火ランナーの走行は予定どおりとのことですが、「体調が悪い方は、沿道での応援をご遠慮いただきますようお願いいたします」との案内を行なうこととされました。

白馬村の対応は、新型コロナウイルス感染症対策について大きく状況が緩和せず、現在の組織委員会の方針に従い、聖火リレーやジャンプ競技場での、聖火をランタンに移して納火を行なうミニセレブレーションは実施をいたしますが、事後プログラムは中止をすることといたしました。

今後、新たに長野県の方針が出ることも考えられますが、より厳しい方針が出された場合には、その方針に従うことといたします。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意をされ、村政の発展と住民福祉向上のためにご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(北澤禎二郎君) これをもちまして、令和2年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時15分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 3月19日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員